令和２年第１回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

３月１０日（火）
○町長挨拶 …… 6
○管理職の紹介 …… 7
○臨時議長の紹介 …… 8
○臨時議長の挨拶 …… 8
○開会及び開議 …… 8
○議事日程の報告 …… 8
○仮議席の指定 …… 8
○議長の選挙 …… 9
○議長就任の挨拶 …… １０
○議事日程の追加 …… １０
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… １０
○議席の指定 …… １１
○会議録署名議員の指名 …… １１
○会期の決定 …… １１
○副議長の選挙 …… １１
○副議長就任の挨拶 …… １３
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任 …… １３
○総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選 …… １５
○広報常任委員会委員の指名 …… １５
○広報常任委員会正副委員長の互選 …… １６
○議会運営委員会委員の選任 …… １６
○議会運営委員会正副委員長の互選 …… １７
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙 …… １７
○皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙 …… １８
○皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 …… １９
○諸般の報告 …… ２０
○町政に対する一般質問 …… ２１
３番　小　杉　修　一　議員 …… ２１
２番　林　太　平　議員 …… ２９
８番　新　井　達　男　議員 …… ３１
５番　常　山　知　子　議員 …… ３３
９番　林　豊　議員 …… ４１

１２番　内　海　勝　男　議員 …… ４７
○次会日程の報告 …… ５６
○散　　会 …… ５６

◇

３月１１日（水）

○開　　議 …… ５９
○議事日程の報告 …… ５９
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… ５９
○議案第１号の説明、質疑、討論、採決 …… ５９
・議案第１号　皆野町森林環境整備基金条例の制定について
○議案第２号の説明、質疑、討論、採決 …… ６３
・議案第２号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第３号の説明、質疑、討論、採決 …… ６４
・議案第３号　皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第４号の説明、質疑、討論、採決 …… ６６
・議案第４号　皆野町一般職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第５号の説明、質疑、討論、採決 …… ６７
・議案第５号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第６号の説明、質疑、討論、採決 …… ６８
・議案第６号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第７号の説明、質疑、討論、採決 …… ７１
・議案第７号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第８号の説明、質疑、討論、採決 …… ７６
・議案第８号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第９号の説明、質疑、討論、採決 …… ７７
・議案第９号　皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第１０号の説明、質疑、討論、採決 …… ８１
・議案第１０号　皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
○議案第１１号の説明、質疑、討論、採決 …… ８３
・議案第１１号　土地の取得について
○議案第１２号の説明 …… １０４
・議案第１２号　令和２年度皆野町一般会計予算

○議案第１３号の説明 ……１０９
・議案第１３号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第１４号の説明 ……１１２
・議案第１４号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１５号の説明 ……１１５
・議案第１５号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○延会について ……１１７
○次会日程の報告 ……１１７
○延　　会 ……１１７

◇

３月１２日（木）

○開　　議 ……１２１
○議事日程の報告 ……１２１
○議案第１２号の質疑、討論、採決 ……１２１
・議案第１２号　令和２年度皆野町一般会計予算
○会議時間の延長 ……１５４
○延会について ……１６３
○次会日程の報告 ……１６３
○延　　会 ……１６３

◇

３月１３日（金）

○開　　議 ……１６７
○議事日程の報告 ……１６７
○議案第１３号の質疑、討論、採決 ……１６７
・議案第１３号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算
○議案第１４号の質疑、討論、採決 ……１６８
・議案第１４号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算
○議案第１５号の質疑、討論、採決 ……１７０
・議案第１５号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算
○議案第１６号の説明、質疑、討論、採決 ……１７０
・議案第１６号　令和元年度皆野町一般会計補正予算（第５号）
○議案第１７号の説明、質疑、討論、採決 ……１７７
・議案第１７号　令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１８号の説明、質疑、討論、採決 ……１７８

・議案第１８号　令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）
○議案第１９号の説明、質疑、討論、採決 ……１８０
・議案第１９号　令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
○議案第２０号の説明、質疑、討論、採決 ……１８１
・議案第２０号　町道路線の廃止及び認定について
○日程の追加 ……１８３
○同意第１号の説明、質疑、討論、採決 ……１８３
・同意第１号　監査委員の選任について
○同意第２号の説明、質疑、討論、採決 ……１８４
・同意第２号　公平委員会委員の選任について
○同意第３号の説明、質疑、討論、採決 ……１８４
・同意第３号　農業委員会の委員の任命について
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について ……１８５
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について ……１８５
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について ……１８６
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について ……１８６
○議決事件の字句及び数字等の整理 ……１８６
○閉会について ……１８６
○閉　　会 ……１８７

○　招　　集　　告　　示

皆野町告示第９号

令和２年第１回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和２年３月２日

皆野町長　　石 木 戸　　道　　也

１　期　　日　令和２年３月１０日

２　場　　所　皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１２名）

１番	大	塚	鉄	也	議員	２番	林		太	平	議員
３番	小	杉	修	一	議員	４番	宮	前		司	議員
５番	常	山	知	子	議員	６番	若	林	光	雄	議員
７番	大	澤	金	作	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	大	澤	径	子	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

令和２年第１回皆野町議会定例会　第１日

令和２年３月１０日（火曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、町長挨拶
１、管理職の紹介
１、臨時議長の紹介
１、臨時議長の挨拶
１、開　　会
１、開　　議
１、議事日程の報告
１、仮議席の指定
１、議長の選挙
１、議長就任の挨拶
１、議事日程の追加
１、議案等の説明のため出席した者の紹介
１、議席の指定
１、会議録署名議員の指名
１、会期の決定
１、副議長の選挙
１、副議長就任の挨拶
１、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任
１、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選
１、広報常任委員会委員の指名
１、広報常任委員会正副委員長の互選
１、議会運営委員会委員の選任
１、議会運営委員会正副委員長の互選
１、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
１、皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙
１、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
１、諸般の報告
１、町政に対する一般質問

３番	小	杉	修	一	議員
２番	林		太	平	議員
８番	新	井	達	男	議員
５番	常	山	知	子	議員
９番	林			豊	議員

１２番　　内　　海　　勝　　男　　議員

１、次会日程の報告

１、散　　会

午前９時００分開会

出席議員（１２名）

１番	大	塚	鉄	也	議員	２番	林		太	平	議員
３番	小	杉	修	一	議員	４番	宮	前		司	議員
５番	常	山	知	子	議員	６番	若	林	光	雄	議員
７番	大	澤	金	作	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	大	澤	径	子	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良	彦
会計管理者兼会計課長	橋	本	賢	伸		教育長	豊	田	尚	正
総務課長	新	井	敏	文		みらい創造課長	中	島	直	輝
町民生活課長	長	島		弘		健康福祉課長	浅	見	幸	弘
税務課長	豊	田	昭	夫		産業観光課長	玉	谷	泰	典
建設課長	宮	原	宏	一		教育次長	設	楽	知	伸

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦		書記	山	田	厳

○事務局長（吉岡明彦）　おはようございます。事務局長の吉岡です。並びに書記の山田です。

議員各位におかれましては、早朝より本定例会にご参集頂き、厚く御礼申し上げます。

先般行われました皆野町議会議員一般選挙におきましてご当選されました議員の皆様方に改めてお祝い申し上げます。今後とも、よろしくご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

◇

◎町長挨拶

○事務局長（吉岡明彦）　ここで、本定例会の開会に当たりまして、町長から議会の招集のご挨拶を頂きます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議員の皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和２年第１回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を頂き開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、２月４日告示の皆野町議会議員一般選挙におきまして、無投票にて当選の栄に浴されました。誠におめでとうございます。戦わずして勝つが最も強い勝ち方であると言われています。心からお祝いを申し上げます。

これからも町議会と町執行部は、車の両輪のごとく、住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野づくりに取り組んでまいりたいと思います。引き続きご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

中国武漢を発生元にした新型コロナウイルスの感染が世界各国に拡散をしています。日本でも、各地で感染者がじわじわと増加し、1,200名を超え、死亡者も16名となりました。このため、全国でイベントなど各種催事、催し事が中止や縮小され、経済活動にも大きく影響しています。このような感染状況を踏まえて、感染拡大防止策として、安倍首相が要請した小中高校の臨時休校が２日から全国で始まり、１週間が過ぎました。当町の小中学校においても、臨時休校と各家庭での自主学習を基本としますが、小学生については、条件つきで希望者は学校で受け入れることにしました。やむを得ない措置ではありますが、突然の政府の要請に各家庭などには戸惑いがありましたが、落ち着いてきた感もあります。

今後も感染収束に向けて、さらに一人一人が手洗いの励行や外出、集会を控えるなどの自己防衛意識が必要であります。一日も早い新型コロナウイルスの収束を願うばかりです。

ここで、令和２年度皆野町一般会計予算について申し上げます。一般会計予算大綱にお示ししました予算編成方針に基づきまして、楽しく子育て、元気で長生き対策、教育、文化、スポーツの推進、環境保全、産業、観光の推進、安全で快適な生活基盤の整備、移住、定住の促進、結婚支援などを重点的に推進するため、総額41億7,970万円の一般会計予算といたしました。

予算編成に当たりましては、入るを量りていずるを制すの下、財政健全化を念頭に編成しました。このように、第２期まち・ひと・しごと創生戦略を踏まえ、第５次皆野町総合振興計画における将来像の実現に向けた予算といたしました。国保など３特別会計予算においては、23億3,610万3,000円を計上し、合わ

せた総予算額は65億1,580万3,000円であります。なお、予算の執行においても、最大の効果を最少の経費で念頭に取り組みます。

本定例会にご審議賜る町長提出議案は、23議案であります。よろしくご審議頂き、可決頂きますようお願い申し上げます。議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げて、開会に先立ちましての挨拶といたします。

◇

◎管理職の紹介

○事務局長（吉岡明彦）　次に、執行部出席者について、土屋副町長より職員の紹介をお願いいたします。副町長。

○副町長（土屋良彦）　おはようございます。私から第１回の定例会開会に当たりまして、職員等の紹介を申し上げます。

教育長の豊田尚正でございます。

○教育長（豊田尚正）　よろしくお願いします。

○副町長（土屋良彦）　総務課長の新井敏文でございます。

○総務課長（新井敏文）　よろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦）　みらい創造課長の中島直輝でございます。

○みらい創造課長（中島直輝）　よろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦）　町民生活課長の長島弘でございます。

○町民生活課長（長島　弘）　よろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦）　健康福祉課長の浅見幸弘でございます。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　よろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦）　税務課長の豊田昭夫でございます。

○税務課長（豊田昭夫）　よろしくお願いします。

○副町長（土屋良彦）　産業観光課長の玉谷泰典でございます。

○産業観光課長（玉谷泰典）　よろしくお願いします。

○副町長（土屋良彦）　建設課長の宮原宏一でございます。

○建設課長（宮原宏一）　よろしくお願いします。

○副町長（土屋良彦）　会計管理者兼ねて会計課長の橋本賢伸でございます。

○会計管理者兼会計課長（橋本賢伸）　よろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦）　以上で職員の紹介……

〔「教育次長」と言う人あり〕

○副町長（土屋良彦）　失礼しました。

教育次長の設楽知伸でございます。

○教育次長（設楽知伸）　よろしくお願いいたします。

○副町長（土屋良彦）　以上で職員紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

◇

◎臨時議長の紹介

○事務局長（吉岡明彦）　これより令和２年第１回皆野町議会定例会が開かれるわけでございますが、ここで臨時議長をご紹介させていただきます。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

よって、年長の林太平議員をご紹介申し上げます。

林太平議員、直ちに議長席へお願いいたします。

〔臨時議長　林　太平議員議長席に着く〕

◇

◎臨時議長の挨拶

○臨時議長（林　太平議員）　おはようございます。ただいまご紹介頂きました林太平でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開会及び開議の宣告　（午前９時００分）

○臨時議長（林　太平議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しており、これより令和２年第１回皆野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○臨時議長（林　太平議員）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（林　太平議員）　日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長の選挙

○臨時議長（林　太平議員）　日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（林　太平議員）　ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第２項の規定により、立会人に大塚鉄也議員、小杉修一議員、宮前司議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林　太平議員）　異議なしと認めます。

よって、立会人に大塚鉄也議員、小杉修一議員、宮前司議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（林　太平議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林　太平議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（林　太平議員）　異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、１番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○臨時議長（林　太平議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（林　太平議員）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立会いをお願いします。

〔開　　票〕

○臨時議長（林　太平議員）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票　　１２票

無効投票　　０票

有効投票のうち

若　林　光　雄　議員　　１０票

内　海　勝　男　議員　　２票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は３票です。

よって、若林光雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（林　太平議員）　ただいま議長に当選されました若林光雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（林　太平議員）　ただいま議長に当選されました若林光雄議員に議長就任のご挨拶をお願いいたします。

〔議長　若林光雄議員登壇〕

○議長（若林光雄議員）　ただいま議長選挙におきまして、議長に当選をさせていただきました若林光雄です。大勢の議員皆様方のご支持を頂き、誠にありがとうございました。

町民の負託に応えるよう、公平公正な議会運営に努めまして、皆野町議会のまた代表といたしまして鋭意努力をいたします。どうぞ議員の皆様方のご支援、またご協力を衷心よりよろしくお願い申し上げます。

また、町長をはじめ、執行部、参与席の皆様方のご協力をも併せてお願い申し上げ、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（林　太平議員）　若林光雄議長、議長席にお着き願いたいと思います。

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力大変ありがとうございました。

〔議長　若林光雄議員議長席に着く〕

◇

◎議事日程の追加

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

ここで、お手元に配付の令和２年第１回皆野町議会定例会追加議事日程（第１号の追加１）のとおり日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することを決定いたしました。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（若林光雄議員）　本定例会の会議は地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため出席を求め、またはその委任を受けて出席された関係者は、参与席の諸君でございます。

◇

◎議席の指定

○議長（若林光雄議員）　日程第１、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。

本議席は、お手元に配付した議席表により、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（若林光雄議員）　日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において

１番　　大　塚　鉄　也　議員

２番　　林　　太　平　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（若林光雄議員）　日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期案のとおり、本日から３月17日までの８日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３月17日までの８日間と決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○議長（若林光雄議員）　日程第４、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条の第２項の規定により、立会人に５番、常山知子議員、７番、大澤

金作議員、８番、新井達男議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、立会人に５番、常山知子議員、７番、大澤金作議員、８番、新井達男議員を指名いたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（若林光雄議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（若林光雄議員）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、１番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（若林光雄議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（若林光雄議員）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票　　１２票

　　無効投票　　０票

有効投票中

宮　前　　司　議員　　６票

小　杉　修　一　議員　　６票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は３票であり、宮前司議員と小杉修一議員の得票数は、いずれもそれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第１項の規定は、公職選挙法第95条第２項の規定を準用し、くじで当選人を決定することになっております。

宮前司議員及び小杉修一議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは２回引きます。

１回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。
２回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものでございます。
くじは、抽せん棒で行います。
９番、林豊議員及び10番、大澤径子議員、くじの立会いをお願いいたします。
まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。
宮前司議員及び小杉修一議員、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（若林光雄議員）　くじを引く順序が決定いたしましたので報告いたします。
まず初めに、宮前司議員、次に小杉修一議員となります。よろしくお願いします。
ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。
なお、１番のくじを引いた方が当選人といたします。
宮前議員、お願いします。

〔くじを引く〕

○議長（若林光雄議員）　くじの結果を報告いたします。
くじの結果、宮前司議員が当選人と決定いたしました。
議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若林光雄議員）　４番、宮前司議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により告知をいたします。

◇

◎副議長就任の挨拶

○議長（若林光雄議員）　ただいま副議長に当選されました議員に副議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

〔副議長　宮前　司議員登壇〕

○副議長（宮前　司議員）　４番、宮前司でございます。ただいま副議長の選挙におきまして、同数ということでくじ引きになったわけですけれども、副議長ということで、大役をこれから２年間、議長を補佐して、努めていきたいと思いますので、どうか議員の皆様、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会委員の選任

○議長（若林光雄議員）　日程第５、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。
常任委員会の定数は、皆野町議会委員会条例第２条により、総務教育厚生常任委員会６人、産業建設常任委員会６人、広報常任委員会６人と定められております。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長が会議に諮って指名す

ることに定められております。

お諮りいたします。この件につきまして、最初に総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の２委員会について所属委員会の希望をお聞きして、慎重に選考し、議長から指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

それでは、用紙を配付いたします。

配付されました用紙に、所属を希望する委員会の番号に丸をつけて議員氏名を記入願います。

〔用紙配付〕

○議長（若林光雄議員）　用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　配付漏れなしと認めます。

用紙を取りまとめます。

１番議員より順次提出を願います。

〔用紙提出〕

○議長（若林光雄議員）　提出漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　全員提出と認めます。

選考のために、暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時４３分

再開　午前１０時０９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員の指名をいたします。

努めて希望に沿うよう選考いたしましたが、全て希望どおりにはまいりませんので、その点ご了承願います。

それでは、総務教育厚生常任委員会の委員から指名いたします。

11番　四方田　実　議員　10番　大澤径子　議員　９番　林　豊　議員

５番　常山知子　議員　４番　宮前　司　議員　２番　林　太平　議員

以上、６人を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

12番　内海勝男　議員　８番　新井達男　議員　７番　大澤金作　議員

６番　若林光雄　議員　３番　小杉修一　議員　１番　大塚鉄也　議員

以上、６人を指名いたします。

総務教育厚生常任委員会委員、産業建設常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

次に、広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会委員の指名については、総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長の互選の後に議長から指名することに決定をいたしました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会正副委員長の互選

○議長（若林光雄議員）　日程第６、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の諸君は、委員会条例第９条第１項並びに第２項の規定に基づき、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩　午前１０時１３分

再開　午前１０時２０分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長　　大　澤　径　子　議員

総務教育厚生常任委員会副委員長　　林　　太　平　議員

産業建設常任委員会委員長　　小　杉　修　一　議員

産業建設常任委員会副委員長　　大　塚　鉄　也　議員

以上の方々が委員長、副委員長に互選されましたので、ご報告を申し上げます。

◇

◎広報常任委員会委員の指名

○議長（若林光雄議員）　総務教育厚生常任委員会、産業建設常任委員会の正副委員長が決定いたしましたので、広報常任委員会委員の指名を行いたいと思いますが、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２１分

再開　午前１０時２９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

広報常任委員会の委員の指名をいたします。

10番　大　澤　径　子　議員　　８番　新　井　達　男　議員　　５番　常　山　知　子　議員

３番　小　杉　修　一　議員　　４番　宮　前　　司　議員　　２番　林　　太　平　議員

以上６人を指名いたします。

広報常任委員会の委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

◇

◎広報常任委員会正副委員長の互選

○議長（若林光雄議員）　続きまして、広報常任委員会委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

広報常任委員会委員長に５番、常山知子議員、広報常任委員会副委員長に８番、新井達男議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◇

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（若林光雄議員）　日程第７、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議長より指名をいたします。

11番、四方田実議員、10番、大澤径子議員、７番、大澤金作議員、５番、常山知子議員、４番、宮前司議員、３番、小杉修一議員、以上、６人の方を委員会条例第５条の規程により、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました６人の方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（若林光雄議員）　日程第８、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会の諸君は、委員会条例第９条の第１項並びに第２項の規定に基づき、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告頂きたいと思います。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３４分

再開　午前１０時３８分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

委員長、７番、大澤金作議員、副委員長、11番、四方田実議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

◇

◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（若林光雄議員）　日程第９、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

秩父広域市町村圏組合規約第６条第２項の規定により、本議会から２人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙は投票により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条の第２項の規定により、立会人に11番、四方田実議員、12番、内海勝男議員、１番、大塚鉄也議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、立会人に11番、四方田実議員、12番、内海勝男議員、１番、大塚鉄也議員を指名いたします。

投票用紙の配付をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（若林光雄議員）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（若林光雄議員）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、１番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（若林光雄議員）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○議長（若林光雄議員）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

うち有効投票　　１２票

無効投票　　０票

有効投票中

四方田　　実　議員　　６票

林　　豊　議員　　４票

常　山　知　子　議員　　２票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は２票です。

よって、11番、四方田実議員、９番、林豊議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選をされました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（若林光雄議員）　ただいま秩父広域市町村圏組合議会議員に当選をされました四方田実議員、林豊議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙

○議長（若林光雄議員）　日程第10、皆野・長瀞下水道組合議会議員の選挙を行います。

皆野・長瀞下水道組合規約第５条第２項の規定により、本議会から４人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

皆野・長瀞下水道組合議会議員に８番、新井達男議員、３番、小杉修一議員、２番、林太平議員、１番、大塚鉄也議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました８番、新井達男議員、３番、小杉修一議員、２番、林太平議員、１番、大塚鉄也議員を皆野・長瀞下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました８番、新井達男議員、３番、小杉修一議員、２番、林太平議員、１番、大塚鉄也議員が皆野・長瀞下水道組合議会議員に当選をされました。

ただいま皆野・長瀞下水道組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第２項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（若林光雄議員）　日程第11、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が来る４月７日に満了となります。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することに定められております。

選挙すべき人数は、委員４名、同補充員４名です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被指名人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

皆野町選挙管理委員会委員に、中英二君、鈴木正文君、村田武保君、川田幸子君、以上４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中英二君、鈴木正文君、村田武保君、川田幸子君を皆野町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、中英二君、鈴木正文君、村田武保君、川田幸子君が皆野町選挙管理委員会委員に当選をされました。

皆野町選挙管理委員会委員の補充員は、補充員の順序を定めて指名することになっております。

補充員に、１番、小林勝君、２番、四方田宣行君、３番、野口政則君、４番、宮下照之君、以上４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました小林勝君、四方田宣行君、野口政則君、宮下照之君を補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、小林勝君、四方田宣行君、野口政則君、宮下照之君が補充員に当選をされました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時２８分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎諸般の報告

○議長（若林光雄議員）　日程第12、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告をいたします。

12月18日、秩父定住自立圏推進委員会が長瀞町役場会議室で開催され、前議長が町長、総務課長と出席をいたしました。

19日には、秩父町村議員クラブ令和元年度研修会・交流会に前正副議長、議員８名と出席いたしました。

23日には、秩父地域議長会第３回定例会が長瀞町で開催され、前正副議長が出席いたしました。

月が変わりまして、１月６日、秩父消防本部出初式に前副議長並びに前広域議会議員と、同日、さいたま市で開催された豊かな埼玉をつくる県民の集いに、９日、埼玉知事公館で開催された県と市議会議長会、町村議会議長会との新年懇談会に、20日に、埼玉県町村議長会主催視察研修会が三芳町で、29日には浦和ロイヤルパインズホテルで開催された市町村トップセミナーに前議長が出席いたしました。

月が変わりまして、21日、埼玉県町村議長会主催の令和元年度定期総会及び自治功労表彰式において、町村議会議員として27年以上在職し、功労のあった者により、内海勝男議員、宮原睦夫前議員が全国町村議会議長会自治功労表彰を受賞されましたので、報告するとともにお祝いを申し上げます。

監査委員から、例月出納検査並びに定期監査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　報告をいたします。第２期皆野町人口ビジョン、第２期皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、議員の皆様方のお手元に配付いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　執行部からの報告は終わりました。

これをもって諸般の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

11番、四方田実議員。

〔11番　四方田　実議員登壇〕

○11番（四方田　実議員）　11番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

令和２年１月17日、全員協議会が開かれました。議事として、消防救急デジタル無線談合問題について説明がありました。これは、平成29年度に実施された消防本部の消防救急時デジタル無線設備事業について、公正取引委員会より、（株）富士通ゼネラルほか４社により、受注調整が行われたとの指摘があり、損害賠償請求をするということです。

２つ目に、水道事業経営審議会への諮問事項に対する答申について説明がありました。令和元年12月に、水道事業経営審議会より管理者に答申書が提出されました。答申によりますと、水道料金は令和３年４月から５年間、平均17.91％値上げ、１立米218円の統一料金とするよう答申がなされました。

続いて、令和２年２月19日は、全員協議会、続いて組合議会定例会が開かれました。全員協議会においては、管理者からの報告として、水道料金の統一にかかる組合理事会の協議の状況について報告がありました。新聞でも報道されましたけれども、審議会答申は平均17.91％の値上げでしたが、現行で理事会で協議していることは、平均で0.25％の値上げにとどまるというような検討を頂いております報告がありました。

定例会においては、一般質問３名、管理者提出議案８件で、条例改正また令和元年度の一般会計、水道事業会計の補正予算、令和２年度の一般会計、水道会計予算でありました。

以上、広域市町村圏組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　続いて、皆野・長瀞下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いします。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　報告事項はございません。

○議長（若林光雄議員）　なしと認めます。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（若林光雄議員）　日程第13、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、３番、小杉修一議員の質問を許します。

３番、小杉修一議員。

〔３番　小杉修一議員登壇〕

○３番（小杉修一議員）　おはようございます。３番、小杉修一です。今後ともよろしくお願い申し上げます。

非常事態と言われておりますが、全くもって世の中が新型コロナウイルス、全く見えない相手にやられてしまっています。一昨日、また北朝鮮が挑発的にミサイルを飛ばしましたが、もはや誰も相手にしていられないのであります。今、日本中の学校を休みにしたり、集会、イベントが次々に中止になったり、人の移動、物流が止まり、経済が大打撃を受けております。安倍総理、そして麻生大臣には、コメントだけではなく、実効性のある動きを期待いたします。そして、今こそ社会がワンチームになって頑張っていくときです。暗い話ばかりしてもいけないので、前向きに話を持っていき、そんな気持ちで一般質問をしたいところなのですが、どうぞフィルターなどかけないで、すっきりとよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問の１項目なのですが、これがまた、実は大変気がかりなことになってはおりますが、前向きに質問させていただきます。

１項目、聖火が当町に来る経緯についてであります。

①、聖火が親鼻駅に運ばれてくるとお聞きしましたが、経緯について教えてください。

②、どのようにしてくるのですか。皆野駅はどうなりますか。

③、プロジェクトの成功に向けた取組を教えてください。

なお、地元親鼻では、太鼓の会を中心に気合が入っています。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、質問の２項目は、暮らしの便利帳を商工業者の広告費で作ることについてであります。

①、暮らしの便利帳は、１、民間業者の営利事業だと思われますが、町がこれに協力する理由は何か、町民に発行の要望があるのですか。

②、町民にとっていいもので、町との共同事業というのなら、以前にも言ったのですが、発行費用をきちんと把握し、町が応分の負担をして、町の商工業者の広告費が安くなるような工夫をすべきではないでしょうか。

③、秩父音頭まつりでも商工業者に協力金をお願いする予定の折、当地域の足元の景気をどう捉えておられますか。

そして、④、町報の有料広告の参考にはできませんか。

よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　３番、小杉議員さんから通告のありました質問事項１、聖火が当町に来る経緯についてお答えいたします。

１点目の聖火が皆野町に来る経緯についてですが、東京2020オリンピック聖火リレーは、３月26日に福島県を出発し、開会式当日の７月24日まで、121日をかけて全国47都道府県をめぐります。埼玉県では、７月７日から７月９日までの３日間にわたり、40市町で実施されます。この聖火リレーの県内ルートにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からの依頼に基づき、埼玉県聖火リレー実行委員会が市町村への意向調査及び県民からの意見募集を行った上で選定をしております。埼玉県の２日目、７月８日に秩父市、皆野町、長瀞町区間として、皆野町で聖火リレーが実施されます。

２点目のどのようにしてくるのですか、皆野駅はどうなりますかとのご質問ですが、７月８日に実施される秩父市、皆野町、長瀞町区間の概要ですが、出発地は秩父神社本殿前で、皆野町を経由し、到着地は長瀞駅前広場となっております。当該区間は、特殊な聖火リレーとして実施されます。秩父市から皆野町へは、秩父鉄道を利用し、五輪カラーに塗装された電気機関車５両を連結し、秩父駅から親鼻駅まで聖火を載せた客車を牽引いたします。特別運行となるため、皆野駅には停車いたしません。さらに、皆野町から長瀞町では、長瀞ライン下りに聖火を載せて親鼻橋から岩畳間を結ぶ計画となっております。

３点目のプロジェクトの成功に向けた取組についてですが、今回の聖火リレーが安全にかつ盛大に開催できるよう、町を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。町では、聖火リレーの実施に当たり独自盛り上げ施策を計画しており、現在、大会組織委員会へ申請をしている段階でございます。主な内容といたしましては、幼稚園児、小中学生によるコース沿道での応援、秩父屋台囃子などの演奏を予定しております。大会組織委員会において承認がされた後に、詳細な具体計画を策定する予定でおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

〔みらい創造課長　中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問２、暮らしの便利帳を商工業者の広告費でつくることについての①、発行の趣旨及び町民の要望があったのかについてお答えを申し上げます。暮らしの便利帳は、各種行政手続から医療機関情報まで、幅広い情報を掲載した生活ガイドブックでございます。この事業は、皆野町と株式会社サイネックスに加え、広告を掲載頂く事業者の皆様の３者が一体となった官民連携事業として捉えております。株式会社サイネックスだけに利益があるものではなく、町、株式会社サイネックス、広告掲載事業者それぞれに利益のある取組でございます。初版の暮らしの便利帳は、平成27年３月に発行し、既に約５年が経過していることから、その掲載内容にも様々な変更が生じております。町民の皆様に最新の情報をお届けするため、直接の要望はございませんが、改めて暮らしの便利帳を発行することといたしました。今後も町民の皆様の暮らしを支えられるよう、適切に情報を届けてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問２の②、発行費用と町の負担についてお答えを申し上げます。暮らしの便利帳の発行に係る経費でございますが、株式会社サイネックスから提示された事業収支計画書によりますと、総額で522万6,000円でございます。このうち、冊子の編集、印刷にかかる部分が約284万円、人件費が約200万円、郵送料が７万円でございまして、計490万円が実際にかかる経費でございます。残りの約30万円が純粋な株式会社サイネックスの収益となると考えております。発行にかかる経費は、暮らしの便利帳発行の趣旨にご賛同頂いた事業者様からの貴重な広告収入により賄われることになりますが、広告掲載は事業者の宣伝、ＰＲとなる、双方にとって利益のあるものと考えております。

以上の点から、町で費用負担を持つというよりは、事業者の皆様が期待した宣伝効果が十二分に出るように、暮らしの便利帳の周知に町としても努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問２の③、当地域の景気をどう考えるかについてお答えを申し上げます。暮らしの便利帳につきましては、事業者の皆様からの広告料を原資としている一方で、事業者の宣伝、ＰＲを行うものでございます。現在の景気につきましては、日本経済全体で見ると回復基調にあると言われておりますが、地方では景気回復を実感できない状況だと感じてございます。その中で、このたびの新型コロナウイ

ルス感染症の影響で、不透明感はより高まっていると認識しております。そのような厳しい経済状況の中だからこそ、暮らしの便利帳の発行が事業者の皆様の収益につながり、今後、秩父音頭まつりでの協力金が快く集まるように、町と株式会社サイネックスが協力をして周知とＰＲに努めてまいります。

最後に、ご質問２の④、町報の有料広告の参考とすることについてお答えを申し上げます。町広報紙「広報みなの」におきましても、有料広告枠を設け、広く広告、掲載を呼びかけてございます。なお、昨年度の広告収入は、４件で２万5,000円でございましたが、今年度は21件で19万5,000円を見込んでおり、昨年度と比べ約８倍まで増えてございます。今後、さらに有料広告の利用を拡大するためには、町からの能動的なアプローチも必要であると考えてございます。株式会社サイネックスと連携をする中で、営業手法等についても研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　少し再質問をさせていただきます。

本当にコロナウイルスでオリンピックそのものも何か心配される時勢になっておりますけれども、それでも聖火がギリシャからも、点灯式が間近に始まるという報道もありますので、期待してやっていっていただきたいと思います。その中で、五輪カラーで１台ずつ色が染まった機関車が５両編成されて、その後に客車がつくのでしょうか。その中に聖火の種火みたいなのがのっかるのか、人によってはあそこから窓から煙が見えるのか、その辺の興味はあると思うのですけれども、それでお聞きしたところによると、皆野駅は通過だと、何か残念な感じがしないでもないなと、皆野町には皆野駅と親鼻駅がありまして、考えようによっては皆野駅で降りて皆野町を通過してもらって、上の台、駒形、それで親鼻のまちをにぎやかに通過してもらうのを、むしろそういうのが理想だったのかなという気はしてしまうところなのですけれども、その辺はもう向こうから親鼻駅を指名してきたような感じなのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

このルートにつきましては、県の実行委員会のほうから、こういったルートでということで示されたものでございます。既に決定した内容が示されたということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　どの駅も通過するのでしょうけれども、速度を落とす、お客さんが乗り降りは当然されないにしても、一回ホームあたりで止まるとか、そのような要望は出せないものか、それでそこで何かもし煙が出せるのなら、煙が確認できると、色のある機関車でその中に本当に聖火がどういう感じだか、電車に乗っている人は多分何となく分かるのでしょうけれども、あとは機関車の色だけで聖火の感じを捉えるしかないのでしょうか。その辺のだからもう一工夫、まだ余地がないでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

牽引する車両につきましては、電気機関車でございます。ＳＬ蒸気機関車ではありませんので、煙等は出ません。貨物を引く電気機関車というのですか。それを５両、五輪カラーに塗ったものを運行するということになります。

それから、車両の中ですけれども、聖火リレーではトーチを使います。それから、今の計画ではランタ

ンというのですか、そういったようなものに移して乗り込むというような計画と聞いております。ですから、車両の外から見て聖火が載っているというのは、確認をするのは非常に難しい状況かと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　実行委員会みたいなのできてくるのかと思いますけれども、また大いに意見が言える場所があるでしょうから、なるべく皆さんが楽しめるように、ぜひ頑張っていただきたいと思います。それが今となってはとにかくそのものを何とか世の中が落ち着いてやれるような方向にならなければいけないので、よろしくお願いいたします。

質問を続けます。暮らしの便利帳についてお伺いいたします。みらい創造課長がよく調べていただきまして、数字も、前回数字は答えて、前回確かにこれ聞いた経緯があるのですけれども、前回発行のとき、経緯もたしかなのですが、今回はっきりと数字を調べていただきまして、非常にその点、お聞きいたしました、はっきりとお聞きして、ありがとうございます。

それで、町民に発行の要望はなかったけれども、今回やるのだと、それで聞いていますと、そのことによって町民の、また広告を出すことによって町民、町の商工業者がそれによってまたよくなっていくのだと、そういうふうに聞くとそんな感じなのかなというところもあるのですけれども、そもそも暮らしの便利帳は、やっぱりそろそろつくろうかという機運があったのでしょうか。自分もそろそろつくったほうがいいですよという話が来ての話のような、その辺のところなのですけれども、いかがですか。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

つくったほうがいいのではないかというような申出につきましては、株式会社サイネックスから、前回発行から３年を経過したあたりから、こちらのほうに届いてございました。ただし、こちらのほうでは、事業者の皆様への負担感の関係ですとか、情報の鮮度などを総合的に考えまして、これまでは発行しないという考えを持ってございました。ただし、今回は約５年が経過したということに加えまして、昨今の台風災害等の災害の関係への備えの情報を新しくするということなどの部分も考えまして、新しく発行することにしたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　それに関しては、サイネックスさんですか、その業者の方、これを得意としていて、全国各町村にそれを持ちかけるというスタイルで営業してると思うのです。しかし、自分景気とか等も言っていますけれども、この皆野町においては、大変便利な町政があるのです。暮らしの便利帳が各家庭になくても、皆野町の役場と病院、知られた病院、皆野病院とかその他頑張ってもらっている病院がちゃんと存在しております。何としても町民の人は皆野の町の役場へ行くと、大抵のことはそんなに困らないで便利にこなせているのではないかなと、全国一律にそれを持ちかける業者のそれをそのまま確かに言われてみれば、そのような感じはあるのでしょうけれども、いや、皆野町においては大丈夫なのだよ、役場があるから、役場の電話番号で全部対応できるよというぐらいな雰囲気も、実際のところあるような気がするのです。町の業者は、皆野町においては、またある意味特殊で、秩父音頭まつりが毎年あって、そこで今回のような業者さんがまたある程度の協力金を非常にありがたく協力してもらっている、毎年のことがあるわけです。だから、ほかの町村と少しまた違うかなというところを感じるところであります。確

かに３年前から働きかける、次の年にでもつくりたい、電話帳もやっていますよね。サイネックスさんも情報持っているから、定期的につくって、そこにやはり広告欄あるから、そういうふうに定期的というよりももうある程度の頻度でということなのだと思います。そんなところではありますけれども、町のそのような商工業者さんの協力の下にやるのだという、それを今度は例えば今回、また前回の参考にさせてもらうと、見開きの１ページ目に町長が写真入りで挨拶が載ってくると思われますけれども、前回がそうでした。町の業者の協力により、町との共同事業により、この冊子が発行されますという文言が書かれると思うのですけれども、多くの人は町がある程度負担して、商工業者が宣伝のために少し応分の負担をしているという雰囲気のものになっています。参考までに町長の見開きのところの反対側、裏表紙、今回も皆野病院さんがどうも受け持たれるようですけれども、あの１ページが60万円の費用だと、反対側の町長が挨拶する場所、これを民間業者がその場所を取ったら幾らかと、私はサイネックスさんにちょっとお会いできたので、お聞きしたのですけれども、恐らく80万円ぐらいではないかと、だけれども、町はその負担をしないで、現実は商工業者さんがそこまでも負担している、そういうものになっています。ですから、町がああいういい場所で堂々と言うのであれば、もっと大きく民間業者のおかげですということは書くのと、町が応分の負担があってもいいのかなと考えてしまうところであります。その辺何かどんなものでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからの再々質問にお答えを申し上げます。

まず、この暮らしの便利帳につきましては、町のサービス、行政サービスを町民の皆様にお知らせするものでございまして、その内容については２ページ以降に記載をしているものでございます。この発行費用につきましては、全額を株式会社サイネックスが請け負うということになってございまして、株式会社サイネックスは、自社の負担を減らすために広告企業を募り、このようになってございます。仮に広告が集まらなかった場合は、株式会社サイネックスが残り全額の発行費用を請け負うという契約でございます。その中で、町としてのメリットと申し上げますと、こうした町民の皆様に、より町をしっかりとご利用頂くために、町の行政サービスをお知らせするものでございまして、その発行費用をゼロ円にできるということが、この発行についての町のメリットでございます。さらに、この掲載に関しまして、広告を載せていただく事業者の皆様にとっても、広告料を払った対価として、今後その広告がしっかりと伝わって、各事業者の皆様の利益につながっていくということが期待される、いわゆる利益行為でもございますので、そういった観点からは、町としての負担というのがなかなか難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　いろいろ考えはあるところではありますけれども、そんな中で今年も……その前に一つもう一回お聞きします。その編集の中において、町の特産品というページがあったわけですけれども、それが今回なくなるということを聞いております。皆野町に特産品はなくなってしまうのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

町の特産品のページについては、今回第２版の部分で削除いたしました。その理由といたしましては、この暮らしの便利帳は町民の皆様にお配りをすることがメインの冊子でございますので、町民の皆様に改めて町の特産品をお知らせすることはあまり必要でないだろうという判断で、ページを削除したものでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　何か変ではないですか。町民のためにやって、その広告を出した町民がよくなるようにという、そういう形で推し進めていくわけです。今町は、これもまたどこの町でもそうでしょうけれども、ある程度特産品というのを盛り上げて、それで町を盛り上げていく、皆野には道の駅がある、そこにいろんな皆さんが持ち込んで、それを売り上げてにぎやかになってきている。何か特産品というコーナーがあれば、別にこれぞ特産品と思えるものを載せてしまえばいいわけですから、特産品コーナーを削除してしまう姿勢というのは、ちょっと理解しがたいものがありますけれども、それを削除しておいて、町民の皆様への行政サービスだけではなく、広告を募るのでしたら、もうちょっとそこに参加できる人が必ずいるはずですし、その辺いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

今回特産品の削除した理由として改めてご説明をいたします。特産品につきましては、あくまでターゲットは町外の方がメインであると考えてございますので、町民の方に皆様が知っている特産品を改めてページを割いてお知らせしても、その効果は薄いであろうという意味で削除したものでございます。小杉議員からご心配頂いているように、特産品につきましては、町外の方に改めてＰＲすることが、町としては重要であると考えてございます。ただし、町民の方にお配りをするこの冊子につきましては、あくまでほかの町外の方にお知らせするべき特産品を載せる必要はないだろうという判断で、削除したものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　町民がみんな知っている特産品というのはどんなものですか。そのコーナーがなくてもいいのでしょうけれども、今自分が皆野町に特産品はなくなってしまうのかって言わせてもらったところですので、その点だけはちょっともう一度今後のために、特産品コーナーはなくなったけれども、特産品はある、そこのところをぜひ知っておきたいので、よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、町の特産品につきましては、今後もしっかりとございます。広報担当課といたしまして、みらい創造課といたしましては、町の特産につきましても、しっかりと対外にＰＲをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　特産品は、以前聞いたことがあるのですけれども、一つそばが副町長にお答え頂いた経緯があるのですけれども、そば、ウナギ、シイタケって言われた記憶があります。そのうち自分は、ポテトも加えておいてくれと言った経緯がありますので、ここでそれを改めて言わせておいてもらえます。その後、副町長、特産品は変わったでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　新たな多くの方が認める、また利用している特産品となると、今言ったようなことぐらいかなと、そんな感じがいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　それで、とにかくそんな折、今年も秩父音頭まつりが、これも無事開催される方向でいってもらうことになるのかと思いますけれども、大変な今回もそのような事業が行われて、民間の商工業者が多額の協力金でもって、その事業が成り立っていくと、総額522万円の予定の事業だというところまでお聞きしました。その内訳は、あえてそのままでおきまして、サイネックスさんは完全に町外、本社は大阪でしょうか、そのようなところに皆野町に出かけてもらって、大変お金を持っていかれるという、そういうことなのです。そんなことなのですけれども、２年ほど前、文化会館の空調工事の大変多額な工事がございまして、大分町外の業者の人が入札でありましたけれども、工事を担当されました。そのとき秩父音頭の検討委員会なんかでの話ではありましたけれども、多くの皆野の商工業者が町と一緒になってその祭り盛大にやるというところで、その業者の方は、ぜひ協力させてくれということで、町長さんの音頭のもと、ご協力を頂いたのを記憶しておりますけれども、たしか町長、そうだったですよね。ぜひこのことをサイネックスさんにお伝えいただき、皆野町というところは、商工業者と町でこういうお祭りをやる、これが本当の共同でやっているやつなのだよ。ぜひ参加してくれと、そのような方向をお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いします。どうぞ。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　秩父音頭まつりにつきましては、今年も多くの皆さん方のご理解を頂きまして、盛大に行っていきたいと思いますので、サイネックスさんにもその旨はお伝えをしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　最後になります。そんなような折で、本当にいろんなところが心配されるところでありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、町も安倍首相の一言で急に全学校が、全国の学校が休業に、授業を休むことに急になったりして、教育長、教育次長、学校関係者、皆さんに頑張ってもらって、どうにかやってもらっているわけでありますけれども、大変なご苦労、また各課長さんたちにも、これからまだ収まっていないのですから、大変なことがあると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

最後一言、教育関係はそんな感じで、非常にまた嵐が直撃したような感があるのだと思いますけれども、子供たちがとにかく頑張っていけるようによろしくお願いいたします。卒業式で何かなかなかやっぱりまた難しいところがあるのかもしれないけれども、練習してきたものもあるみたいですし、もう少し期間が、もしかして何かうまい展開ができれば、それはありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　零時１４分

再開　午後　１時１３分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員）　町政に対する一般質問を行います。

２番、林太平議員。

〔２番　林　太平議員登壇〕

○２番（林　太平議員）　２番、林太平です。２月の皆野町議会議員選挙で、一生懸命を心にフットワークよく、町民の声を町政にを掲げて、無投票当選でその任を頂きました。今後４年間一生懸命努めますので、よろしくお願いいたします。

そして、今日、全世界各国及び日本各県で新型コロナウイルス感染拡大で国からの小中高の一斉休校という要請で、町、教育委員会、また学校の職員方、多くの方が大変なご苦労をしていることに敬意と感謝を申し上げます。

そして、大変聞き苦しいのですけれども、一般質問の許しが出ましたので、ただいまから一般質問をお世話になりたいと思います。

みなの美の山さくらマラソンの今後はということで、今回、みなの美の山さくらマラソンが昨年の台風の影響で中止になりましたが、毎年多くの方の協力で開催されてきましたが、今回は宿泊施設との関係で中止になったように聞いていますが、今後は開催されるのか、このまま中止になるのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

〔教育長　豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正）　２番、林議員さんからの一般質問通告書１のみなの美の山さくらマラソンの今後はについてお答え申し上げます。

昨年10月の台風19号の影響により、美の山への観光客等が迂回路として利用する秩父市側の美の山観光道路が崩落いたしました。これは、第６回みなの美の山さくらマラソン大会でも使われる道路であります。道路の復旧については、管理を行っております埼玉県秩父環境管理事務所から、復旧完了が今年７月末になるとの連絡がありました。みなの美の山さくらマラソン実行委員会において、マラソン大会開催に向けて迂回路を検討しましたが、安全確保が困難なことから、やむなく中止することといたしました。美の山さくらマラソン大会は、町内をはじめ県外からの参加者も多い事業であることから、このまま中止にするのではなく、引き続き令和２年度も開催する予定としております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　では、再質問をさせていただきます。

まず最初一番感じたことは、始めたころから年々少なくなっていて、参加者も少なくなっていて、山を登ったり下りたりするに膝にも負担がかかるというようないろんなことがあったり、私もいろんなことがありましたけれども、旗を立てたりいろいろ一生懸命協力してきて、多くの方からも批判を浴びながらも、やっぱりマラソン大会は続けてもらったほうがいいのではないかと考えて、一生懸命やってきた経緯があるので、この質問をしていますけれども、昨年が340人ぐらいの参加者申込みで、今回中止を決定する前

に何人か申し込まれたというようなことが言われてますけれども、どのぐらい申込みがあったのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　林議員さんからの質問にお答えいたします。

申込みを中止した１月13日までの申込み者数は96人でございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　１月の時点で96人ぐらいということは、多分１月いっぱいから２月にかけても、昨年の340人には到底ほど遠いのではないかとも予測はされます。そして、なぜかといったら、皆野町でもいろんなマラソンコースを考えて、違う、平たん地にしたほうがいいのではないかという意見も相当聞かれているし、なぜかといったらマラソンをするのは、山に駆けていって登っていくのを見られるのならいいけれども、一般の人はあれを上へ行って見るわけにはいかないし、応援するわけにはいかないし、ただ走っている人の、早く言えば根性問題で行ったり来たりしているだけで、そうでなくて埼玉県各地でやるマラソンみたいに、多くの方が応援できるような環境の中でやってもらえれば、応援する人も皆野町中が気分も高まって応援に出てくるかなという雰囲気にもなると思っています。そして、田野のグラウンドを中心にしてどうにかならないかということをいろんな方に言ってもやっぱり警察で許可しないとか、いろんなところで許可しないとか、そういう話をよく聞きますが、各自治体でやっているマラソンは、国道でも県道でも相当のところでマラソンをやっている経緯をよく見ますけれども、皆野町は教育委員会として、そういうところの警察とか等々によく相談をしているかどうかをお聞かせいただきます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　再々質問でございますけれども、警察等から許可が下りないという話を私も聞いておりまして、実際に警察に確かめたことはございませんので、確かめたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　今の答弁が多分上でやっている人の答弁としてはみんなそんなような意見で、警察でだめだって言えばそれで、今まで何人かに聞いたのですけれども、体協にしてもどこにしても、警察が許可しない。では、現実に実際行って交渉しているのかなという経緯を誰も確認できるわけではないのですけれども、いろんなことを相談すれば、相談に乗っていることも、もらえることもあるのではないかと思うのですけれども、やっぱりマラソンのコースを変えることも第一に考えてもらって、継続するのであれば、町の皆さんが応援にも参加できるような雰囲気の中でやってもらってやるのが一番だと思っています。そして、町中を盛り上げるのであれば、旗はやっぱり立てられるところには立って、ムードを盛り上げていくような形をやって、町中で一生懸命やるというところも見せないと、ある一部の人だけでやっているような雰囲気が見受けられているので、できるものなら旗も一生懸命教育委員会も立ったり、みんなも立ったりというような形で盛り上げたり、そしてコース的にもいいコースだと言われるようなコースを掲げてもらって、皆野のこの名称にあるさくらマラソンで桜が咲いているときではないときも走っているような経緯、やっぱりいろんなことを考え直してもらって、私は今まで応援してしてもらったから、必ずしも廃止してもらいたいという意見は強く言いたいわけではないのですけれども、やっぱり考え直す時期ではないかと思いますけれども、その辺についてどうですか。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　マラソン大会の今後の行方についてのご質問ですけれども、今までの大会の参加者を振り返ってみますと、第１回404人、第２回285人、第３回300人、第４回315人、そして第５回288人、これ出走者数であります。確かに横ばい状態からやや減りぎみの感は否めないと思います。そこで、やはり参加者を増加する方策というのを考えていかなければいけないかなと思っておりまして、例えばですが、今アイデアとして出てるのが、新たに中間距離として３キロメートルを種目として新設する、また開会式会場であるおまつり広場でのにぎわいを出すために、表彰式会場及び完走者発行所をおまつり広場へ移動するなど、工夫を凝らして参加者を募っていくという、そういう段階に来ているのかなと感じております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　確かに参加人員が多く申し込んであっても、いざとなると走る人が少なくなっているような経緯で来ているので、ぜひコースの問題も考えてもらって、田野にもいいグラウンドがあるし、野球場の中へよくマラソン競技で争ってきた人が、選手がグラウンドの中を回るような雰囲気にも、あそこなら十分味わえるようなグラウンドもあるし、三沢とかいろんな方向へ走っていける方向も考えられるような気もするので、これから先、早速来年なのですけれども、考えてもらって、ぜひ継続してもらうのが、やってもらうのが一番いいのですけれども、何とか山へ駆けていくというのも幾らかやっぱり検討課題にしてもらって、ぜひ続行してもらえるようにしてもらえればいいと思いますが、その辺のところをもう一度お聞きいたします。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　ただいま林議員さんからご提言がありましたことをみなの美の山さくらマラソン実行委員会に伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　いろいろ意見は言いましたけれども、私は今までもいろいろ協力してきた立場でいくと、やっぱりマラソンがなくなるのも寂しいという立場なので、ぜひいい方向で続行してもらえばと思いますので、よろしくお願いいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　次に、８番、新井達男議員の質問を許します。

８番、新井達男議員。

〔８番　新井達男議員登壇〕

○８番（新井達男議員）　８番、新井です。通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

小規模水道組合の中で高府地水道組合は、毎年大雨、そしてポピーまつり等の時期になると、組合員の方々が大変苦労しています。２月14日に三沢高府地水道組合の方と牧場の事務所を訪問し、関係職員の方々から、今までの経緯を聞くことができました。ポピーまつりの時期になると水不足でしたが、現在は整備し、少しずつ解消されているが、現在は取水口１号箇所、２号箇所を大雨が降ると、ポピーをまくために、まきどこにするためにならした土が大雨により土砂が沢に流れ込み、取水枠の取入口が時々詰まってしまい、組合の役員五、六名で土砂を取り除き、使用しているのが現状です。この土砂の流出については、

ポピー畑が円錐状になっているために、大雨が降ると１か所に水が集中し、泥流が沢に流れ込むので、沢に入るのを防ぐため、ポピー畑の一部を牧草で土砂の流れを防ぐ方法をとっているようでしたが、令和２年１月28日の雪と雨で、１月29日に土砂となり、まきどこが一部流出しました。地球温暖化により、毎年豪雨により泥流の発生が予想されます。ポピー会場を縮小することもできない、組合の方々も年々高齢化し、小規模水道を維持管理していくのは大変になっています。県営牧場、町民生活課、産業観光課、高府地水道組合と互いに共助の気持ちを考えながら、土砂の流出を防止し、良質の水源確保か、観光振興優先かについて、どうお考えかご質問させていただきます。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　８番、新井達男議員さんから通告がありました良質の水源確保か、観光振興優先かについてお答えいたします。

高府地水道組合におきましては、ポピーまつりが盛況となった平成24、5年当時から、水不足の発生が著しくなったとお聞きしております。このため水道組合では、平成29年度に鈴の橋の下流の取水口改修工事を、平成30年度には橋の上流の取水工事を実施しております。町では、水道組合に対する支援として、この事業に２か年にわたり補助金を交付しています。加えて平成29年には、秩父高原牧場が上流にある牧場用取水施設を改修し、表流水が分水されるようになりました。これらの事業の成果によって、今は渇水期においても断水がなくなったというお話を頂いております。また、大雨による土砂流入等に関しまして、これまで高府地水道組合から町に直接ご相談を頂いたことはございませんが、この事象が特定される原因によって起きていることであれば、関係機関と協議、調整するとともに、良質の水質の確保のための組合事業に対する支援につきましては、引き続き要綱に基づき行ってまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　では、再質問をさせていただきます。

私も現場、牧場の事務所へ行っていろいろと現状をいろいろ聞いてきましたけれども、その後、牧場内、ポピー会場の中ですが、中を許可を得ていろいろ見てまいりました。そのときに１月28日の雪と雨で、29日に土砂となりまきどこが一部流れたというのは、明らかにこれ見えています。私も取水口が２か所あるのです。水の取入口が１号箇所、２号箇所と、それで橋の上が１号箇所になるのか、１号箇所、橋の上が。２号箇所はどこだかちょっと分からなかったのですけれども、とにかくポピー会場、ポピーをまいたところがちょうど畑自体が円錐状になっていて、大雨が降ると、あのとき雪が降って、急に温度が上がって一気に水が流れ出して、それでポピーをまいた苗、苗というか、発芽したやつもかなり流れていて、溝ができたような状態、それが一気に沢に流れ込んだように見受けられます。私も素人ながら見たのですけれども、沢が結局円錐状の水が牧場から流れ出したところのまた下へ、この１か所、２か所つくったのだと思うのですけれども、あれをなぜ考えなかったのか、それを水道組合の人に話ししたら、それは仕方ない、今まで分からなかったのだからしようがないよって言われましたけれども、いろいろ考えながらやれば、あそこでなくてもっと沢、それが沢がどこ、いわゆるもっと細かく考えれば、牧場の水がどこを通ってどういうふうに流れてくるか、沢がどこへ流れてくるかとよく考えながらつくれば、恐らく泥流で取入口が詰まらなかったのではないかなというふうな感じがしたのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（長島　弘）　８番、新井達男議員さんの再質問にお答えいたします。

取水口につきましては、先ほど申し上げましたとおり、鈴の橋の上流にあるのが１号箇所でございまして、浄水場の近くにあるのが２号箇所でございます。この位置決めにつきましては、それぞれの沢筋といいますか、谷川から十分な水が確保された時点で取水口を設けているものと考えられます。例えばあれを上部に持っていきますと、ポピー畑に限らず、いろいろな谷の形状のところから集まってくる水が少ないものですから、十分な水量を確保した上で取水口の位置は決めたものと考えられます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　昨年ですか、聞くところによると、台風だか何か大雨の降ったときに、白い水が沢に流れてきているので、これどこから流れてくるかと見たらば、やっぱりその取水口より上の沢から、円錐状になっているポピーの畑から、その沢を伝って水が流れてきたという話を聞いているのですけれども、この経緯はいかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（長島　弘）　８番、新井達男議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

情報不足で申し訳ございませんが、その話は今回初めてお聞きした話でございますが、ポピー畑に原因があるとしますと、その対策につきましては、今裸地といいますか、裸地だということですので、牧草地に変えていただくとか、谷側に何かしらの布団かご等を設けるということを考えられます。いろんなことを調査いたしまして、ポピー畑が原因ということであれば、令和２年、３年度はポピーまつりの実行委員会事務局が皆野町産業観光課になりますので、それを中心に秩父高原牧場も含めまして、対応してもらうように協議、調整してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　分かりました。今課長が言ったとおり、私もそういうふうな考え方で今話をしようと思ったのですけれども、とにかくそういうことが、そういう話は牧場側からも聞いていますので、ぜひお願いしたいと思います。とにかく高府地水道組合、いろいろと観光を縮小しろという意味で、私言っているのではないです。また、組合員もそういうふうに言っています。とにかく共助の精神を持ってやっていけば、何とか解決できる方法ではないかなというふうに思いますけれども、私今一つ頭の中に考えてるのが、牧場側のほうへいろいろと組合員の方が牧場取入口の取水口で取った水、タンクのところからオーバーフローした水を、そこからもらえないかという話もあるし、それからその下からすぐ取るわけにはいかないかと言っても、あまりいい話が、返事が返ってこないようです。さらに、これを恐らく解決するためには、今後広域のほうの水道組合、水道ですか、そっちのほうの関係でここへ今度、広域の議員の方何人かおられます。この話、一般質問で出ていたということを広域のほうでできれば一般質問して、早急に、早急に解決できることをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。答弁は結構です。

○議長（若林光雄議員）　次に、５番、常山知子議員の質問を許します。

５番、常山知子議員。

〔５番　常山知子議員登壇〕

○５番（常山知子議員）　５番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、消費税が10％に増税されて５か月がたちました。経済の悪化、景気の低迷が続いています。その景気低迷の出発点は、2014年４月の消費税８％への増税でした。そして、景気が回復しないまま、昨年10月の消費税増税の強行です。消費税は、まず５％に戻すべきです。そして、さらに感染が日々拡大し、先が見えない不安が高まっている新型コロナウイルス対策です。感染のピークは３月から４月とも言われ、この間、安倍首相は専門家の意見も聞かず科学的根拠もないまま、独断による指示で突然全国一律の小中高と特別支援学校の休校要請を行いました。現場は混乱し、暮らしや経済にかつて経験したことのない深刻な影響が出ています。臨時休校の判断は学校の設置者です。公立の小中学校であれば、市町村の教育委員会です。政府は、全国一律の休校を押しつけるというやり方を撤回し、現場の判断に委ねるべきだと思います。また、感染症対策で政府に求められるのは独断専行の判断ではなく、専門家の意見に基づき、思い切った財源の裏づけある具体的な医療、検査の体制、休業補償など、しっかりとした取組を行うことではないでしょうか。以上、質問に入ります。

まず、第１番目は、誰もが使いやすい公共交通の確立をという質問です。運転できない、バスが通っていない、バス停まで何十分もかかるなど、買物、病院通いに不便をしているという声を何度も行政に伝え、公共交通の充実について質問をしてきました。答弁は、現在の方法がベターということでした。町の公共交通はベターという認識に、現在も変わりありませんか。また、町に合った公共交通を考える検討会を立ち上げることを再度お聞きします。

２つ目は、学校図書館の学校司書配置について質問します。学校図書館の学校司書配置について、昨年６月の質問で、今後もさらに検討していきますという答弁を頂きましたが、どのような検討をしたのか伺います。

３番目は、町営住宅の空き室及び空き家の活用について伺います。山間地の独り暮らしの高齢者、病弱の方の対応、また大雪対策として冬の間だけでも安心して暮らせるために、町営住宅の空き室及び空き家を整備して、入居できるよう確保しておく考えを伺います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　常山議員さんからの通告の誰もが使いやすい公共交通の確立についてをお答えをいたします。

常山議員さんからは、以前からたびたび公共交通に係る質問、提言などを頂き、大変参考にさせていただいております。町の公共交通は、遠方への交通機関は秩父鉄道、町内の移動については町営バス、日野沢、金沢線、西武観光バス、三沢線の３路線で、中学生、高校生の通学や通勤、買物などの生活路線として運行をしています。路線バスにおいては、以前西武観光バスが皆野駅から大渕、野巻を経由をして、旧吉田町方面へのバス路線を運行していましたが、乗客の減少により撤退、廃止されました。これは、成人者の大部分の方が１人１台車を所有し運転をする、マイカー時代になったため、バス利用者が激減したためであります。

なお、運転免許を持たない高齢者の日常生活の交通手段としてデマンドバスなどの検討をしましたが、

使い勝手が悪く、地形的にも当町にはなじまず、各自が都合のよいときに自宅近くまで来る、お出かけタクシー事業を立ち上げました。これらの使い勝手のよさは、マイカーに近いものであります。また最近、高齢運転者の踏み間違い防止装置も開発され、高齢運転者の安全向上も図られ、高齢運転の長期化にもつながっています。このように、今後においてもバス利用頻度は多くなることは想定されません。以上のような事情や実情や課題、これからの交通予測などを総合的に検討し、新たなバス路線の開設は考えておりません。したがいまして、新バス路線開設に関わる検討委員会の立ち上げについても考えていません。併せて現在の町の公共交通に対するお出かけタクシー事業は、ベターであるとの認識に変わりはありません。町営住宅の空き室及び空き家の活用については、みらい創造課長と建設課から答弁をいたさせます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

〔教育長　豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正）　５番、常山議員さんから通告頂きました一般質問通告書の２、質問事項の学校図書館に学校司書の配置をについてお答え申し上げます。

令和元年第２回定例会まで同様の質問を頂き、様々な角度から検討していきたい、現在のところは様々な教育課題も考慮し、今後もさらに検討していきたいと答弁しました。さて、皆野町の子供の読書量の現状ですが、昨年11月に読書量調査を行ったところ、１か月間の小学生平均11.8冊、中学生平均5.2冊でした。小学生は、全国平均とほぼ同様の水準と考えられます。中学生については、全国平均をやや上回りました。各小中学校は、この調査の結果から、読書量をさらに増やしながら、より一層読書好きな子供たちを育てることが第１の課題となっております。

次に、授業での図書館の活用についてですが、現在、小中学校では、社会科や総合的な学習の時間等で、調べ学習を取り入れて授業を行っています。地域を調べる学習、職業について調べる学習、修学旅行地の事前学習等で図書館を利用しています。また、国語辞典や漢字辞典などを使用するための国語科の授業でも有効に活用しています。このことから、学校図書館を活用した授業を充実させることが第２の課題となります。

そして、皆野町教育委員会では、皆野町子供読書活動推進計画を策定し、平成31年４月に各小中学校へ通達いたしました。この中で子供の読書活動推進計画策定の目的や基本方針を明確に示しました。このことに基づき、各学校では読書月間を設定し、読書に集中的に取り組む機会を継続しています。読書月間以外にも、今年度からお勧めの本紹介コーナーを設けるなど、様々な取組を行っておりますが、その充実が第３の課題となっております。

さらに、皆野中学校の研究では、子供たちの読解力の育成が学力と高い関係があることが分かってきました。読解力の育成を読書で補うことが第４の研究課題となっています。

これらの課題を解決するには十分な蔵書数の確保や読書時間の確保などのハード面、読書への興味関心を高めるための指導の工夫、学習に関連した本に親しむ環境づくりなどのソフト面、これらの整備も大切であると考えております。そのために来年度からは、学校司書及び学校図書支援員の配置分を予算化し、学校図書館に学校司書及び学校図書支援員を配置していきたいと考えております。小中学校、幼稚園の学校図書館教育を充実させる役割を担うコーディネーターとして、しっかりと活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

〔建設課長　宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一）　５番、常山議員さんからの通告がありましたご質問のうち、町営住宅の空き室の活用についてお答えいたします。

町営住宅につきましては、６団地108戸の維持管理を行っております。現在、空き室は30戸ございます。ご質問の町営住宅の空き室を活用し、山間地の一人暮らしの高齢者等が一時的に安心で暮らせる対策についてはご理解できますが、町営住宅の維持管理につきましては、公営住宅法の規定に基づきまして業務を行っております。入居資格は、１つとしまして、親族からなる２人以上世帯、２つ、明らかに住宅に困窮している、３つ、入居する世帯の総収入が15万8,000円以下、高齢者、障害者、小学校就学前の子供いずれかがいる世帯、21万4,000円以下などと規定されております。仮に入居したとしても家賃が発生し、生活費プラス家賃がかかります。かなり本人の負担が多くなり、家計が圧迫される場合があるかもしれません。

以上のことによりいろいろ問題がありますので、ご質問の一時的な入居につきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

〔みらい創造課長　中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝）　５番、常山議員さんからご質問のありましたご質問３のうち、空き家の活用についてお答えを申し上げます。

空き家につきましても、基本的には先ほど建設課長からご答弁申し上げたとおりでございます。ただ、空き家が町営住宅と異なる部分として、所有者が別にいらっしゃいます。所有者の方が所有物件を一時的な滞在所として開放したいというご意向があれば、所有者ご自身で実現可能であると考えてございます。物件の提供をビジネスとして行う場合は、町でも流通や創業のご支援ができるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　それでは、それぞれ答弁を頂きましたので、再質問をさせていただきます。

まず最初、誰もが使いやすい公共交通の確立について再質問します。先日、私のところに町の人から電話がありました。車の免許は持っていなかった。今は危ないからとバイクの免許証を返納して、とても不便で困っている。タクシーの半額補助といってもタクシー代は高いです。私のように困っている人がいるということを知ってもらいたいということで電話をしたということでした。バスが通っていない地域の人からの電話だと思います。また、桜ヶ谷に住む人は、何とか免許証の更新ができたが、次は分からない。ここには引き売りも来なくなっている、そう話していました。バスが通っていない、先ほども廃止になったということを言いましたけれども、通っていない、買物難民になっている、小さい車でいいから来てほしい、高齢者が外出しやすい環境づくりをしてほしい、安い料金で利用できる手段を考えてほしい、地方だからこそ公共交通の確保が必要、こういういろんな意見が、昨年秋に私ども共産党の皆野町委員会が行ったアンケートにはたくさんの意見が寄せられました。この町に住み続けるために、町営バス、西武バス、お出かけタクシーの補助だけで公共交通はいいのでしょうか。本当に皆さんが気軽に外出できるようなシステム、バス、本当に今、昼間の時間帯は乗っていないバスが通っています。それもしかも大型のバスがが通っているわけです。町長、この今私が訴えました住民の声というのをどう考えていますか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　住民の声、そうした声があるということにつきましては、私も承知はしております。承知はしておりますし、私も不便なところに住んでおりますし、そしてまた残念ながら、後期高齢者にも近々なってしまいました。免許を持たない方、こういう方はこれからはだんだん減ってくる、いわゆる免許を持っている方が１年１年、年を重ねてくるわけでございまして、本当に免許を持たない方というのはかなりこれからは少なくなっていこうかと思いますし、また、急発進をするような車につきましては、そういう制動装置も補助、国のほうでもできるような方向でもおるようでございますし、この秩父地域でも、広域のほうの理事者間で、そうした制度も考えていこうではないかという話もしておるわけでございます。そしてまた、車を持っている方につきましても、車の所有、購入しなければ、そして当然税金を払う、あるいは車検を受ける、燃料を払っていく、そういうことから考えてみますと、やはりそれなりの車を持っている方につきましても、大きな負担がかかっておるわけでございまして、そうした不便なところの方のことにつきましては、承知はしておりますけれども、そうした人たち、車を持っている人たちの状況等を考えてみますと、今のお出かけタクシーのご負担を半額頂くと、ご負担をしていただくと、こういうことは、私はやむを得ない、ベターだろうと、こんな思いがしております。そしてまた、今議員言われるように大きなバスでなくてもという話ですけれども、そうしたバスを仮に活用するというか、町が導入するというようなことも考えてみますと、やはり当然バスを購入しなければ、あるいはそうした運行をしていく上で、当然運転手も確保しなければ、いろんなことを考えてみますと、なかなかこれは負担が大きいわけでございまして、今申し上げてきたようなことでご理解を頂きたいものだと、こんな思いがしております。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　状況は、町長は町のことはある程度承知していると、そしていろんなバスや車を買わなくてはならない、そうすると町の負担になる。そういうことを……

〔「個人」と言う人あり〕

○５番（常山知子議員）　個人の負担にもなる。もちろん町が今度新たに例えばワゴン車なりを買うとすれば、負担になるということなのですが、私はそういうことを考えてみませんか、そういうところを検討するところを考えてみませんかっていつも質問しているのですけれども、第２期のまち・ひと・しごと創生総合戦略という策定されまして、アンケート結果を見ました。すると、町から、この間も言ったのですが、町から転出した人の理由というのは、16歳から19歳、また20歳から39歳の調査ですが、どちらの年齢層も第１位は「交通が不便である。」と回答しているのです。16歳から19歳までは、79.4％の人がそういうふうに回答しているのです、交通が不便であると。そして、またもし機会があれば町に戻りたいという調査では、町に戻るために必要な条件というのは、もちろん働く場所があればいい、それから住むところ、買物等の利便性、そして交通の利便性、それらが上がっているわけです。そして、第５次の総合振興計画のほう、また違う町の計画がありますが、振興計画の中でのアンケートでも同じような結果が出てるのです。この公共交通の重要度は高いのだけれども、満足度は低いのですよ、町民にとって。そして、総合戦略にしても、振興計画においても、公共交通の対策については現状維持で、本当に読んでみますと、具体性に欠けています、残念ながら。町長、アンケート結果とか、そういうのをこの振興計画だとか、そういうことについてどう考えますか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　私は、その公共交通、いわゆる交通が不便だから、こういう方、若い人、16歳から19歳あるいは20歳から30歳とか三十何歳とかという話を聞きましたけれども、この方々が言っている交通

が不便だと言っているのは、道路が整備されていないということが私は大きな部分であろうかと思います。19歳から20歳あるいは20歳から30歳のという方々であるならば、当然車は買えますし、買って乗りたいと思っている方々でありますので、交通がここで不便だと言っているのは、公共交通が不便だと言っているではなくて、私は道路の整備がまだ遅れていると、こういうことを指しているのだろうと、そんなふうに私は認識しておるところでございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　町長と私の認識がちょっとずれていたのかもしれませんけれども、やはり今私が歩いているところというか、皆さんの声というのは本当に何とかしてくれよという声なのですよ。そして、先ほども私どもが取ったアンケートで、公共交通に対する様々な提案が寄せられているのです。ワゴン車数台を確保して事前予約制の循環運行やってほしいとか、予約制のドア・ツー・ドアで地域別に運行してほしいとか、地域の状況に合わせたバスやタクシーの活用、町内循環型のほかでやっているようなぐるりんバスのようなものを走らせてほしいだとか、コンパクトな車両で節約し、便数も増やす、地域ごとに運行する曜日を決めるなど、循環バスの運行をしてほしいと、そういうことをしたらどうなのだということの意見が声が寄せられています。今バス、それから電車は別としても、バスやタクシーのこの利用の仕方、これを本当に町民の不便に思っている皆さん、それからそういう専門家の方だとか、そういう方と一緒になって、今町に合った公共交通を考える場を検討する、それが今求められている、もう遅いかもしれないのですよ。そういうところ、本当に今の町のこの姿勢というのは、町民の声を聞いていないのではないかなと、そういうふうに思います。どうしたらいいのかみんなで考えていく、そういうところをぜひつくってもらって、運転できない人も免許証、町長はいい車ができたから、もう交通安全は大丈夫だよということを言って、免許証を返納する人もどんどん、どんどん高齢化するかも、返納するというのもだんだん遅くなるかもしれない、そういうふうなおっしゃり方をしていましたけれども、私は若い人で学生だって、若い人だって、ぐるりんバスだとか、そういうものに乗って移動するような、そういう気軽に出かけられるような、そういう公共交通、私はそれがこの町には特に必要なのではないかなと思っています。そして、町の人が雨が降ってしまってもう出かけられない、バスに乗っても、バスもなかなか１日１便、２便のところですから、なかなか出かけられない、そういうところをみんなが気軽に出かけられる、それが町の人がそうやって移動することというのは、買物や病院通いではなくて、町の活性化にもつながるのだと思うのです。そして、町に移住者を呼び込むためにも、町民が住み続けられるためにも、安心して移動できる、そういう公共交通を今立ち上げないと、これから先、高齢者はもちろん、移住してくる人も、本当にやっぱりそういうところが公共交通を確立していく自治体の役目だと思うのですが、もうすぐにできるということではないと思うのです。いろんな人の意見を聞いたり、いろいろ調整したり、ではバスを廃止してどうするかとか、そういうこともあります。ぜひ、その辺検討する会議、検討する場を立ち上げてみませんか。町長、もう一回お願いします。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　この検討につきましては、役場庁舎内でも検討はかなりしてきております。それから、不便なところのお年寄りの方がどのぐらい困っているかというようなことに関しましては、私もそうしたところに住まっておるからよく承知しておるのですけれども、やはり息子さんが週末に帰ってきて、おばあちゃんやおじいちゃんを連れて買物に行ってくれるとか、あるいは近所に住む兄弟が来て、やはり同じようなことをやってくれていると、こういうようなことがありまして、まさに親子のコミュニティー、

あるいは兄弟のコミュニティー、あるいはまた近所の方がそうした方を一緒に乗せていって買物に連れていくと、こういうこともしてくれておりまして、本当にそういう点では、こういう人情の厚いというか、地域性かと思いますけれども、まさにいいコミュニティーが図られておるだろうと思っております。

それから、今議員言われるような検討委員会につきましては、最初の答弁で申し上げましたように、今のところを考えておりません。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　役場内では検討が進んでいるという今答弁でしたけれども、ぜひそれを全町的にやっていただきたい、そのことをお願いしておきます。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　役場内で進んでいるというか、今申し上げた、私が答弁してきた、そうした結論に至っておると、こういうことでございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　私、本当に町長にいろいろと答弁をしていただきましたけれども、私、お出かけタクシーとか、そういうことを含めてこれまで10回ほどこの質問をしているのです。それでもなかなか進歩しない、町は何を考えているのだと私すごく思うのですよ。やはりそういうことでは、この町に住んでいたいな、住みたいなというふうになかなか思わなくなってしまうのではないかと、ぜひいいまちづくりをしましょうよ、町長。それにはそういう困っている人、山の中の人たちだけではなくて、やっぱり町、町内だって道の駅に行くのに、こっちのほうの人はそういうぐるりんバスがあれば、ちょっと乗ってあっちへ行こうとか、そういうこともできるわけです。ぜひそういうところを頭に入れていただいて、ぜひ一歩進めていただきたいと思いまして、次の質問に行きます。

次の学校図書に学校司書の配置をということで、大変いい教育長の予算措置をするということで答弁を頂きまして、本当によかったと思います。私、この質問も５回ほどやりまして、粘り強くやることが町を動かすのだなというふうに実感しております。そして、図書館司書の配置によって、中学校なんか今はどうなのか知りませんが、数年前は図書館が閉まっていたと、いつも本当に開いているべき図書館が閉まっていた、そんなところも聞いていました。でも、これからそういうことがなくなると思いますし、もっともっと本が好きな子供たちが増えると思います。

それでお聞きしたいのですが、どのような配置、人数というのですか、予算化されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　このたび予算化させていただきましたのは、学校司書さんを１名、そして学校図書支援員を１名配置していくという計画でございます。配置の仕方はベーススクール、拠点校をつくって、そこに配置いたしまして、そのほかの学校を巡回指導していくという形で考えているところです。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　前向きな前の前の予算措置をするということでいい答弁を頂いて、ちょっと人数的には少ないかななんて個人的には思うのですけれども、やはりぜひ中学校にはせめて本当は専任の司書を配置していただけるように、これは要望しておきます。そして、まずはスタートしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、次の３番目の町営住宅の空き室、それから空き家の活用について、それぞれ答弁を頂きましたが、町営住宅の空き室はこういういろいろな公営住宅法のそういう絡みもあって、なかなかそういう私が提案したようなことはできないのかなというふうに思うのですが、公営住宅法の趣旨というのを私読みましたら、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することが目的だと、もちろん住宅を困っている人に入ってもらうのが町営住宅のあれだと思うのですが、調査すれば108戸のうち30戸が空き家になっているわけです。これからどんどん町営住宅に入ってもらっていればいいのですが、このまま町の財産である町営住宅が有効活用できないというのは、できたらなと私は考えて、以前の大雪のときのようなとき、ちょっとでもいいから町に下りてきてその住宅に住んで、そしてしばらくの間過ごしてもらえたら、そういうのは月の入居料が幾らだとか、そういうことは別として、町の住宅なのだから、町としてそういうのをつくって入居してもらえれば、私はいいと思うのです。ぜひこれからいろんな面で、先ほどから出ているように山間地の人たちは本当に高齢化が進んでいます。高齢化率60％になっているという地域もあります。そうしたところで地域の見守り、兄弟や子供たちのそういう見守りも大事ですが、寒い冬の間だけでも、そうしたところを町が準備して生活してもらうよう、そして暖かくなったらまた自分の家に戻る、そうすれば冬の間は病院通いも楽に行けるのではないかなと思うのですが、検討の余地はあるのではないかと思うのですが、町長どうですか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　私も先ほどから申し上げましたように、山の中に住んでおりまして、そうしたことをそこに住んでいる方に話したことがあります。ところが、そうした方は、どうしてもここから離れたくないのだと、そして例えば大雪が降ったようなときには１キロも、あるいは1.5キロも除雪をしなければ、当然その方が出てくることもできない、そうしたところに住んでいながらも、ここから離れたくないと、本当にどうにも体が言うことをきかなくなったときには、そのときには諦めなければかもしれないけれども、そのときには子供のところにでもお世話になりに行くか、あるいは施設に入らざるを得ないのかなと言いますけれども、本当にそうしたお年寄りを無理に引き出してくるというわけには、これはなかなかいかないと思っております。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　もちろん無理無理町に、別のところに住んでほしいとか、そういうことを言っているのではなくて、あくまでもこれは希望者です、希望して、やっぱり少しは暖かいというか、便利なところに移りたいなと、そういう方もちょっとその声を聞いたものですから、そういう空き家、空き室があるのでしたら、こういうことも町が考えていってもいいのではないかなと私は思います。この空き家の活用についても、ぜひこれから貸してもいいとか、そういう方も、空き家調査について行っていただいたときに、貸してもよいよと答えている持ち主ももちろんいます。ぜひ所有者の意向が最優先ですけれども、こうした空き家を町が借りてリフォームして入居できるような、そういうことを確保しておいておくこと、それが重要ではないかと私は思います。

町長、笑っていますけれども、リフォームといってもそのくらい町でずっと暮らしていってくれた方です。やっぱりそういう方が住んでもらうのには、ちゃんと町がしっかりと支援をしていく、そういうことも大事だと私は思いますので、今回だけではないのですけれども、ぜひ考えていってほしいなと私は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　次に、９番、林豊議員の質問を許します。

９番、林豊議員。

〔９番　林　　豊議員登壇〕

○９番（林　　豊議員）　それでは、ご指名を頂きましたので、９番、林豊ですが、久しぶりのことでもあり、大変不慣れですので、非常に皆様にご迷惑をかけるかと思いますが、その辺はブランク等もありますので、臥薪嘗胆ということもありまして、４年間大変長かったので、ご容赦頂きまして、議場から離れましていろいろ折々いろんなところを見ている中で、町の政策なのかどうなのかよく分からないのですが、人口ビジョンであるとか、まち・ひと・しごと創生総合戦略であるとか、２年前からは県のほうから中島みらい創造課長をお願いしていろんなことを始めて、いろんなことを始めたのが、これが町長の意思なのか、それとも上から言ってきたからしようがないからやるかというのか、その辺非常に微妙なところがあるかなと思いますが、今久しぶりにいろいろな質問の答えを聞く中で、何かすごくがっかりしています。地方創生の関係でこの総合戦略というものを入れまして、これを見ますと、後ろのほうに委員さんがいるのですよね、15人。どういうお話合いをするか知らないけれども、これに関しては検討をする。ところが、より身近である、先ほど私の前に質問をした公共交通に関しては話し合うこともしない。どっちが身近なのかよく分かりませんけれども、そんな今日この頃の皆野町について、改めて質問していかなければいけないなと思いましたが、とにかく町の情勢について、情勢というか、外についてならはともかくとして、この庁舎を中心とする町政に関しては、ちょっと間がありますので、幾つか総合的に町長の考え方を中心にお聞きしたいなというふうに考えています。具体的なものは幾つかお尋ねしますけれども、主には今年度予算のほうで質問させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず１点ですが、町内の公共交通について。つい二、三分前まで常山知子議員が頑張っていて、十何回と言っていましたが、よく見ますと、後の内海さんの質問も同じようなことがありますので、今回だけでもたくさんあるなと思っております。検討委員会を設置されたというのを私も何度も言っていますから、10回どころか四、五十回言っているのではないかなというふうに思います。先ほどの答弁の中にもありました、お出かけタクシーがベターではないかと、ベターというのはよりよいということであって、比べるものが下であれば大したことはない、やっぱりベストを目指すべきなのですけれども、その辺につきまして、まずお聞きしたいことの一つとしましては、お出かけタクシー始めまして７年になるというふうなことを聞いております。その経過におきまして、実態はどうなのか、それぞれの年間の利用者数、利用金額、要するに予算額ではなくて実際の出た金です。それぞれいろんな声が出てきているでしょうから、利用者の声をどの程度把握しておるのか、これは事前に担当部署のほうにお願いしてありますから、数字についてもある程度のものが出てくると思いますので、まずそこの辺を、それを出していただきたい。執行側、町長、副町長以下、その辺の数字をちゃんと把握し理解しているのか、それについてもお聞きしたいと思います。町長の先ほどの答弁でびっくりしたのですが、ちょっと遠くは鉄道がある、町内にはバスが通っている、確かにそうだな、うちから下田野の運動公園に行くのに秩父鉄道に乗って親鼻で降りて、どうするのだ、西武バスに乗って、そんなばかなことをやる人はいません。通っているところはそうなのです。通っているところに行く分には問題はない。町長は、私のところは大変不便だと、確かに不便です。

バスが通っています。でも、バスのないところ、下田野に行くのにはバスないです。金崎行くのにもバスないです。金崎については、平成の１桁の後半、七、八年度だったと思いますが……

〔何事か言う人あり〕

○９番（林　　豊議員）　だったらバス要らないじゃん。金崎のほうから請願が出て、これを採択しているのです、バスについて。多少の検討はしたけれども、それ以来ずっとそのままになっています。公共交通については、先ほど来町長はなぜか免許を持つ人が増えてくるのではないかというわけの分からないことを言っていますが、返納する人が結構多いのです。うちの近所、いわゆる町場と言われていますけれども、多いのですよ。今まで車乗れていた人が乗らなくなった、だからタクシー使う。お出かけタクシーは、ありがたいという人もいます。そのとおりだと思います。ただ、行くところによっては使えない。それがベターだと言っているけれども、ではベストをなぜ目指してくれないのか、ベストを目指すためにはやっぱりいろんな人の意見を聞かなければいけないと思います。

たしか町長と一緒に七、八年前になりますが、胎内市、新潟です。視察に行きました。そこでは、今で言うところのときがわあたりがやっているバスのシステムに非常によく似た、小さなワゴンのバスを多数使った公共交通を始めていました。なぜかというと、大型路線バスが空でぐるぐる回っていて、年間3,000万円かかっている。3,000万円のバスで空気を運んでいたのではしようがないからというので、やり直したと言っていました。町長も知っているはずです。近隣でいえば横瀬でご存じのとおりブコーさんというのをやり、有料化もしました。聞くところによると、この選挙中に、２月の選挙運動をしていると、長瀞が去年の秋から、大体終わったようですが、タクシー、それからバス、ワゴン車などを使って、公共交通についての実験をやったと言っていました。その前には当然いろんな話合いもあったろうし、実験もやったというのですから、なぜ皆野でそれができないのか、結果が悪かったら、それはやる必要がなかったのだと、いや、やる必要がなかったというのではなくて、そういう制度は取るべきでない、つまりバッドだったと、ベターよりも下だったということになるかもしれませんが、話合いもしないで、話すこともしないで、そういったこともしないで、ただただベターだから、お出かけタクシーだけをというのはちょっと残念だなと思います。答弁の最初に、お出かけタクシーの実績を出してください。実際いわゆる町長が言うところの便利である、私の住んでいるところなんか駅までごろっと転がればすぐ行けるような、バス停だってすぐそばです。だけれども、バス使ったことほとんどありません、行くところ、行く先がないから。行く先が違えば、バスもあってもないのと同じなのですよ。車、町長の言われることは多少分かるのですけれども、ただやはりここ一、二年の間に高齢者の免許返納というのは非常に多くなっていると思います。そういった人たちが改めて町内で例えば皆野駅の近辺からヤオコーだとか、ヤオヨシ行くのだって歩いていけよという今人もいたけれども、でも足が悪くなった人が歩いていくの大変ですよ。丈夫なうちはいいです。車も乗れるし、車でなくたって歩いていったっていける。でも、そうではないのです。今80歳から上の人が結構多いのです。そういう人たちが免許の返納をしているし、暮らしのために買物をしなければいけない。状況変わってきているのです。そういった変わってきていることに対して、やはり状況の把握であるとか、いろいろな意見を聞くべきではないかなというふうに思います。お出かけタクシーいいと思います。でも、それだけではない。バスだって、先ほどさらっと西武バスが太田に行く、吉田に行くのが皆野から消えてしまった、あれは利用者が少ないのだ、だからだと言いました。確かにそのとおりだと思います。だけれども、もう一つ重要な要因があったのです。何で皆野の利用者の少ない三沢を通るバスが西武バスを動かしているのか、お金出しているからです。いろいろ秩父市が調べたところ、皆野発の太田

経由、野巻経由の吉田行きのバスは、皆野は補助金をほとんど出していなかった。何だ、それでは皆野なんか通ることにないではないかというふうなことも聞いています。だったら、逆に言えば補助金出せばいいじゃないかと。そうすれば、太田の人が皆野に来る、吉田の人が皆野に来る、それはいろんな意味で経済効果もあるわけです、もともとそうだったのですから。そういったことも検討していかなければいけないのではないですか。これから先一人でも多くの町民を増やしたいというのであれば、そういう考えが必要だと思います。ということで一応町内公共交通については、ここまでとしておきます。

２つ目、移住定住政策、これは先ほど言いましたまち・ひと・しごと創生総合戦略に関わってくると思うのですが、何が私にとってこれ疑問なのかというと、町長は一体全体皆野の人口をどういうふうにしたいのか、今年度予算も見たり、おととしあたりからいわゆるお試し住宅というので、商工会を経由してお金を使って１軒建てました。建てましたではないです。１軒造りました。造ったというのは、改めて造ったというのではなくてリフォームしたということです。建前では、移住してくる人たちがドゥー・イット・ユアセルフでやるのだということでしたが、実態は町内の事業者がほとんどやったというのを承知しています。今、とんちん、とんちん今年度末の完成を機に、全部ではありませんが、移住用の事務所を兼ねてということで、うちの近所に事務所をつくっています。これは一番のメインだと思います。それらにまた今年度予算を含めて数千万円かけるようですが、それだけかけて何が出てくるわけですか。お出かけタクシーの実績は、多分年間で数百万円程度だと思います。もうちょっと利便性を高めて使いやすくしていけば、年間数千万円とは言わないまでも、もっと倍ぐらいの利用率が上がるのではないかなと私は思います。ここで何が聞きたいか、もともと石木戸町長は14年前に秩父市との合併をうたって当選し、町長になった方です。どういうわけかそのまま皆野町が存続し、今に至っているわけですが、今さらと言ってはなんですけれども、何でここで移住定住まで含めて皆野町の人口をどういうふうにしようとしているのか、そこの部分をお聞きしたいです。今回の、この間いろいろ説明頂いたこれでいくと、いわゆる人数としての人口ではなくて関係人口というのが重要なようなことを言いましたけれども、関係人口って実際には増えていないのです。下手をすると皆野にだっていないかもしれない。また、郡全体から見れば、皆野以外の市町から移住してくる。そうすれば、確かに皆野としては人口増えるかもしれないけれども、皆野ではなくて秩父郡市としては決して増えるわけではないのです。そういったことに果たして意味があるのか。この移住定住政策の真の目標といいますか、町長の考える理想というものを町民に示していただきたいと思います。ということで、まずご答弁頂きたい。

○議長（若林光雄議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　通告のありました林議員、今質問を聞いておりますと、こちらで想定していた部分と幾分異なる部分もありますけれども、準備をしたので、答弁をさせていただきます。

町内の公共交通についてお答えをいたします。町内の商店数の減少による足の確保や高齢化による運転免許証の返納に対して、お出かけタクシーで対応できるかとの質問ですが、過去には原町、親鼻、大浜商店街など、おおむね３地区の商店街がありましたが、国道140号皆野バイパスの開通、人口減少や車社会となり、本町の交通体系は大きく変化し、そのため商店も広い駐車場を要するスーパー化し、まちなか商店主の高齢化や後継者不足などにより、本町商店街の多くは閉店をしてしまいました。このため食料や日用品は、町内の数か所のスーパー等での買物が主流となっています。運転免許証がない方のこれからの店に行く足の確保はどう考えているかとのことですが、路線バスなどが利用できる方は路線バスを利用して

いただき、利用ができない方については、都合のよいときに使えるお出かけタクシーが便利であると思います。

なお、参考ですが、高齢の運転できない方で家族と同居の方は家族と一緒に買物へ、独り住まいの方は週１回程度子供や兄弟が来て一緒に買物に行くようなケースも少なくないようであります。

なお、昨年、４月から始めた運転免許証返納者への公共交通利用券の交付は、現在52人であります。返納された方にもおでかけタクシーの利用についても周知をしてまいります。民生委員さんにおいても、お出かけタクシーの利用促進についてきめ細かな取組をしています。今後、高齢者の運転免許証所持は、以前より減らないと予想されますので、現在の公共交通体系を存続し、お出かけタクシーで補完していく方針がベターであります。

以上のように総合的に検討し、公聴会や検討委員会なるものを立ち上げる考えは今のところありません。お出かけタクシーの利用状況については健康福祉課長から、２番、移住定住政策についてはみらい創造課長から答弁をいたさせます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　９番、林議員さんから通告のありました質問事項１、町内公共交通についてのうち、お出かけタクシーについてお答えいたします。

初めに、事業を開始しました平成25年度から、利用状況についてお答えいたします。年間実利用者数、実績額の順に申し上げます。平成25年度、74人、72万8,000円、平成26年度、71人、72万5,000円、平成27年度、182人、142万7,500円、この年から地域枠を撤廃して全町を対象としております。平成28年度、220人、161万3,500円、平成29年度、229人、164万8,500円、平成30年度、234人、170万3,500円、今年度は２月分までの実績となります。220人、143万6,500円でございます。

次に、利用者の声についてですが、町外で使いたいとの要望は以前から聞いております。また、一部に利用額が高いとの声があるようですが、ほとんどの利用者は料金補助について満足していると認識しております。

なお、民生児童委員さんからも大変喜ばれているとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

〔みらい創造課長　中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝）　９番、林議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問２、移住定住政策についてのうち、移住定住政策の数値目標についてお答えを申し上げます。これまで町では、平成28年３月に策定をした第１期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少への対策として、また最終的には持続可能な地域社会を目指し、移住定住の取組を進めてまいりました。移住施策の主なものとしては、お試し居住用住宅がございます。平成30年度に空き家を改修し、平成31年度から運用を開始してございます。また、定住の意向も長く持っていただけるよう、愛着心を醸成するようなイベントも行ってまいりました。例えば平成30年９月には、浅草の雷門前で行われる盆踊りに皆野町の櫓を持っていき、その周囲で秩父音頭を中学生などが披露してございます。参加した生徒からは、町に誇りを持ったとの感想を頂いております。

ご質問のございました移住定住施策の数値目標につきましては２点ございます。いずれも来年度を始期とする第２期皆野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に盛り込んでございますが、１つ目は今後５年間での社会増減のマイナスを152人へと減らすことでございます。

２点目は、定住の意向を持つ方の割合を20歳から39歳までを80％へ、16歳から19歳までの方は60％へと押し上げることでございます。具体的な移住世帯数につきましては、特段定めてございませんが、これまでの転出世帯数が300人から260人の間で減少傾向でございます。転入世帯数につきましても、まずはこの数に近づけるよう押し上げていくことが目標となると考えてございます。

続きまして、移住定住政策へのこれまでの予算投入額及び今後の予定につきましてご説明申し上げます。皆野町では、これまで平成30年度から、特にみらい創造課を創設してからの２か年で拠点整備、補助事業の創設などに取り組んでまいりました。まず、ハード整備といたしましては、お試し居住用住宅の整備、仮称でございますが、駅前の移住関係人口総合センターの設置がございます。それぞれの予算額は、お試し居住用住宅の整備に1,000万円、移住関係人口総合センターには約700万円でございます。

なお、移住関係人口総合センターを２階とする建物全体の工事費は約3,600万円でございますが、この建物には１階部分に観光トイレや観光情報館も含んでございますので、該当部分の概算を算出してございます。また、いずれの事業も県補助金を活用しており、お試し居住用住宅の整備は750万円の補助、移住関係人口総合センターは約500万円相当の補助を受けてございます。町の一般財源での負担額は、合わせても450万円程度に抑えることができてございます。

このほかソフト事業として、移住ガイドブックの制作や国、県と連携をした移住支援金の創設、地域おこし協力隊の設置などを行っております。移住ガイドブックの制作の予算額は85万円、移住支援金は500万円、地域おこし協力隊は活動経費と報酬を合わせて１人399万2,000円でございます。こちらも県補助、国補助活用しており、移住ガイドブックへの補助は60万円、移住支援金には375万円のほか、地域おこし協力隊分は全額が特別交付税措置されるため、町の一般財源の負担額は150万円でございます。合計をいたしますと、これまでかけてきた予算額の総計はおおよそ2,685万円になりますが、町の負担分で申し上げますと約600万円でございます。

現時点の今後の予定でございますが、施設の新たな設置につきましては、公共施設総合管理計画に基づき総量圧縮の方向性のもとで検討を進めてまいります。

今後、補助金による金銭的な支援とマンパワーによる支援を掛け合わせて、さらに移住定住の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　町長に一応お尋ねしておきますが、最初の質問にもあったように、移住定住政策について、この創生総合戦略についてどういうふうに考えているのかということを、最後で結構ですからお話しください。

それでは、個々についてですが、先ほど町長、バスで行けるところはバスでというけれども、例えばうちのほうからヤオコーに行くのに行くバスないのです。バスというのは、それは確かに行けるところは便利ですけれども、バス路線のないところには行けないのですよ。それをタクシーで行きなさいということは、いわゆるお出かけタクシーの趣旨なのかなと思うのだけれども、おでかけタクシーで行くのとバスで行くのとは、このかかる額がちょっと違うので、先ほど課長のほうから数字、実際データ出してもらいま

したけれども、地域が限定されたときと地域の限定がなかったときで、どんと倍以上に数字が増えていますよね。こういうことなのですよ。利用のしやすさが増えれば利用というのは増えてくる。かといって金額がどんどん増えたわけでもないのです。だからもう少し、ベター、ベターと言っているけれども、もっとベターをよりベストに近づけるような工夫が必要かなと思うのです。この間というのは、ほとんど変わっていないのです。利用者の、利用した人について言えば、それは利用した人はそんなに多くは言いません。だけれども、ここがこういうふうであればもっといいな、またはこうだったら使えるのになという人はいっぱいいるのです。それが実は先ほど来、先ほど常山議員が言った声なのです。それが大切なのだと思うのです。使った人は、文句言う人というのはそう多くないです。使えない人が多いのですよ。だって、人数見れば分かるではないですか、増えない。使っている人は使えるから便利でいいな、でも使えない人は使わないのです。使えるようにしてほしい。それにはやっぱり声を聞かなければいけない。結果的に、最終的にいろんなことを話し合った結果、やっぱりお出かけタクシーが一番よかったというのであれば、それはそれですごくいいことではないですか。そうではなくて、こういう方法だったりああいう方法だってあるよ。近隣の市町村でいろんなことをやっている、市町で。そういったことも検討してみて、長瀞のようにテストをしてみて、やっぱり皆野には適さないよと、そういう結論が出たのならいいのだけれども、ただ机上で、机上の空論とは言いません、机上でやってみて、これはこうではないか、あれはああではないかだけでは、やっぱり限界があるのです。やってみたらうまくいったということはたくさんある。そういった懐の深さを出してもらいたいのです。もうあと、次の任期は16年も町長をやっているわけですから、別にそれで終わりになるとも思いませんが、とにかく16年目の一つのけじめとして、もう少し身になった、もう少し町民に寄り添ったような政策を出していってもらいたいなと、時間は動いているのです。この間、統合なんかにしてもいろいろ騒ぎをした結果、三沢は今、声が出るのを待っているというような話も聞きますけれども、それではいつまでたっても進まない。やることは種をまいておかないと、まかない種は生えないのです。公共交通については、もう本当に10回も20回も話合いをしましょうと言っているのにしない。これなんか突如現れて委員を選んで、どういう話合いをしているか分かりませんけれども、するわけでしょう。中島課長がいろいろ数字を挙げてもらいましたけれども、今聞いても覚えられっこないから、ただ聞き流しましたけれども、必要な部分をまた後で頂きます。また、健康福祉課長のほうのお出かけタクシーの実績とか、それらについても改めてまた聞きに行きますけれども、そういったことの分析というか、そういうのも必要なのです。やっている部署はちゃんとやっていると思います。そういった意見も聞いてみてください。

町内交通についてはもう言うことはありません。もう余りにも認識が違い過ぎる。鉄道は鉄道が行くところは鉄道、バスが行くところはバスを使ってくださいというのだったら、行けないところには行けません。タクシーを使えば行けるけれども、でもタクシーだって近過ぎれば使うのに不便だ、実際にそういう人が多いのです。意外と町場の人は返納率が高いかもしれないです。技術の進歩で車に乗れるようになる、確かにそうかもしれないけれども、そうすると危ない、実際危ないです。自分を見たって危ない。私、ちなみに61歳ですけれども、でももう町内には80を超える人がいっぱいいるし、そういう人が免許を持ったまま運転している、実際そのとおりなのだけれども、そのままにしては本当危ないと思います。そういうふうに変わってきているし、寿命はどんどん長くなってきているから、お年寄りはどんどん増えるのです。そういった人たちを自家用車ではなくて、公共の交通を使うことによって安全性を高めるとか、そういったまちづくり必要だと思います。残念ながら石木戸町長の先ほどの答弁の中の意識を考えると、もう余り

にも古過ぎる。もうちょっと周りを見てもらいたいと感じました。

この定住政策にしても、確かに定住政策を行うことによって、人口の流出等は考えられるかもしれないけれども、皆野一町だけではないでしょう。この件については、秩父全体で考えなければいけない。定住自立圏なんていうのを始めたけれども、なかなかほかの部分に動かない、いろんな部分に動かないことがあります。実は公共交通についてだって、定住自立圏の中にはテーマとして入ってたし、その辺についても全く検討した様子が見えません。これは皆野ばかりのことではないのです。それを全体像の中で皆野は不便なのだよと、全体で考えてみないかい、久喜さん、大澤さんともう言える立場になっていると思うのですよ、石木戸町長は。そういったことを進めていただきたいと大変切に願います。

そんなことで、最後の答弁として町長、これからの皆野の公共交通、公共交通はもういいです。先ほどの答弁で、大体変わらないのが分かりましたから。移住定住政策についての町長としての思い、考えを町民に向けて言ってください。私に向けて言うのではなくて、町民に向けて言ってみてください。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　林議員の質問で、林議員さんに向けてでなく町民に向けてという、そういうということを言う声のようですけれども、私は自然も豊かだし、人情も豊かな町ですし、一人でも多くの方々に移住をしてほしいなと、こんな思いがしておりますし、またこの町で子育て支援等を一生懸命やって、成長してきた若い人たちに一人でも余計この町に残っていただきたい、そんな思いで日々努力をしておるつもりです。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　ありがとうございました。町長の思いは、それなりに私にも伝わりましたし、恐らく町民に対しても伝わるかもしれないと思います。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　２時５２分

再開　午後　３時０９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員）　次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番　内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員）　最後の質問者になりますが、今期初めての質問ということでありますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

先月27日18時過ぎ、安倍首相は新型コロナウイルス感染症対策本部会合で、３月２日から春休みまで小

・中・高校、特別支援学校の臨時休校を要請すると突如発表しました。余りにも唐突で、また土日を除くと実質28日の１日のみの対応であり、自治体をはじめ、学校現場、保護者等々、大きな混乱に陥りました。また、その後の各種イベントの中止等々、社会全体が混乱と自粛ムードに包まれております。安倍首相は、３月２日の参議院予算委員会で、臨時休校を要請した根拠について、直接専門家の意見を伺ったものでははないが、専門家の知見によれば、これから１、２週間が急速な拡大か収束かの瀬戸際だとの見解が示されており、判断に時間をかけるいとまがない中、私の責任において判断した、このように答弁をしておりました。まさに、科学的な根拠に基づく判断ではなく、独断による政治判断だったことを認めています。多くの専門家も科学的な根拠はなく、その効果は懐疑的と述べ、政府の専門家会議のメンバーで小児科医の岡部信彦川崎市健康安全研究所所長は、新型肺炎コロナウイルスでの子供の感染者はとても少なく、重症者がいないことが分かっている。専門家会議でも、休校について諮問はされず、提言もしていない、このように述べております。また感染者の数も、また家庭事情も、地域事情も違う中、休校は本来一律ではなく、地域ごとに決めるものだ。全国一律の休校が効果的であるとするには科学的根拠は乏しい、このように言っております。事実中国のデータでも、子供の患者は極めて少なく、10歳未満の死亡者は一人も出ていないということであります。また、日本においても、今日現在、小中高校生の感染者は６人程度であり、いずれも軽症のようです。昨日の時点、冒頭町長からもお話がございました。新型コロナウイルス感染症による死亡者は、昨日時点でクルーズ船乗船者７人を含め16人、そのほとんどが70歳代から80歳代の高齢者という状況にあります。こうした状況を容認するわけではありませんが、国内において過去2018年にインフルエンザ感染症で亡くなった方は3,325人、2019年９月末までには3,000人を超える方が亡くなり、そのうち昨年１月と２月の２か月間で2,792人が亡くなっているようです。こうした眼前の実態にマスコミ等も全く触れず、政府は取り分けての新型コロナウイルス感染報道を連日行い、不安と混乱を醸成しています。こうしたことは、桜を見る会の問題、東京高検検事長の不正定年延長問題、またＩＲ汚職問題等々による政権支持率低下から国民の目をそらす、そうした政治的上の情報操作と思えてなりません。今から３年前の2017年３月から５月にかけての北朝鮮からの弾道ミサイルが明日にも飛来してくるような煽情的情報が流された時期がありました。そして、避難訓練まで行った自治体もありました。当時も森友学園問題で政権支持率が急激に低下し、また今思うと財務省の公文書改ざんが行われていた時期と重なっています。まさに、今回も安倍政権維持のための独断による情報操作と思えてなりません。いずれにしても、こうした一方的な情報に惑わされることなく、事実に基づき冷静な判断のもと、適切な対応が求められていると思います。

この一般質問の通告の締切りが先月の25日でありました。それ以降、こういった問題が発生していますので、一般質問にしていない質問はできないということでありますので、要望をさせていただきたいというふうに思います。

学校が今休校になっているわけなのですが、今の混乱や不安を早く払拭するためにも正常な学校運営を早期に実現を図っていただきたい。

２点目なのですが、臨時休校に伴いまして、臨時職員等の収入減がないように、配慮と賃金保障をきちんと行うよう要望させていただきたいと思います。

明日３月11日は、あの未曽有の大震災があった東日本大震災、そして人類史上例のない大事故となってしまった福島第一原発事故から丸９年がたとうとしております。しかし、大震災や原発事故による福島県民の避難者は、２月10日現在、４万322人、そのうち３万914人が県外への避難者、このように復興庁も発

表しております。福島第一原発が立地する双葉町の一部で、先日、避難指示が解除となっておりますが、帰還する人はほとんどいないようです。その背景には、一般人の年間被曝量は１ミリシーベルト以下、また放射線関連労働者の労災認定基準が年間被曝５ミリシーベルト、このようになっているのにかかわらず、安倍政権はその４倍にも当たる年間20ミリシーベルト以下であるならば避難解除を強行し、そこに子供も妊産婦も帰還しろと、住宅補償を打ち切っております。こうした中、子供を抱える世帯等をはじめ、若い世帯はほとんど帰還できず、帰還者は高齢者のみで、その帰還率も10％台、こうした状況にあるようです。また、今年は安部首相が世界に向かって、放射能汚染水は福島第一原発の港湾内で完全にブロックされている。東京にはいかなる悪影響も及ぼすことはありません。このようなプレゼンテーションを行い誘致した東京オリンピックの開催年でもあります。しかし、今日段階においても毎日170トンも増え続ける放射能汚染水、第一原発内に設置されている貯水タンクも2022年には満杯になる、このような関係から、この放射能汚染水を薄めて海洋に放出、または気化して大気に放出、こうした恐ろしいことが検討をされております。こうした惨たんたる現状下にございますが、私が今回の選挙の中でもキャッチフレーズとしてきております平和で安全、共生できるまち、少子化や人口減少に少しでも歯止めをかけ、地域の活性化を図り、将来的にも生活や福祉が充実したまち、そうしたまちづくりに向けて、通告に基づき２項目について質問をしたいと思います。

１項目の地域活性化とふるさと納税についてであります。その１点目ですが、秩父音頭と俳句のまちにふさわしい文化・観光施設整備について、昨年６月議会でも私が質問しております。これに対して町長から、施設整備については、商工会や役場内部でよく検討していきたい、このような答弁がされておりますが、その後の状況については、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

２点目ですが、本町商店街駐車場用地、これは町有地だと思いますが、この有効活用についてであります。ここに通じる町道皆野160号線の改良工事が昨年の９月議会で追加補正されて、既に工事が完了しております。また、町有地である本町商店街駐車場が今月末をもって原町駐車場管理組合との契約が解除になると聞いております。この町有地の活用に道が開けた状況にもありますが、この町有地の面積はどのくらいあるのか、また今後の活用方法についてどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

３点目ですが、ふるさと納税の推移と今後の取組についてであります。過去３年間のふるさと納税の寄附金額と件数、また今年度の最新実績と予想について、そして今後のふるさと納税への取組についてお聞きしたいと思います。

２項目めの公共交通空白地域への交通手段確保について、この件につきましては、先ほど来常山議員、また林豊議員からも取り上げておりますので、重なる部分もあろうかと思いますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。公共交通の未整備地区であります下田野、金崎、大渕、野巻等の交通手段の確保について、どのような考えをお持ちか。

２点目ですが、林議員も言われました、今から十数年前になるでしょうか、金崎地区から町営バスの金崎回りの運行の請願が出されていたというふうに記憶しておりますが、当時町道国神１号線、まだ改良等が進んでない部分もございまして、狭隘な部分があったり、また県道との国神交差点のところですか、そういったところの問題等もありまして、この請願については進められてこなかったという、そういった経過もございます。そういった中で、町道国神１号線を現在の国神交差点のところまで延伸して、安全対策が図れるような、そういった考えがあるかどうか、この点についてお聞きしたというふうに思います。

３点目ですが、高齢者外出支援タクシー、お出かけタクシーですが、これの利用状況の推移と問題点が

ありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

４点目ですが、高齢者の町営バス等の料金の無料化について、検討する考えがあるかどうかお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　内海勝男議員さんからの一般質問通告書に基づき、お答えをいたします。

１番の地域活性化とふるさと納税についてお答えします。秩父音頭と俳句のまちにふさわしい文化・観光施設の整備について申し上げます。秩父音頭と俳句によるまちづくりとして、以前観光協会幹部から旧金子邸を整備してはとの提案がありました。現地調査をし、検討した結果、老朽化が著しく、この建物を改修するには高額な経費を要すること、通年観覧ができる公共施設として改修するには、耐震工事などにより、古くからの風情が残せない、通年にわたり多くの来館者が訪れ、観光の発展や本町商店街の再生にしっかりつながるかなど検討すると、大変厳しいものがありました。また、議会からも、土地を買収して会館なるものの建設には問題との意見も頂きました。現在は、俳句同好会の産土の会において改装し、カフェや活動拠点として活用しておられるようであります。なお、現在、町営バス発着場の全面改装工事を進めており、新年度から秩父音頭や俳句を含めた町内の観光情報や飲食情報を発信し、来訪者の増加を図り、本町商店街から町内各地への人の流れを創出し、新たな店舗の出店などにつなげていきたいと思います。また、快適な観光トイレの整備と２階には移住支援センターを設置し、観光目的の関係人口から定住人口へ誘導を図ります。別途秩父音頭と俳句によるまちづくりについては、デジタルミュージアムを町ホームページに開設し、秩父音頭と俳句のまちの魅力を国、内外に発信して、町の活性化を進めています。また、役場ロビーの町民展示場でデジタルサイネージ、電子看板ですけれども、において秩父音頭や俳句など、町の観光と秩父地域の観光情報を開庁時間にはいつでも誰でも見られます。以上のように、秩父音頭と俳句によるまちづくりについては、町営バス発着場の観光情報館とともに、デジタルミュージアムとデジタルサイネージのＩＣＴの分野で対応してまいります。また、文化会館は秩父音頭会館でもありますので、愛称にちなんだ活用についても検討していきたいと思います。

なお、平成28年度策定の皆野町公共施設等総合管理計画においては、町の各種施設は大規模改修期を迎え、多額の費用が見込まれる。人口減少と税収減、社会保障費の増大により財政状況が極めて厳しくなる。このため、現在、保有する施設の面積の28％を削減する必要があるとしています。28％削減すべきとする公共施設等総合管理計画にも整合しないことなどがあります。

以上、申し上げましたような経過や現状と諸課題、そして既に取り組んでいること等を踏まえ、総合的に検討判断しまして、新たな会館等の建設は考えていません。

２つ目、公共交通空白地域の交通手段の確保についてお答えします。常山議員さん、林議員さんからの類似した質問を頂いておりますので、重複しますので、よろしくお願いをいたします。内海議員さんからのご指摘の公共交通の未整備地域として、野巻、大渕、金崎、下田野地区があります。内海議員さんからのご意見も分かりますが、野巻、大渕地区は、以前西武観光バスが運行していました。乗客の減少により廃止になりました。金崎、下田野については、今までも路線バスはありませんでした。昨今は、成人者のほぼ全てが車を運転している時代になりました。このようなことから、80歳代になっても運転する方も大変多くいます。公共交通も大変便利な交通手段ですが、いつでもどこにでも行けるマイカーにまさるもの

はありません。また、高齢者においては、高齢運転者の踏み間違い防止装置も実用化になり、さらに高齢運転も長期化が可能になりました。このようなことから、免許証がない方は現在より多くはならないと予想されます。このような車社会を考えると、自宅から都合のよいときに町内の行きたいところに行けるおでかけタクシーはマイカーに近い利便性がありますので、新たなバス路線の開設はせず、お出かけタクシーで対応することがベストに近いベターであると考えます。

４つ目、高齢者の町営バス無料化についてお答えをいたします。町営バスや公共施設の使用においては、利用者、受益者負担が原則でありますので、応分の負担はやむを得ないものと思います。なお、マイカー運転の多くの町民においては、車両購入費、税金、車検代、保険代、燃料代など、多額の経費がかかりますので、公平性からも料金の無料化は考えていません。なお、本町商店街駐車場用地関係については副町長から、ふるさと納税関係については総務課長から、国神交差点関係については建設課長から、お出かけタクシー関係は健康福祉課長から答弁をいたさせます。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

〔副町長　土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦）　12番、内海勝男議員さんからのご質問の本町商店街駐車場用地の有効利用については、私からお答えを申し上げます。

まず、この駐車場の経緯について申し上げます。当駐車場にありました皆野町商工会館が文化会館に移転し、昭和62年に解体されました。その跡地は町で購入し、駐車場として商工会に貸付け、その運営は原町駐車場管理組合に委託され、現在まで運営しております。今年度、隣接の町道160号線の改良工事により、この駐車場も一部道路用地になったこと、また駐車利用者が減少したことにより、駐車場としての管理が困難になったということ等によりまして、商工会並びに管理組合から返還の申出がありました。これは、駐車場の多くを借りていましたみなの矢尾さんが家具専門店になった頃から、矢尾さんをはじめ多くの商店の方が使用しなくなったことによるものでございます。この町有地は、面積が830平米でございます。約35メーター余り、縦が20メートル余りという長方形で、皆野町の皆野駅に近い原町商店街中心地で、一等地とも言える土地でございます。この賃貸借契約の解除の申出を受けまして、この土地の扱い、利活用について、町内課長職等から意見、提案を募り、検討を進めました。多種多様な活用についての提案がありました。その有力なものとして、１案として店舗を誘致すると、駅前の活性化を図るため、土地を安価で貸し出すという案、また２案として起業者を公募することとするとしまして、この土地で起業したい方を募集して、活性化につながる事業については一定期間無償にしてはどうかというもの、３点目として、駐車場、駐輪場がよい、現在と同じですが、町もしくは行政区において管理する駐車場、駐輪場として、駅までのマイカーによる電車通勤の方の利用等が見込めないかということ、それから皆野横丁などのイベントのスペースとしても活用できるというような案でございました。このような案３点でございますが、これらを参考にして、またこの３つの案をミックスした形の中で、今後830平米の一等地でありますこの町有地をいかに本町の再生につながるか、あるいは町の観光振興につながるか等々、また多くの方の利便性につながる等含めて検討して、つながるような土地利用を検討してまいりたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　12番、内海議員さんから通告のありました質問事項１、地域活性化とふるさと納税についてのうち、（３）、ふるさと納税の推移と今後の取組についてお答えいたします。

ふるさと納税は、応援したい自治体に対して寄附を行うもので、その寄附したお金が地域貢献に使われること、また寄附者にはその自治体から特産品等の返礼品が受け取れるとともに、税金の控除が受けられるメリットがあります。このふるさと納税制度は、平成20年度から始められております。皆野町におけるふるさと納税の推移ですが、過去３年間の実績を申し上げます。平成28年度、９件、154万円、平成29年度、577件、603万500円、平成30年度、571件、802万5,000円、今年度につきましては、２月末現在の実績を申し上げますが、284件、627万7,000円となっております。平成29年度にふるさと納税のリニューアルを実施したことによりまして、寄附額も増加しており、財源の確保に取り組んだところでございます。しかしながら、他の自治体と比べますと、寄附額もまだ少ない状況にございます。今後も多くの皆様に皆野町を応援したい、皆野町に寄附したいと思っていただけるよう、皆野町の魅力や施策などについて積極的に情報発信するとともに、町内事業者のご協力のもと、返礼品の充実等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

〔建設課長　宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一）　12番、内海議員さんから通告のありましたご質問のうち、国神交差点の改良についてお答えいたします。

県道皆野両神荒川線、国神交差点の改良工事につきましては、秩父県道整備事務所におきまして平成26年度、蟹沢橋架け替え工事及び一部改良工事を施工しております。国神交差点付近に用地が一部未買収の箇所があるとお聞きしております。このようなことから、町道国神１号線と県道との交差点改良工事につきましては、県道の国神交差点改良計画に合わせまして、今後検討してまいります。

なお、同交差点におきましては、近年交通量も多く、また通学路でもあります。機会を捉え、早期完成を要望しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんから通告のありました質問事項２、公共交通空白地域の交通手段の確保についてのうち、３点目のお出かけタクシーについてお答えいたします。

初めに、利用状況の推移についてお答えします。林豊議員さんの答弁と同内容でございます。年間実利用者数、実績額の順に申し上げます。平成25年度、74人、72万8,000円、平成26年度、71人、72万5,000円、平成27年度、182人、142万7,500円、平成28年度、220人、161万3,500円、平成29年度、229人、164万8,500円、平成30年度、234人、170万3,500円、令和元年度２月分まで、220人、143万6,500円でございます。

次に、問題点についてとのご質問ですが、現在検討している事項はございません。なお、民生児童委員さんに各地区の状況を伺ったところ、各地区とも利用者数については、ここ数年横ばいであるとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　地域活性化とふるさと納税について、再質問をしていきたいと思います。

秩父音頭と俳句のまちにふさわしい文化・観光施設の整備につきましては、町長のほうから、これから

の公共施設の総合管理計画等を検討した場合、多額な費用が予想されると、そういったことで新たなこういった施設については考えていない、こういった答弁であるわけなのですが、私はこの間、何回かこの問題も取り上げてきているのですが、今後の皆野町を考えた場合、大変大きく皆野町の将来を左右する施設整備といいますか、重要だというふうに考えております。当然10億円なり、十何億円なり、そういった多額な費用がかかるのは十分承知しているのですが、ふるさと納税との関わりも出てくるのですが、北海道の十勝地方で人口約5,000人、その４倍の乳牛なり肉牛がいる上士幌町という自治体があります。ここについては、2,018年までの４年間で毎年15億円から21億円ものふるさと納税を受け入れているようです。ここは、寄附金は子育てなり、少子化対策に重点的に活用すると、そういったことでこういった多額なふるさと納税を頂く中で人口も増えていると、こういった特色のある自治体のようです。そういったことも加味する中で、ぜひ皆野町におきましても返礼品、先ほど総務課長のほうからも答弁頂いたのですが、返礼品を目当てとしたふるさと納税はでなくて、本来のやっぱりふるさと納税の趣旨であります、お世話になったふるさと皆野なり、また応援したい皆野町、そういった趣旨に沿った寄附をされている方も、この間何人かいらっしゃいます。ふるさと納税を募る場合、独自な政策を明らかにする中で、その財源の確保のためにふるさと納税を募ると、こういったアピールもしてみる必要があろうかというふうに思います。旧の商工会の跡地の面積約830平方メートルということであります。ちなみに、皆野総合センターの１階部分の敷地、建物の敷地です。面積が約810平方メートルということであります。駐車場とか、そういったことを考えますと、それほど広い敷地ではないとは思うのですが、ただ皆野駅前周辺におきましても、大分空き家が増えてきております。この駐車場に隣接する建物も既に空き家になったようです。そういったところも検討する気があれば、用地の確保なり、また有効活用等ともできるかと思います。皆野町の将来を考えて、やるかやらないかの問題だと思うのですが、非常に価値ある事業だというふうに思いますし、また私は勝手にもう仮称で使っているのですが、秩父音頭と金子兜太ふるさと館ということで整備を図るべきではないかというふうに思います。大変金子兜太さんにつきましては、現代俳句界の巨匠でありますし、もう全国的にも名が通っている方でもおりますし、兜太さんファンがかなりおります。先ほど申し上げたような形で、独自な政策の一つとしてふるさと納税等も活用する中で、整備を図ってもよろしいのではないかというふうに思います。こういった点について、お考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　過去に先ほど答弁の中で検討したという話もいたしましたけれども、金子邸について産土の会という会が金子邸を改装して、今カフェだとか、あるいは俳句、あるいは兜太、あるいは伊昔紅の遺品とか作品とかを見にお出かけを頂いておるようでございますけれども、私は開設をしてオープンしたときにもお世話になりに行きましたけれども、その後、どのぐらいの人がお出かけいただいているかなと思って注視しているのですけれども、残念ながら多くの人を見かけるような状況にはありません。今、議員言われるように、兜太先生は確かに日本を代表する俳人でもございます。尊敬をし、町の名誉町民にもお願いをしてきたわけでございますけれども、でき得れば公共施設についても、28％を減じなければならないというようなときでもありますので、文化会館が秩父音頭会館とも愛称があるわけでございまして、これを伊昔紅の銅像等もあるわけでございますし、これを部分的に改装でもして対応がしていけないかなと、こんな思いがしておるところでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。なかなか具体的に進めるということについては、大変大きな事業になるだろうかと思いますので、要望になりますが、国の第２期の創生総合戦略で示されております、大変実効性が疑問視されているのですが、私に言わせるとやみくものような関係人口の増ということであります。ふるさと納税をしていただいた方、そういった方を中心にこれからいろいろなメールとか情報発信ですか、これから移住支援センターのほうで、そういった事業も展開していくということなのですが、まずはやっぱりふるさと納税等で協力していただいた方、こういったところに情報発信をしていく中で、さらに関係人口というだけではなくて皆野町を応援していただく、そういった応援人口といいますか、そういったことに力をぜひ入れていただきたいというふうに思います。

そして、中核となる、町長は今の文化会館が秩父音頭会館という愛称があるということであります。それは、私も認識しているのですが、そうは言ってもこれは役場に近いところにありますし、中心商店街といいますか、皆野駅前といいますか、そういったところに秩父音頭と金子兜太ふるさと館みたいな施設を整備することによって、やはり皆野町に来てもらって、見てもらって、知ってもらって、住んでもらうと、そして中心商店街の再生なり創生につなげると、こうしたことが地域活性化によるまちづくりにつながると思いますし、やはり中心商店街、後継者がほとんどがいないという中で、もう年々そういった空き家、空き店舗といいますか、そういったところも増えている傾向にあるのですが、やはり中心的になる施設を整備する中で、新たにそういったところに商店になる飲食店なり、そういったことを経営されるような方を呼び込む、そういったことも必要かというふうに思います。ぜひそういったことで、先ほど申し上げたのですが、独自の政策を目玉にしたふるさと納税等、これはもう明らかに例えばふるさと館をつくるとか、そういった方向性が出ないとなかなか独自の政策をもって寄附を募るということは大変だと思うのですが、ぜひこういったことも検討する中でふるさと納税でやっぱりそういった財源をつくると、そういった可能性はかなり私は可能性があるかなというふうに見ておりますので、ぜひこの辺も含めて文化・観光施設の整備、こういったことを検討していただくように要望させていただきたいというふうに思います。

２項目の公共交通空白地域の交通手段の確保についてでありますが、この点つきましては常山議員、林議員も質問し、また答弁としても、公共交通の空白地域につきましては、お出かけタクシー等で対応していきたいという町長からの答弁なのですが、いずれにしましても、ここに資料を頂いているのですが、行政区別の利用者数、例えば平成30年度につきましては、利用者数が10件以上の行政区が親鼻区、下原区、金崎区、国神区、大渕区、野巻区、元金沢地区、日野沢下区、こういったところがお出かけタクシーの年間10件以上の利用者数のあるところです。ざっと見まして、公共交通の整備されていない、例えば旧町内になりますが、親鼻なり下原区なり、また金崎区、大渕区、野巻区、こういったところが利用者が多いわけです。あと、私どもが住んでいる三沢の山間地域等々におきましては、利用者も少ないわけなのですが、１回利用すると、利用料の半分を負担しなくてはならないということになりますと、片道2,000円ぐらいやっぱり負担しなくてはならない場所もあるわけです。そういったところについては、もう使わないから申請はしないよと、そういう方もいらっしゃいます。それらも含めまして、お出かけタクシーで対応するにしてももっと利用しやすいといいますか、以前も申し上げたのですが、片道例えばワンコインで利用できるとか、そういったことも検討すべきだというふうに思います。

あと、秩父地域の中でも、公共交通の未整備地区を中心に乗り合いタクシーを実施している自治体があります。具体的には小鹿野町なのですが、ここについては小鹿野、下小鹿野、伊豆沢地区、長若地区と両神温泉薬師の湯までの運行エリアの中で、乗り合いタクシーを運行しているということです。毎日４便を

予定しているのですが、ただ１週間前から前日まで受付をして、利用しない日については運行はしないと、こういったシステムになっているようです。デマンドタクシーなり、そういった形と似ているかと思うのですが、ここについては１回の利用が１人300円ということのようです。こういったところもぜひ検討していただいて、利用料も安くて利用しやすい、そういったの乗り合いタクシーになりデマンドタクシーになるか、名称は別としましても、そういった検討をされる気持ちがあるかという、先ほど来からも２人の方への答弁もあるでしょうが、総合的に検討をしてみてもよろしいのではないかというふうに思いますが、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　前２人の方にも答弁をいたしまして、今小鹿野町のお話をお聞きしておりますけれども、小鹿野町でもそれ以外のところというのが当然あるわけでございまして、そうしたところの人たちからは、何でうちのほうまで来てくれないのだと、こういう不満の声が当然上がってくるわけでございまして、なかなかこれは難しい問題であります。そして、自家用車を持っておる方にしてみれば、先ほども申し上げましたけれども、自家用車の購入費あるいは維持費、免許証から、燃料代から、税金、車検、そうしたこと等を考えてみますと、やはりお出かけタクシーが私はベターだなと、こんな思いがしておるところでございます。小鹿野の町長や１市４町の首長あたりとは会う機会は十分ありますので、話はしてみたいと思っておりますが、検討をしてみる価値があるかどうか、その辺については今後の自分への課題にさせてもらえればと思っております。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　町長が言われるように、小鹿野町におきましても先ほど言った本当に旧小鹿野の町内と両神の薬師の湯の範囲で運行しているところでありますので、それ以外ところ、例えば両神とか、そういったところについては運行しないということでありますので、当然町長が言われたような不平等と言ったらおかしいのですけれども、問題点というのはあるかと思います。

皆野町を考えた場合についても、例えば公共交通のない地域、金崎とか大渕と野巻とか下田野とか、例えば旧の町内の中でも荒川寄りとか、そういったところに乗り合いタクシーなり、そういったワゴン車的な車で運行してもらうと、そういった方法は考えられると思いますが、それ以外の例えば三沢なり、日野沢なり、金沢も公共交通の路線から遠く離れたところの地域の方の足の確保、そういったことも十分検討しなくてはならないと思うのですが、ぜひ総合的に検討していただきまして、できる限り利用料が安くて利用しやすい、そういった足の確保といいますか、ぜひ検討をよろしくお願いしたいと、確かに今の状況の中ではお出かけタクシーがベターな足の確保だというふうに言われておりますが、ぜひこの辺につきましても、利用料金を含めてもう少し利用しやすい、それこそ全町どこから利用しても、最低でも500円なり、旧町内だったら半額だといったら500円ではちょっと高くなるも分かりませんが、その場合については300円にするとか、その利用料金も含めて利用しやすい足の確保を検討するよう要望させていただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

◇

◎次会日程の報告

○議長（若林光雄議員）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次会日程の報告を行います。

あす11日は、午前９時から本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。

◇

◎散会の宣告

○議長（若林光雄議員）　本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　４時０６分

令和２年第１回皆野町議会定例会　第２日

令和２年３月１１日（水曜日）

議　事　日　程　（第２号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第　１号　皆野町森林環境整備基金条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　２号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　３号　皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　４号　皆野町一般職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　５号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　６号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　７号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　８号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第　９号　皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第１０号　皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第１１号　土地の取得についての説明、質疑、討論、採決

１、議案第１２号　令和２年度皆野町一般会計予算の説明

１、議案第１３号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明

１、議案第１４号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算の説明

１、議案第１５号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午前９時１９分開議

出席議員（１２名）

１番	大	塚	鉄	也	議員	２番	林		太	平	議員
３番	小	杉	修	一	議員	４番	宮	前		司	議員
５番	常	山	知	子	議員	６番	若	林	光	雄	議員
７番	大	澤	金	作	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	大	澤	径	子	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良	彦
会計管理者兼会計課長	橋	本	賢	伸		教育長	豊	田	尚	正
総務課長	新	井	敏	文		みらい創造課長	中	島	直	輝
町民生活課長	長	島		弘		健康福祉課長	浅	見	幸	弘
税務課長	豊	田	昭	夫		産業観光課長	玉	谷	泰	典
建設課長	宮	原	宏	一		教育次長	設	楽	知	伸

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦		書記	山	田	厳

◎開議の宣告　（午前９時１９分）

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

会議の前に一言申し上げます。本日は、東日本大震災から９年をたった日となっております。会議の途中でございますが、２時46分を目安に黙祷をささげたいと思っております。議場の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ありがとうございます。

では、これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員）　本日の議事日程を報告いたします。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（若林光雄議員）　町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付のいたしましたとおりでございます。

議案は、議案第１号から議案第20号までの20件、同意第１号から３号の３件、以上23件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第２、議案第１号　皆野町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　おはようございます。きょうもよろしくお願いいたします。議案第１号　皆野町森林環境整備基金条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

森林環境譲与税を活用し、森林環境整備及びその推進に関する施策の財源に充てるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長に議案内容の説明を求めます。

産業観光課長。

〔産業観光課長　玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典）　議案第１号　皆野町森林環境整備基金条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

森林の整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年３月に公布され、このうち森林環境譲与税については、平成31年４月１日から施行されました。この森林環境譲与税の創設に伴い、本町の森林の整備及びその促進に資するため、新たに基金を設置する必要が生じましたので、この案を提出するものでございます。

それでは、お手元の議案の２枚目、条例案を御覧いただきたいと存じます。まず、第１条の設置についてですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第１項に規定する施策に要する財源に充てるため設置するものでございます。この森林の整備及びその促進に関する施策とは、例えば間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの施策が該当します。

次の第２条の積立てですが、この基金の積立額を定めるもので、一般会計歳入歳出予算に定めた額を積み立てるものでございます。

第３条の管理ですが、基金の管理について定めたもので、第１項は基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとするものでございます。

第２項は、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとするものでございます。

第４条の運用益金の処理ですが、運用益金は基金に編入するとするものでございます。

次に、第５条の繰替運用です。繰替えとは、基金に属する現金を一般会計等に財源として貸し付けることですが、町長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとするものでございます。

第６条の処分についてですが、森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用の財源に充てる場合に限り処分することができるとするものでございます。

第７条の委任ですが、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。

最後の附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　森林の定義というか、民間であってもいいのか、官の有する森みたいなものが定義されるのか、要するに民間にあった林がいっぱい見受けられるので、その辺のところを感じてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの質問にお答えします。

この対象となる森林につきましては、森林経営管理法に定めがございますが、森林法の第５条に規定される民有林となっておりまして、私有林、人工林が対象となります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　人工林というと人が植えて、それが林、森になったという解釈なのでしょうか。いつ植えたか分からないけれども、本当にやぶになって林、森の感じになってしまっているところは違いますか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの再質問にお答えします。

人工林とは杉、ヒノキ等の人工的な森林が該当します。したがいまして、やぶ等であったとしても、これに該当するものについては対象になるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　最後、大変何か期待が持てるような感じに受け取りました。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑はございませんか。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　この基金の金額なのですが、今まで300万円ぐらい、今回の新しい新年度の予算にも三百何万円入っていますけれども、去年もそのぐらいあったと思うのですが、これが毎年定期的に入ってくるわけですか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんの質問にお答えします。

この森林環境税及び森林環境譲与税の法律が制定されておりますが、当初の制度設計では、森林環境譲与税については令和元年度から公布されまして、森林環境税については令和６年度から徴収の予定となっております。その制度設計に基づきまして、令和元年度については、皆野町の場合は約300万円、令和２年度についても300万円程度今のところ見込んでおりますが、これが増加するという話も聞いております。その場合には財源の問題がありますので、国のほうの特別会計ありますが、その調整が必要になるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　増加するというようなお話ですが、ぜひ今年度はバス停のところを改装して、そういうので、この森林環境税が使われたということなのですが、これから町として、これをずっと積み立てていくというのではなくて有効的に使っていくということでは、ある程度何か考えはあるのですか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　５番、常山議員さんの質問にお答えします。

令和元年度につきましては、財源の充当先として秩父地域森林林業活性化協議会が定住自立圏のほうの推進委員会の下に設立されておりますが、そちらへの負担金と、それからバスの発着所の工事費、改修工事費の一部に充てられております。今後については、森林の事業費に充てる方向で検討しておりますが、現在、秩父地域森林林業活性化協議会のほうで意向調査を実施しております。皆野町の場合は、６年間をかけて全地域を一巡する予定となっておりますが、今年度については日野沢の一部を対象に既に意向調査

を実施しております。意向の申出があったところを参考にしまして、団地化が可能か、その辺を検討しまして、今後の専用の計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　今本当に森林が荒れているということをよく聞きます。昨年の台風なんかでも、もっともっと森林がもっと整備してほしいという声がいっぱいあります。こういう基金というか、出るわけで、国から来るわけですから、ぜひ積極的に森林整備のほうに使っていただいてやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　第６条の処分の関係なのですが、基金は森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用の財源に充てる場合というふうに書かれているのですが、積み立てた基金について取り崩しというか、一般会計等に繰り入れた後、処分するということだと思うのですが、具体的に事業の内容といいますか、先ほど担当課長のほうから冒頭に何か説明がされたような感じがするのですが、どういったときに基金から取り崩すといいますか、繰り入れて、どういった事業に、具体的な事業名と考えがありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの質問にお答えします。

財源の処分をする場合の事業についてですが、例えば先ほどちょっと聞いていただきましたが、秩父地域森林林業活性協議会の負担金に充てるとか、あと普及啓発で充てるとか、それから町のほうでも実施する場合もあれば、森林の整備を実施する場合もあれば、森林事業者のほうに委託をする場合もございます。町のほうで事業を実施する場合には、一般会計の歳出予算のほうに予算措置をして実施することになりますが、例えば森林作業の業務委託であるとか、そういったものが充当先になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　全てやっぱり一般会計等に繰入れをしてから委託なり、そういう形しか考えられないと思うのですが、直接基金から委託するというのは、そういうあれもあるのですか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの再質問にお答えします。

この制度に基づいて実施する場合、まず経営管理権を設定しますが、経営管理権を森林所有者の間で設定した場合に林業経営として成り立つ場合には、町から林業事業者のほうに再委託をします。再委託をする場合には基本的に基金は取り崩しをしません。林業事業者のほうで収益が認めるものだけ再委託を受けるということになりますので、林業事業者のほうに委託をする場合には、この基金の処分は必要ないということになります。ただ、町のほうで自ら事業を実施する場合には、一般会計のほうに予算措置が必要になりますので、その場合には基金を取り崩す必要があるというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ちょっと何か説明が分かりづらいのですが、だからいずれにしても処分する場合

は、必ず一般会計なり繰り入れて、それから事業に使うという、そういったことですよね。何か余分なことを言うというような、処分に該当しないようなことまで言われていますから、ちょっとその辺整理して説明を頂けますか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの再質問にお答えします。

この基金を処分する場合には、一般会計の歳出予算のほうに予算措置をする必要がございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第１号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第３、議案第２号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第２号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴うほか、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第２号　皆野町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページを御覧

ください。第１条の改正は、字句の修正を行うものでございます。

第３条では、見出しの「定例監査」を「定期監査」に改め、第１項中、現行の「毎年７月」を「監査委員が定める期日」に改めるものでございます。

第５条の改正は、次の２ページにまたがりますが、地方自治法の引用条文を改めるものでございます。

１枚お戻りいただきまして、附則になります。この条例は、令和２年４月１日から施行するというものでございます。

以上、議案第２号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第４、議案第３号　皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第３号　皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第３号　皆野町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、また

併せて性別に関わりなく、自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向けて、性同一障害など性的マイノリティに配慮し、個人のプライバシーが尊重されるように改正するものでございます。

議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、御覧ください。上段、第２条第２項第２号は、印鑑の登録を受けることができない規定を「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改めるものでございます。

中段、印鑑の登録、第５条第２項第５号及び下段、印鑑登録証明書の交付、第13条第１項第４号は、「男女の別」を削除するものでございます。

議案の２枚目の改正条文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第３号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　幾つか確認といいますか、教えていただきたいのですが、この元の法である制限に係る措置の適正化ということなのですけれども、何となく分かった、今の課長の説明で。この文章だけよりは、数段よく分かったような気はするのですが、もうちょっと踏み込んで具体的にどういうことかというのを説明していただけるとありがたいのですが、可能であればよろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（長島　弘）　現法の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律につきましては、令和元年６月14日に公布されました。この改正は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職業、業務等から一律に排除する規定を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的に実質的に調査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化するものでございます。と申しまして、今回、それを印鑑条例の改正に置き換えますと、本来成年後見人制度とは判断能力の不十分な方々を保護し、支援することが目的でございますが、今回不当な差別を受けないように法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として差し支えないという地方自治法に基づく技術基準が総務省から発信されておりまして、それに基づくものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　やっぱり何となく分かったという感じなのですけれども、大変言葉の表現の部分が微妙な部分をあっちこっち探りながらというのは非常によく分かるのですけれども、後でまたお聞きしに行きます。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第３号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第４号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第５、議案第４号　皆野町一般職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第４号　皆野町一般職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第４号　皆野町一般職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。第２条の改正は、職員の服務の宣誓に第２項として、会計年度任用職員の服務に関する規定を新たに加えるものでございます。

１枚お戻りいただきまして、附則になりますが、この条例は令和２年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第４号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　新しく新設されたわけですが、別段の定めをすることができるとなっているのですが、もしこの条例が改定されたら、当町としては何かそういうことを考えているのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

一般職員につきましては、これまでの規定に基づきまして、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓を行うと、これは従来の規定でございます。今回、新たに会計年度任用職員の宣

誓に関する規定を加えたものでございます。会計年度任用職員につきましては、それぞれの会計年度ごとの任用になります。それぞれの任用ごとにやるか、それともやらないかというような判断もありますので、そのあたりを必要であれば別に定めることができるという規定でございます。このあたりは、それぞれの判断に任せるということでありますので、そのあたりを柔軟に対応するための規定となっておりますので、そういったご理解を頂ければと思います。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第４号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第５号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第６、議案第５号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第５号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年の人事院勧告に準じて議会議員の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第５号　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページを御覧

ください。令和元年に行われた人事院による勧告では、一般職の特別給いわゆるボーナスについて0.05月分引き上げるとしております。このことから、議会の議員の期末手当につきましても、一般職員の給与改定と合わせ改正するものでございます。

第１条関係の改正は、引き上げる0.05月分を令和元年12月の期末手当に配分するため、第５条第２項中、現行の「100分の222.5」を「100分の227.5」に改めるものでございます。

次の２ページを御覧ください。第２条関係の改正は、令和２年４月以降に支給される期末手当につきまして、引き上げた0.05月分を６月と12月に0.025月分ずつ配分するとともに、６月と12月の配分率を同率とするため、「６月支給においては100分の222.5、12月支給においては100分の227.5」を「100分の225」に改めるものでございます。

議案の１ページ目にお戻りください。附則第１項、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は令和２年４月１日から適用するものでございます。

第２項では、第１条の規定は平成31年４月１日から遡及適用させるものでございます。

第３項では、本条例の改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすというものでございます。

以上、議案第５号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第５号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第７、議案第６号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第６号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年の人事院勧告に準じて、町長等の期末手当の支給割合を改正したいため、この案を提出するも

のでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第６号　町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

町長、副町長及び教育長の期末手当につきまして、人事院勧告に準じて0.05月分引き上げるもので、先ほどの議案第５号でご審議いただきました議会議員の期末手当の改正内容と同様でございます。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページを御覧ください。第１条関係の改正は、引き上げる0.05月分を令和元年12月の期末手当に配分するため、第６条第２項中、「100分の222.5」を「100分の227.5」に改めるものでございます。

次の２ページを御覧ください。第２条関係の改正は、令和２年４月以降に支給される期末手当につきまして、引き上げた0.05月分を６月と12月に0.025月分ずつ配分するとともに、６月と12月の配分率を同率とするため、「６月支給におきましては100分の222.5、12月支給におきましては100分の227.5」を「100分の225」に改めるものでございます。

議案の１ページにお戻りください。附則第１項、この条例は公布の日から施行し、第２条の規定は令和２年４月１日から適用するものでございます。

第２項では、第１条の規定は平成31年４月１日から遡及適用させるものでございます。

第３項では、本条例の改正前に支給された期末手当は、改正後に支給される期末手当の内払いとみなすというものでございます。

以上、議案第６号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　関連質問になるかと思うのですが、昨年の４月１日現在の町長と副町長の給与を幾らかお聞きしたいと思います。

また、県内の町村長等の平均分かりましたら、併せてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

今手元に資料がございませんので、ちょっとお時間を頂いて準備をさせていただくということでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１０時０３分

再開　午前１０時１９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　内海議員さんからご質問を頂きました特別職の給料月額についてお答えをいたします。

まず、皆野町ですけれども、町長月額67万8,000円、副町長月額58万8,000円、教育長月額52万1,000円でございます。

あとは、平均ということでよろしかったでしょうか。これは、埼玉県内の平均になります。31年４月現在の数値になります。まず、町村長ですけれども、１か月当たりの平均65万5,957円、副町長59万6,257円、教育長55万3,996円。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。急な質問で申し訳なかったのですが、以前給与の減額措置が特例で設けられてきたかというふうに思います。今の、今のといいますか、2019年４月１日現在の給与については、元の条例どおりに戻ったというふうに思います。いつ頃から今の給与に戻ったのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　大変申し訳ございません。今確認をいたしますので、少々お待ちいただければと思います。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２１分

再開　午前１０時２２分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お時間を頂きまして、大変申し訳ございませんでした。今資料を見ますと、リフレッシュプラン05の取組の中で給与の減額を実施しております。平成17年４月１日から12月31日まで、町長につきましては12％の減、副町長につきましては５％の減をしております。引き続きまして、平成18年１月１日から平成19年12月31日まで、町長につきましては29.2％の減、副町長につきましては19.2％の減、これを実施してございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　もう少し、減額の条例の適用期間というのは長かったと思います。今のあれというと、平成19年で特例が終わっているみたいなのですが、その後また減額の特例条例がされていますよね、可決されていますよね。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　大変申し訳ございません。今確認をいたしますので、少々時間を頂ければと思います。申し訳ございません。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２４分

再開　午前１０時２９分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お時間を頂きまして、大変申し訳ございませんでした。整理してちょっと答弁をさせていただきますが、先ほど率で申し上げましたけれども、特例に関する条例で定めておりまして、金額で申し上げさせていただきます。減額の額ですけれども、町長につきましては月額10万2,000円、副町長につきましては月額３万円、教育長につきましては１万6,000円を減じるという内容になっております。先ほど申し上げましたように、17年４月から実施をしておりまして、何度か条例を改正をして引き続き実施をしております。最終的には平成28年３月31日をもって、この条例の効力を失うということになっておりますので、28年３月末まで減額を実施したという状況でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。そういうことで、県内の町村長との平均で石木戸町長の給与につきましては、若干平均より上回っていると、副町長については若干少ない、平均より。そういった状況にあるようです。何で私はこんなことを聞いたかといいますと、昨年から石木戸町長におきましては、県の町村会長という立場でございますので、あまりにも皆野町長が給与が平均より低いようであると困るなと思ったものですから、お聞きしたわけです。平均より上回っているということで安心しました。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第６号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第８、議案第７号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第７号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年の人事院勧告に準じて、町職員の給与改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第７号　皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の７ページの次に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページを御覧ください。人事院勧告では、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の月例給を引き上げるとともに、特別給いわゆるボーナスについても0.05月分を引き上げるという内容でございます。

第１条関係の改正ですが、上段、第17条の７、勤勉手当については、人事院勧告に準じて0.05月分引き上げ、令和元年12月に配分するため、現行の「100分の92.5」を「100分の97.5」に改めるものでございます。

その下から６ページまでが別表第１、行政職給料表の改正になります。大卒の初任給を1,500円、高卒の初任給については2,000円の引上げを行うものでございます。若年層についても所要の引上げを行うものでございます。

７ページを御覧ください。第２条関係の改正ですが、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるもので、現行の「月額１万2,000円」を「月額１万6,000円」に改めるものでございます。

次の８ページ上段になります。イの改正は、家賃の月額から控除した額の２分の１の額について、現行の「１万6,000円」を「１万7,000円」とし、これにより手当額の上限を「２万7,000円」から「２万8,000円」に引き上げるものでございます。

中段の勤勉手当の改正は、第１条関係の中で引き上げた0.05月分を６月と12月へそれぞれ0.025月分ずつ配分するとともに、６月と12月の配分率を同率とするため、「６月支給においては100分の92.5、12月支給においては100分の97.5」を「100分の95」に改めるものでございます。

議案の６ページにお戻りください。中段になりますが、附則の第１条第１項、この条例は公布の日から施行するもので、第２条及び附則第３条の規定については、令和２年４月１日から施行するものでございます。

第２項は、第１条で改正する勤勉手当及び行政職給料表について、平成31年４月１日から遡及適応させるものでございます。

附則の第３条は、第２条で改正する住居手当に関する経過措置になります。改正により住居手当の月額

が2,000円を超える減額となる場合は、令和３年３月31日までの１年間、改正前の旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給するというものでございます。

以上、議案第７号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　何点か質問をしたいと思います。

この間、皆野町の職員の賃金水準といいますか、ラスパイレス指数、県内最低がずっと続いてきているかというふうに思います。そういった中で、早く90を超えて100に近づけたいと、こういった執行部からの答弁がされております。そういったことで2019年の４月１日時点での皆野町のラスパイレス指数はどのくらいか、またこの時点での県内の水準は最低であるのかどうか。あわせまして、県内町村の職員のラスパイレス指数の平均はどのくらいか。

３点目なのですが、過去５年間の皆野町職員のラスパイレス指数の推移についてお聞きしたいというふうに思います。

４点目になりますが、この議案が可決された後の行政職給料表で見まして、高卒の方は差異はなかったかと思うのですが、高卒と大卒の初任給は、この給料表のどこに該当するのかお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

まず、ラスパイレス指数ですけれども、平成31年４月１日現在のラスパイレス指数ですが、90.4になります。これは、前年に比べますとマイナス1.1ポイント減という状況になっております。

県内における順位ですけれども、これまでと引き続きまして、県内では最下位という状況になってございます。

それから、町村の平均ですけれども、町村の単純平均でいきますと97.2となってございます。

それから、過去５年間ですけれども、27年４月現在87.4、28年４月現在87.6、29年４月現在89.2、30年４月現在91.5、本年度につきましては先ほど申し上げましたように90.4という状況になってございます。

それから、高卒、大卒の給料表上の位置づけになりますが、初任給、大卒につきましては１級25号給に位置づけております。これが改正前では18万7,000円が、今回1,500円上がりまして18万2,200円。

〔「ちょっと下がっちゃった」と言う人あり〕

○総務課長（新井敏文）　失礼しました。18万700円です。失礼しました。改正前が18万700円、改正後が18万2,200円です。失礼いたしました。

高卒１級５号給に位置づけておりまして14万8,600円、改正後が15万600円となっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。昨年の４月１日時点においても、埼玉県内最低ということのようです。最近は、ほとんど言われなくなったのですが、挨拶日本一、子育て日本一、教育日本一、日本一住みやすいまち、こういったことを目指している皆野町であろうかというふうに思います。また、先ほども申し上げたのですが、埼玉県の町村会長の石木戸町政でもあります。しかし、そこで働く職員の賃金水準が県内で常に最低、全国でも下から50番以内ぐらいという大変低水準といいますか、不名誉な実態にあろうかというふうに思います。先ほども申し上げたのですが、以前からせめて90、100を目指して

改善に努力したい、適正適格な改善に向けて取り組んでいきたい、こうした執行部からの決意も述べられているわけですが、先ほど総務課長のほうから答弁していただいた中に、2018年に比べて約１ポイントといいますか、1.1も下がっていると、昨年のラスパイレス指数です。この下がっている、下がった要因、これが１点、それとせめて県内の町村の平均に届くように、どのような改善を図ろうとしているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

今年度のラスパイレス指数につきましては90.4、前年に比べまして1.1ポイント下がっていると答弁させていただきました。その理由ですけれども、なかなかこれといった明確な理由も確認はできないところなのですが、推察しますに、算定をする中において、それぞれの採用年数等に応じた区分ごとに算出をしております。その中で若干区分が年数が変わることによって、その算定区分が変わったりいたします。そのあたりが影響しているのではないかということで、担当のほうでは分析をしております。

さらに見ますと、若年層、若い年代におきましては、ラスパイにつきましてもかなり100に近い、97、98という数値になっておりますが、中間以降の職員につきましては、90台、それから90を割り込むというような状況になっておりますので、全体的に見ますと、そのあたりが引き下げる要因になっているものと考えております。

それから、改善策ではございますが、人事評価等に基づきまして昇給等を行っているわけでございますが、こういった人事評価の中で特別昇給というようなものも、その内容に応じて対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　引き下げている要因等について説明を頂きました。そういった中で特には中間層といいますか、その部分が大きな引下げの要因になっているということであろうかと思うのですが、いずれにしましても、こういったところを積極的に引き上げない限り、100を目指すどころか町村の平均まで届かないというふうに思います。そういったことで最低でも町村の平均に届くように、できれば一気に来年あたり引き上げるような形で改善を図っていただきたいというふうに思うのですが、その辺の決意、町長になりますか、副町長になりますか、いずれにしましても、石木戸町長におきましては昨年から県の町村会長に要職にございますわけですから、その町村会長の自治体の職員の賃金水準は県内で最低と、こういったことについては、石木戸町長にとっても非常に不名誉なことだというふうに思います。私も全然違う場ですが、そういったところで私は皆野町の議員をやっていますというようなことを言うと、ああ、県内で最低の自治体の議員さんですかというふうな、そういったことも言われるケースもございます。そういったことでは、非常に私自身も嫌な思いといいますか、そういったこともしているのですが、それらも含めまして、町長なり副町長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　12番議員さんからの質問にお答えします。

いろいろラスパイ関係につきましては、総務課長が申したとおりでございます。いろいろ改善ということで図っております。ちなみに、石木戸町長就任した平成18年の４月、これについては79.6でした。80を割っていたということです。そして、現在については90点をということで、10.8ポイントの上昇というこ

とで、ラスパイの改善は図ってきたという、数字的から見てそうとも言えると思います。ただ、順位でいきますと、県下最下位には変わりはありません。内海議員さんはよくご存じかと思いますが、町の職員につきましては、国家公務員の給料表、給与、これに準じております。初任給も高卒、大卒も国家公務員と同じでございます。また、勤務成績が良好な職員については、人事院勧告どおり、国家公務員どおり、４号給の昇給ということをやっております。また、特に勤務成績がよいと評価された場合は、特別昇給ということもやっております。また逆に勤務成績が劣る、悪いという場合は、４級の昇給以下ということもできるということでございます。そういうことで、国に準じた形でやっておるということでございますが、さっき課長のほうから話ありましたとおり、ある層と申しますか、その部分について低い層があるということで、そこらが引っ張っている要因と、下がっている要因という見方も考えられるわけでございます。そのようなことでいろいろ国に準じております。勤務成績も含めて、そのような対応をしております。引き続きラスパイの改善に向けて取り組んでまいります。何でもそうでございますが、いろんなもので順位づけと、これは言っていいかどうか分かりませんが、順位づけをするということは１位がいて最下位もあるということでございます。仮にラスパイが100になっても最下位ということもあり得るというものでございます。いずれにいたしましても、そういうラスパイの100に向けて、また先ほどご指摘のあった町村会長ということもありますので、また職員の勤務実態に即応した昇給、昇格等も含めて改善を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　石木戸町政になってから大分改善されてきているということは、私も評価をさせていただきたいと思いますが、それにしても県内の町村の平均ぐらいにはやはり引き上げないと、問題があるのではないですか。副町長は、100を目指すと言いますけれども、では先ほど言われたところの部分を手をつけないで、町村の平均まで持っていくことは大変なことだと思います。それは平均より、いい人はそれでいいです。だけれども、悪いところを引き上げない限り、こういうのはみんな数字で表れてきますから、そうではないのですか。私は、もう常々やっぱり低い部分を是正して引き上げない限り、この県内で最低というのはずっと続くと思います。まして、そんな引けを取るような、職員を多く採用しているわけではないと思うのです。きちんとだから、平均水準ぐらいまで引き上げる、そういった努力をしない限り、石木戸町長、どうなのですか、この数字は変わらないですよ、県内最低という。ここに一気に手をつけない限り100を目指すどころではないです。町村の平均に一気にやっぱり持っていくぐらいの努力をしていただきたいというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　町長へのご指名でございますが、ちょっと私からも触れます。

前にも申し上げましたが、なかなか特定な部分については言いづらい部分もあるのですが、やはり３級、４級の昇格には、制度として係長試験というのがあります。全く昇格あるいは昇任の意欲なく、また試験の受験の意欲ないという方も中にはあります。そういう方については、町長も含めて受験するようにと督励しております。そういう制度がありますので、やはり制度を無視してというのもどういうものかとあります。大半の職員は、昇格、昇任試験へ向けてやっていますので、これからも引き続いて、そういう該当する職員については、受験するような意欲を持って、受験するような督励を図っていきたいということであります。これは、部分的な話になりますが、いずれにいたしましても、勤務成績の状況によって、特別

昇給等において給与改善を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　副町長から、職員の例えば係長試験を積極的に受けて主査級といいますか、それに昇給していただきたいという、そういった意向だと思うのですが、この間、係長試験を受けないできた方、そういった方も、言葉が適当かどうか分かりませんが、一定の年齢になりましたら主席主任という形で登用して、主査級と同じ昇給を図ってきているというふうに思います。そういったこともできるのですから、早い時期にやっぱり係長試験を受ける、受けない関係なく主席主任、１級昇格させる、そういったことをぜひ積極的にやっていただいて、職員の平均といいますか、賃金水準を引き上げるように、そして最低でも県内町村の平均ぐらいに持っていくように、努力を要請させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第７号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第９、議案第８号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第８号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年の人事院勧告に準じて、会計年度任用職員の給与改定を行いたいため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第８号　皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の２ページの次に添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の１ページを御覧ください。人事院勧告に準じて別表の給料表の改正を行うもので、行政職、教育職において1,500円から2,000円の引上げを行うものでございます。

議案の２ページにお戻りください。下段の附則になりますが、この条例は令和２年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第８号の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第10、議案第９号　皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第９号　皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第９号　皆野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、学童保育所支援員の職員に関する改正でございます。議案の後ろに参考として現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、御覧ください。第10条第３項の改正は、現行では支援員は都道府県知事が行う研修を終了することが義務づけられておりますが、これに政令指定都市の長が行う研修を対象に加えるものでございます。

附則第２条の改正は、第10条第３項の研修受講の適用規定を５年延長して、令和７年３月31日とするものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。ただし書きの附則第２条の改正規定は、令和２年４月１日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第９号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　学童保育所の運営にも関係するかと思いますので、関連質問になろうかと思うのですが、新年度の学童保育所入所希望者は何人ぐらいいたか、そして全員受入れが可能だったのかどうか、皆野、国神学童保育所別に定員と応募者数をお聞きしたいというふうに思います。

また、待機児童がいるとするならば定員を増やすとか、またもろもろの対応を取って、全員受け入れられるような、そういった方策について検討がされているのかどうか、この２点をお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、申込みの状況ですけれども、皆野学童保育所でございますが、当初の募集、11月に行いましたけれども、このときに130人の申込みがございました。定員は120人でございます。国神学童保育所は、39人の申込みがございました。定員は40人でございます。その後、期限後の申込みがありましたが、入所を辞退した児童もおります。現在ですけれども、皆野学童保育所の入所決定は120人、待機者が２名でございます。国神学童保育所につきましては、入所決定が38人、待機はゼロでございます。

学童保育所につきましては、以前から支援員が不足をしているということで、今回のこの条例改正につきましても、全国的な支援員の不足を解消するため、政令指定都市が行う研修も新しく認めることになりました。また、附則２条の改正につきましても、みなし支援員といいまして、研修の受講の予定があれば支援員として認めるもので、全国的に支援員が不足しているため、それらの対応を図っているところでございます。皆野町につきましても、支援員が増えることができれば待機の解消も可能かと思います。町でも支援員の募集をしたり、また指定管理者でも、そのような努力を続けていただいているかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうなりますと、この待機者２名については、５、６年生も含めて待機者が２名というふうに理解してよろしいのかどうか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　内海議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、待機となっておりますのは、期限後に申込みのあった児童で、２人とも１年生でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうなりますと、11月時点で皆野については130人の応募があったということなのですが、定員が120ということで、この10人の方についてはお断りをしたと、そういった解釈でよろしいのかどうか。何か聞きますと、５、６年生の中でそういった方がいるみたいなのですが、どういった内容なのか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　お答えいたします。

当初、10人の待機となったわけでございます。待機の通知を発送いたしました。その後、待機を辞退する児童があったということ、それと入所決定になっていた方から辞退がありましたので、待機の方に入所希望の確認を取ったところ、そこでまた入所辞退というようなことで、待機の辞退、また入所の辞退がありまして、当初の10人は待機ではなくなっております。この中にも入所をされている方もおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ということは、受け入れた希望者については５、６年生も含んでいると、そういった理解でよろしいのか、それと現在、１年生の２名の方が待機されているということなのですが、この辺については幅を持った対応ができないものかどうか。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　お答えいたします。

柔軟な対応ということなのかと思うのですけれども、指定管理者のほうでも、35人が当初それぞれのクラスの定員です。したがいまして、皆野でいいますと３クラスですので105人、そこを15人多く受け入れていただいているという状況がございます。指定管理者のほうでも努力はしていただいているという状況です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　定員は、35人というふうに１クラス、そういったことだと思うのですが、以前、皆野の学童保育所では４クラス、140人ですか、受け入れたときもあったかと思うのですが、そういった状況と同じような考えが取れないのかどうか。また、そういった方向に持っていく考えがあるのかどうか。この辺について、町のお考えをお聞きしたいというふうに思います。そういう要望を出しているのかどうか、指定管理者のほうに。要するに受入れ態勢といいますか、クラスを増やすとか、以前そういった対応が取られた時期もありましたよね、たしか。この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　お答えいたします。

確かに以前、柔剣道場を仮の保育室に追加をして、４クラスで対応したことがございます。そのときの状況と現在の状況が何が違うかといいますと、先ほどから申し上げたとおり、支援員が非常に厳しい、なかなか全国的に不足しているという状況、また実際に４クラスで柔剣道場を使って保育をしたところ、環境のこと、また支援のこと等を含めまして、やはり120人が安心安全というのか、安心して保育ができる環境ではないかというふうな認識でおります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　受入れ態勢もあろうかと思うのですが、いずれにしましてもこの議会の中で配付されまして、また町長のほうから昨日行政報告としてお話がされました、第２期の皆野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、この中でも５年後の学童保育所の待機児童ゼロということを目指しているわけです。少なくとも今年度は、その第２期のスタートの年であるかと思うのですが、今の時点でも待機者がいるという状況にありますので、５年後とは言わず今でもすぐにでも、また来年度の待機児童がないように、ぜひ善処を図るように、指定管理者のほうとも十分調整する中で、待機者ゼロにするように努力をしていただきたいというふうに要望させていただきます。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　大まかに関連と含めて２点質問いたします。

まず、関連なのですが、昨今の学校の休業ということに関連しまして、学童保育の場合は当然逆に忙しくなっているというふうに感じる部分でもありますが、今の状況を簡単にご説明頂きたいと思います。

それから、支援員に関してあるのですが、まず今現状をお願いします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　９番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

３月２日から小学校が臨時休業になりまして、それに伴い学童保育所は今まで低学年が午後２時40分頃、また高学年については午後の３時40分頃から受け入れておりましたが、前倒しをしまして全て２時半から受け入れております。利用の状況ですけれども、３月２日から３月９日までの記録がありますが、皆野学童保育所は50人台から40人台が毎日利用しております。国神学童保育所については、20人台から10人台の利用となっております。皆野学童保育所の現在の学童数ですが89人、国神学童保育所は31人でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　今の説明で、定員のお話が先ほど来あって、本来の定員よりも多い120人でということだったのだけれども、現状はそこまでいっていなくてということだというふうに理解しましたので、いわゆる狭い空間にある程度以上の人数がという、そこまでいっていないというふうに感じましたので、そうであればそういう状況だということでよろしいと思います。

２つ目の質問なのですが、いわゆる先ほど来、支援員のみなしを含めて今現状どれぐらいの人数がいて、それから今後の増減の状況というのはどうなっているのか、またこの研修というのは皆野の場合は、どこの施設のどれぐらいの期間の研修を行っているのかを教えてください。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　林議員さんの再質問にお答えいたします。

現在のまず支援員の数ですけれども、皆野学童保育所が15人、国神学童保育所が３人でございます。このうち研修を受講をしている支援員は８名でございます。この研修の内容ですけれども、県のほうで行う研修で、４日間の研修ということでございます。研修地等については、把握してございません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　詳細については、ここでは要らないと思いますが、できるだけ利便性のいいところで早く研修が済むようなところを、当然やっていると思いますけれども、お願いしたいと思います。コロナの関係等もありますので、先ほどちょっと説明頂きましたが、十分に配慮して行っていただきたいと思います。

すみません。終わります。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第11、議案第10号　皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第10号　皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

民法の一部改正に伴い、町営住宅の入居要件について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長　宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一）　議案第10号　皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、民法の一部改正により賃貸契約等に関する敷金及び修繕費用の負担の規定を改正するものでございます。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表に基づきまして説明いたしますので、新旧対照表を御覧くだ

さい。敷金につきまして、第20条の第２項で、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときの敷金に関する規定を新たに加えるものでございます。

以下、各項を繰下げ、第３項は未納の家賃を賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行に改めるものでございます。

第22条は、修繕費用の負担の規定でございます。

続きまして、２ページにまたがりますけれども、第23条は入居者の費用負担の規定をしたものでございます。

その他、法改正に伴い字句を改めるものでございます。

改正条例文本文にお戻りください。下段、附則でございます。第１項としまして、施行期日は令和２年４月１日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、第２項は、施行日以後に入居又は入居権利の地位の継承を受けた者について適用し、施行日以前に入居又は入居権利の地位の継承を受けた者については、従来どおりとするものでございます。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　現行において敷金はどの程度のものが設定されておりますか。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　３番、小杉議員さんの質問にお答えします。

敷金につきましては、家賃の３か月分でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　現行においても未納の家賃が生じたときは、本来敷金はそのような目的が主だと思うのですけれども、未納の家賃が生じたとき、弁済に充てられるというふうになっているみたいですけれども、文言を変えてというか、それがなかなか充てられない実情があったりして、このように文言を変えて充てやすくするのかなという気がするのですけれども、その辺いかがですか。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、民法の改正で敷金の定義、敷金の返還請求等の発生時においての規定がありませんでした。それに伴いまして、改正により敷金をいかなる名目によるかを問わず、賃料債務、その他の賃貸借に基づいて生じる賃借人の賃貸に対する金銭の給付を目的とするものというものを目的としております。それに基づきまして、新たにこの条文を加えたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　その点は分かりました。そうすると、これが成立しますと、早速敷金が取り崩されるような例が発生いたしますか。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　これにつきましては、４月１日からの入居者と地位の継承を受けた方の適用にな

りますので、その前、入居されている方については従前どおりによるものとしてあります。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第12、議案第11号　土地の取得についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第11号　土地の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

（仮称）皆野町マレットゴルフ場建設に必要な土地の取得のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長　設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸）　議案第11号　土地の取得について、ご説明を申し上げます。

目的は、（仮称）皆野町マレットゴルフ場建設用地の取得のためです。取得する土地の場所は、皆野町大字下日野沢字冨平4010番地外２筆で、面積は6,055平方メートルです。取得価格は847万7,000円です。契約の相手は、皆野町大字下日野沢626番地の髙橋健一氏です。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　昨日ですか、全員協議会でいろいろとご説明頂きましたけれども、私はただ聞いていただけであまり質問しなかったですけれども、この場をお借りして質問させていただきます。

この用地に関しては、夏場と冬場の日照時間等はどのくらいなのでしょうか。

さらにもう一つ、この土地、用地を決めるための立地条件とか何かを考慮して、この場所に決まったのかどうか、ご質問したいと思います。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　新井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

最初のご質問の日照時間についてです。昨日、町長からもお話がありましたけれども、かつてここは畑であったというところで、耕作をされていたという場所だということでございます。ということで、畑として使われているということですので、それなりの日照時間があるということだと思います。

それから、ここの場所での立地条件というところもございまして、教育委員会のほうでも町内数か所立地を検討はしていたのですけれども、やはり日野沢という場所での、また日野沢というところで皆野町の奥座敷でもあるということでありまして、天空の集落や華厳の滝、それから温泉もございます。マレットゴルフ場につきましては、ほかにこの近辺で類がないものなので、他県とか県内からの集客も考えまして、日野沢のこの場所ということで検討させていただきました。

あと、そのような形で候補としております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　私もこれを聞いて、以前から日照時間、これを聞いたのは、何だか地元の人にも何人か話は聞いているのですけれども、あまり冬場、日が当たらないような場所という話を聞いているのですけれども、ちょっとよく確認をしていないのですけれども、そのようなところで果たしていいのか、もっと場所的に、昨日も小杉議員が言っていましたけれども、小規模にやって、あと半分、36で18ホール、あと18ホールは三沢とか何かという話もありましたけれども、そういう方法でやったほうが私としてはいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　日照時間の問いがされておるようですけれども、日当たりが全く悪いところではありません。朝日が比較的早くて、後ろにというか、その土地の裏側が少し小高い丘になっていますので、夕日は少し早いかもしれませんけれども、日当たりが悪いというところではありません。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　分かりました。ありがとうございました。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　昨日、それぞれのグラウンドゴルフと、それからこのマレットゴルフのプレイ人口についてお尋ねしたのですけれども、それが今朝方になりまして出てきましたので、それに基づいた質問をしたいと思います。見たところ、埼玉県のグラウンドゴルフ協会、加入会員数が１万1,500、マレットゴルフの場合がこれが430、もちろんそれぞれの協会の規模といいますか、立ち位置によってやはりいろんな形で数字というのは、何といっても簡単に比較できるものではありませんが、グラウンドゴルフにしても１万1,500が少ないか多いかといえば何か少ないなと思うし、マレットゴルフ430人、これはあまりにも少な過ぎて、本当にこんなのかいって思うような数字ではありますが、その後に川越市、東松山市、新座市、これらが加盟しているか、その他として皆野町、嵐山町、これらは加盟がないのだよというよう

な状況を説明されるに当たって、全体の430というのが出てきたのかなというふうに見ております。いずれにしましてもグラウンドゴルフはもちろん、もちろんそれはこのマレットゴルフもそうですけれども、ある程度以上の全国的なものですが……

〔何事か言う人あり〕

○９番（林　　豊議員）　そんなに長くないです。これらを比べたときに聞きたいこととして、まず教育委員会か町のほうか分かりませんが、グラウンドゴルフのほうからグラウンドゴルフ場の建設の要望は、今までに全くなかったのでしょうか。マレットゴルフはあるように、グラウンドゴルフのグラウンドゴルフ場についてもあったのではないかと思うのです。グラウンドゴルフは、マレットゴルフに比べれば面積が少なくて済みますが、施設的にいえば芝生のほうが好ましいわけですから、一概に簡単にできるというものではありませんが、要望があれば、それなりに対処してもよかったのではないかな。それがどれぐらいかによってでもありますが、その割にはこのマレットゴルフというのはやっている人も少ないし、大変面積を使うのだよ。皆野のように山間部であって、あまり土地が自由に使えないところでやるのが適当なのかなとも思いましたので、このような質問をします。

まず１点としては、グラウンドゴルフにはゴルフ場の要望は全くなかったのか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　グラウンドゴルフというのは、もともとあるグラウンドですべきものなので、グラウンドゴルフ場をつくってほしいという話を私は聞いておりません。お年寄りがするゲートボールというのは、以前上の台地区辺りにつくってほしいという要望があったのは承知しておりますけれども、グラウンドゴルフ場をつくってほしいという要望は聞いておりません。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　大変先ほど来町長が答弁にぱっと、先ほど新井議員の再質問の際にも町長がぱっと手を挙げてお答えしていただいているのですが、ちょっと考えていただきたいのですが、先ほどの日照時間の問題にしても、きちんとちゃんと調査をしたのでしょうか。

それから、今の私の質問の中で、グラウンドゴルフというのはグラウンドでやるものだという町長の見解が示されましたが、決してそうではないのです。グラウンドゴルフというのは、確かに言われるような場でやっている、秩父郡市はほとんどそうなのですが、実際の場では芝でやっているのですよ。芝のグラウンドが欲しいという要望は少なからずあります。だから、一応町長いきなり答弁してしまうと、それで終わってしまうので、多少教育委員会のほうにあったのか、その他のところにあったのかというのは確認されたほうがいいのかなというふうに思います。本当に芝のグラウンド欲しいという要望は結構聞くのです。現実に利根川の河川敷に埼玉県内、それから群馬のほうにもすばらしいのがいっぱいあるのです。そちらに行ってやるのだという団体の方々も結構いるものですから、グラウンドゴルフのほうは全くなくて、いきなりマレットなのかなと思ったものですから、それぞれに競技を行う人口等を比較したときに、現状で比べても皆野の町民の中では圧倒的にグラウンドゴルフのほうが多いし、グラウンドゴルフ場のどの程度のものにはよりますけれども、グラウンドゴルフ場が欲しいという要望がないことはないのに、何でいきなりマレットなのかなと思ったものですから、この質問をしました。

すみません。以上です。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　教育委員会で答弁すべきところは答弁してもらいますけれども、日照のことですけ

れども、あそこにいて朝何時に日の出があって、日没がこうだったというところまでは調べておりません。毎日私はあそこを通ってきていますので、この中でも恐らく大澤議員と私がよく知っているかと思いますけれども、日当たりが悪いということでは全くありません。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　何点か質問させていただきたいと思うのですが、昨年の当初予算の中で、マレットゴルフ場建設用地として約１万4,000平米、坪数にして4,242坪を予定して、その用地購入費として約2,000万円の予算計上でありました。本議案で示されております取得用地面積や取得金額だけを見ると、大分事業が縮小された内容なのかなというふうに、この議案を見たときは私は思いました。あわせまして、新年度予算の中でマレットゴルフ場建設工事費として約3,000万円が計上されておりましたので、ぜひ全協を開いていただいて、既にゴルフ場の図面等もできているでしょうから、説明をしていただきたいということで、昨日、全協を開いていただきました。その中で明らかになったのですが、事業の縮小どころか、当初予定した昨年の当初予算の審議段階より、大きく事業費も膨らんだ内容だということが明らかになっております。そこで、このマレットゴルフ場の建設の総事業費、どのくらいを見込んでいるのか、この点について１点目お聞きします。

建設用地もここに本議案で示されている面積以上の第２期工事といいますか、拡張用地も買収予定のようであります。このマレットゴルフ場の最終的な面積はどの程度予定しているのか、あわせまして今回なぜまとめた形で用地の取得が示されなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

また、取得の単価なのですが、単純に計算しますと平米当たり1,400円、坪当たり4,620円のようですが、地目は何か、先ほど畑だというふうに言われておりますが、現状は原野に近いのではないかなって私は想像するのですが、地目は何か、そしてこの取得単価については何を基準にこういった取得価格を設定したのか。

４点目ですが、昨年の当初予算の審議のときに、今後の整備費について約1,000万円ぐらいを予定していますという、こういった答弁がされておりました。しかし、この後の新年度予算で示されております工事費は、約3,000万円ということであります。このように大幅に増額となった理由についてお聞きしたいと思います。

それと、５点目になりますが、これは関連質問になろうかと思います。予定どおり計画が順調に進んで今年度建設工事も終わった時点で、供用開始になるのも今年度になるのかどうか分かりませんが、いずれにしましても、その後の維持管理、これについてはどのような考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。ちょっと順が不同になるところもございますので、ご了承ください。

最初に、総事業費になります。この後、来年度の一般会計予算の審議がございますので、そちらにも出てくると思います。金額につきましては、マレットゴルフ場建設工事が3,089万2,000円になります。

それから、拡張用地につきましては、全協でご説明し、今回の平面図も昨日お配りいたしましたけれども、そちらの設計図のところがちょうど４筆ございます。それ以外の部分が拡張の場所になります。

それから、地目につきましては、主に畑ということでございます。

それと、取得単価につきましては、こちらにつきましては町の土木事業用地買収基準というのがございまして、これは内規なのですけれども、こちらを適用して算出しております。

それから、大幅に増えてしまったという事業費なのですけれども、昨年の全協等で説明しました1,000万円というところなのですが、こちらの1,000万円につきましては、近隣の嵐山町にあります都幾マレットゴルフ場のものを参考に、そのときお答えいたしました。ただ、設計業務をしていく中でいろんなものが増えてきてしまったということでございます。

それから、またその後の維持管理につきましては、昨日もご説明いたしましたけれども、マレットゴルフ協会のほうにお願いして、維持管理のほうはしていただくということと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　答弁頂いていない部分があるのですけれども、１点目のマレットゴルフ場の建設の総事業費、これ幾らぐらいを予定しているのか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　マレットゴルフ場の建設工事につきまして、この後のまた一般会計予算でも出てきますけれども、事業費は3,089万2,000円を工事費として予定しております。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　私が求めていることと全然分かっていないみたいなのです。というのは、今回の土地取得費約850万円で、新年度の建設費約3,000万円、ちょっと八十何万円ってありますけれども。それと、今後拡張する用地の買収費、それとその部分の造成費、これは幾らぐらいなのですか。だから、それを含んだ形での総事業費ということで私は質問しているのです。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　拡張する予定地というところも今回購入の対象になっておりますので、そこの場所の買収費をちょっと足してみたいと思います。あと、工事費、それから維持管理費は予定としますと、この後予算に出てきますけれども、マレットゴルフ協会のほうに委託する30万円という金額がございます。拡張予定地のほうの金額をちょっと今足してみますので、しばらくお待ちいただければと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　すぐ出ますか。

〔「しばらく、ちょっと計算させていただきます」「休憩にしましょう」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午前１１時５２分

再開　午後　１時００分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えします。

午前中は大変失礼いたしました。まず、総事業費になります。総事業費につきましては、4,755万1,600円になります。4,755万1,600円です。その内訳になります。土地購入費になります。土地購入費が1,324万9,600円です。この中に今回議案と出しております部分の金額が847万7,000円になります。こちらは含まれております。847万7,000円になります。次に、工事費です。こちらが3,089万2,000円になります。それから、令和元年度に設計委託しております。そちらが341万円です。土地購入費、工事費、設計委託料、こちらを足しまして総事業費となります。

先ほどの拡張部分につきましては、今回拡張部分についても一緒に買ってしまいますので、そちらについてはマレットゴルフ場の敷地には今回は入っていないので、積算のほうはまたそこの部分についてはしておりません。

それから、事業費につきましては以上になります。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　申し訳ないのですけれども、ということは土地の取得費1,324万円ということですよね、拡張部分も含めて。そういうことですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　今回の土地取得費が約850万円ですから、今後拡張する部分の用地費はお幾らなのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えします。

私の答弁がちょっと上手でなかったので、申し訳ありませんでした。今回の847万7,000円、今回の議案に出しているものは、議会での承認を得る部分でございます。それで、全ての土地面積、今回購入するのですけれども、拡張部分も含めて1,324万9,600円ということで、今後先々また拡張部分を買うということはございません。今回一遍に拡張部分も含めて購入するということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　分かったような、分からないようなことなのですが、私のほうで今計算しましたら、拡張用地の取得については約470万円程度だね。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○12番（内海勝男議員）　そういうことだよね。拡張部分の建設費、これはどんなぐらいを想定しているのですか。これは、総事業費に入っていないようですよね。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

拡張部分につきましては、昨日の全協でもお話ししているのですけれども、今のところコースを延長するようなことがあれば、そちらのほうの工事がありますけれども、今のところは予定はございません。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ということは、拡張部分の用地はもう既に買ったのですか、これから買うのですか。何で今回一緒に土地の取得ということで、拡張部分も含んだ形で財産取得ということで議案提示、提案しなかったのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　今回の議案につきましては、町の条例に定められています700万円という契約のものを議案として出していますので、それが先ほどの議案の髙橋さんの土地ということで今回出しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうなりますと、あくまで契約の相手といいますか、買おうとしている土地の所有者との関係で、700万円以上の場合は議決に付すと、それ以外の部分については、金額的に700万円に満たないから議決に付さなかったと、こういう解釈でよろしいのですか、町長、副町長か。あくまでそういう一つの事業として必要な土地を一括して買うという場合については、やはり一括した形での財産取得という形になるのではないですか。個別の契約したら、それこそでは筆ごとにやるのか、所有者ごとにやるのかという問題出てきてしまうわけですよ。本来なら一つの事業として必要な敷地を購入するわけですから、その場合については一括した形で購入価格として提示すべきではないのですか、財産取得ということで。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時０８分

再開　午後　１時１３分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（新井敏文）　大変お待たせいたしました。それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今回、議案としてかける根拠といたしましては、先ほど次長も申し上げましたように、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのがございます。この中で第３条に財産の取得又は処分という規定がございます。財産の取得の場合には、予定価格700万円以上の動産の買入れというのが該当してきます。さらに、土地につきましては、１件5,000平方メートル以上のものという規定がございます。今回は、700万円以上で5,000平方メートル以上の契約というのが議案の11号で示した内容になります。土地については、１件5,000平方メートル以上という規定になっておりますので、今回この１つの契約のみが議決対象となるということで、11号の内容で提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　では、１件という位置づけはどういう位置づけなのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

１件というのは１つの契約ということで解釈をしてございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そういうことになりますと、何で一緒に拡張部分まで含めた形で１件として議案

提案しなかったのですか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　それぞれの契約につきましては、地権者ごとの契約になっております。Ａさん、Ｂさん、Ｃさん、地権者が３名いればそれぞれの地権者ごとに契約を交わしてございます。ですから、その１件というのは、地権者１人の１契約という契約を実際にしてございますので、町といたしますと、そういう対応を取ってございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ということは、所有者ごとに条件を平米なりまたは金額に該当した場合、議会の議決を必要とすると、それに該当しない契約者ごとの購入面積なり購入価格の場合については、議決の対象にならないと、そういう解釈なのですか。だけれども、本来ならこの一つの事業として、３人ぐらい所有者がいるみたいですけれども、そういう形をなぜ取らなかったのですか。今までいろんな事業をやっている中で、みんな個別にそういうふうにやりましたっけ。例えば下田野のスポーツ公園の購入の場合等について、所有者ごとに契約の提案をされていましたっけ。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　条例の解釈につきましては、今申し上げたとおりでございます。道路改良等もございますが、道路改良等におきましても地権者が数人にまたがることがございます。こういった契約につきましても、やはりそれぞれの契約ごとということで、町としますと今まで判断をしてまいりました。今回につきましてもそれぞれの契約を１件としておりますので、当然今回の場合につきましては、全体の事業費として土地が幾ら、契約件数が何件と、この議案の中で説明をすべき案件だと思っておりますが、この今回提案した11号の１件のみの説明であったため、その全体像が見えなかったということで、多分議員の皆さんにはご理解が頂けなかったというところで、今後につきましては、議会にかける契約自体は今町が申し上げましたように、契約１件で条件を満たしたものということになりますが、複数の契約がある場合には、その議案の中で当然説明をして全体をお示しするというのが基本と考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　総務課長の答弁のとおりだというふうに私も思います。

そこで、既に拡張部分の土地の購入というのはどういう形になっているのでしょうか。それと、まだ説明がされていないのですが、購入予定地のところの建設費、これはまだつくるかつくらないか分からないから、総事業費の中に入れていないという、そういう説明なのですが、少なくとも今示されているところの18ホールのところの造成費の単価というか、それを基準にして想定的には建設費というか、造成費幾らぐらいかかるというのは、おおよそ概算でもいいですから、出ないでしょうか。それを含めた形での総事業費ということで私は質問しているのです。

議長、私の質問が間違っているかも分からないです。ひょっとすると拡張部分まで含んだ形で、新年度予算で建設費3,000万円ということで計上されているということなのでしょうか。だけれども、先ほどの次長の説明だというと、拡張部分についてはつくるかどうするかというのは分からないみたいな言い方されましたから、そこのところをはっきりさせてください。いずれにしましても、昨日の全協の中で示された図面、それの現況の平面図ですか、ここの部分というのは今議案で示されている３筆のところの建設事

業費という理解でよろしいのか、それとも拡張部分の造成費を含めた3,000万円の中に拡張部分の造成費も入っていると、そういった理解なのか、いずれにしても新年度予算の中で建設事業費3,000万円ということで予算計上されていますから。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

昨日お示ししましたこの図面でいきますと、３筆の今回議案としてかけている部分はもちろんゴルフ場になります。そのほか山本さんという方の土地がありまして、4020の３というところ、この一部、それからもう一筆、これは髙橋さんのところですか、4021の１の一部、それともう一筆、これ髙橋さんのところ4023の１の一部がかかるのですけれども、図面の奥のほうというのですか、そちらは今回の工事のところには当たらないという場所でございます。今回の事業費を面積で単純に割っていきますと、平米当たり5,100円ぐらいの工事単価ではないかと思われます。実際筆がまたがって、またがってというか、実際筆の上に工事の場所がかぶっているので、筆ごとというわけにはちょっといかないのですけれども、整備面積として18ホールの今回の整備面積につきましては、6,286平米、こちらを予定しております。残り未整備の面積につきましては、3,178平米になります。そうすれば3,178平米に5,100円を掛ければ、未整備場所の概算の工事費が出るかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　私の質問が本当に悪いかも分からないのですけれども、こんなに大きな事業にもかかわらず議案第１号だけ提案して、図面も設計図も示さないで議会に通そうとしたのですか、町長。私は、昨日全協の開催を求めて、その中で初めてこの図面も示されたのです。

それで、もう一度確認させていただきますが、全協の中で示されたこの平面図、18ホールと駐車場等々を含めて、これの建設事業費が新年度の約3,000万円、そういった理解でよろしいのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　今回の工事費3,089万2,000円につきましては、18ホールの部分、6,286平米の部分になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　だから、先ほど言っているように、これ以外に18ホールのマレットゴルフ場をこれからもつくろうとしているわけでしょう。それで、なおかつここの敷地ももう既に買ったのですか、これから買うのですか。拡張部分の造成費は、建設費は、おおよそでいいですから、どんなぐらい予定されるのですかということを私は質問している。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

非常に説明が不備で申し訳ありませんでした。まず、拡張部分のもし工事をした場合の事業費、工事費になりますけれども、約でございます。1,620万円ぐらいだと思われます。1,620万円、ちょっと端数は切っております。その未整備部分につきましては、今回もう購入しております。

以上でございます

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　やっと分かりました。ということは、拡張部分の用地についてももう既に取得していると、ただこれについては、議会の議決に付すべき条件に該当しなかったので、今回はそれこそ今示されている部分のみ、それ以外についてももう既に今年度予算措置してある購入費2,000万円の中から、もう売買を済んでいると、そういうことになりますね。

ということになりますと、総事業費、拡張部分も含めてのおおよそどんなぐらいになるのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど概算の1,600万円の金額をこの4,700万円総事業費に足しまして、約6,370万円ぐらいになるかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そういうことで、このマレットゴルフ場の建設事業費、総事業費としては6,370万円、そういうことですよね。

それと、昨年度予算審議のときに、おおよそ造成費といいますか、建設費にはどのくらいかかるかということで質問したときに、約1,000万円ぐらいだという、これは当時、そういう答弁だったわけなのですが、この参考にしたのが嵐山町のマレットゴルフ場、これを参考にして試算というか、おおよその概算で答弁されたのだと思うのですが、いろんなものが増えてしまったということなのですけれども、それにしても当時予定していたのが全て36ホールの建設として1,000万円ということだったわけです。それが今回18ホールの部分と駐車場部分だけでも3,000万円と、何でこんなふうに大きく差が出るのですか。いろいろなものが増えてしまったというのですけれども、いろいろなものというのはどういうことなのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

去年、1,000万円というところの事業費につきましては、先ほどおっしゃられるように嵐山町の建設費を参考にして答弁させていただいたのですけれども、今回、工事の内容の中で水道を引くという作業がございまして、そちらも意外な支出になったということがございます。その辺が今回、ちょっと予定より多くなったというところではございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　嵐山町のマレットゴルフ場がどういった場所にあるかというのを私も現地を見たことありませんので、非常に造成しやすかったというか、建設しやすかった、そういった場所なのかどうかを含めて、今予定している日野沢のあの場所が特別に事業をするのに多額な費用がかかると、そのような条件というのはあるのですか、要素というか。水道だけだったらそんな100万円も200万円もかからないでしょう。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、嵐山町のマレットゴルフ場と違うというところは確かにあるのですけれども、管理棟、それからトイレとかもつくる予定になっております。嵐山町のマレットゴルフ場につきましては、隣接しているバーベキュー場と併設になっているようで、そちらのトイレとか水道を使っていますので、その辺が今回嵐

山と皆野町のほうのマレットゴルフ場の違いはあったかと感じております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　当時私も細かいことで質問したのですが、1,000万円という建設費の中で、例えばトイレを整備しなくてはならないといったら、観光トイレ一つつくるにしても約700万円前後かかるのではないですかと、そういう質問した経過があるのです。そんときには、いや、そんな豪気なというか、きちんとしたトイレではなくて、本当に簡易的なトイレを考えていますという、そういうような答弁があったのですけれども、いずれにしても大変拡張部分も含めて大きな事業費になるということであります。これらを含めて、ぜひ見直しを図る必要があるのではないかというふうに私は思います。

それと、最後になりますが、完成したというか、供用ができるようになった時点で、この維持管理についてはマレットゴルフ協会に委託料３年間30万円ですか、来年は途中からだから30万円になったのか知らないですけれども、ということを考えているようです。全てというか、維持管理をマレットゴルフ協会にお任せになるのか、例えばまだ使用規定ができていないから、そんな答弁できないよと言うかも分からないけれども、この施設、有料にするのか無料なのか、それとも協会以外の人がここの場所を使いたい場合、どこが窓口になって使用許可なり出す考えなのか。維持管理全てマレットゴルフ協会に任せるということであるなら、もう教育委員会は一切受付とか、そういうのもタッチしませんよという考えなのか。

それと、これだけ大きな施設を一つの団体といいますか、協会に丸投げしているような施設が今日まであるというか、今の時点であるのかどうか、私が想定するのは弓道場、この辺は弓道の関係の人に任せているかも分からないのですが、ここについても弓道場を使いたい場合は、窓口が教育委員会の受付になっているかどうか、それは分かりません。ただ、これだけの施設を全て受付からもある団体に任せますよ、維持管理も含めて任せますよって、そういった考えなのかどうか、今までにそういった大きな施設を一つの団体に丸投げというか、委託している、そういう施設があるかどうか、これらも含めて質問したいと思います。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まだ、これからつくるというところでもございますが、教育委員会として今イメージしているということの中に、町のほかの体育施設につきましては使用料を支払ったり、その時間占有して使用するというようなことを行っておりますけれども、先進地を見たりとかしてみた中でのマレットゴルフ場では、体育施設というよりもどちらかというと緑地公園みたいなイメージもありまして、手軽にコースが空いていればもうどんどん使えてしまうというところが、長野県なんかもそういうところが多いのですけれども、その手軽さも一つの魅力として考えていければという感じでのイメージは今考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　分かりました。ある方がそんなばかな話はないかのではないか、ほかのスポーツ施設で団体に丸投げしたり、また使用料も無料にするとかという、そういったことは考えられないという話もございました。ということは、使いたい人が勝手に行って、どこへも使いたいのですという使用許可も取らないで、あそこへ行って勝手に使っていいと、無料で。そういうことですよね。公園ということになりますと、公園の使用と同じような形で考えているということになりますと、そういうことですよね、

町長。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　そうしたことについてまだ内部で検討も残念ながらできていないのですけれども、いずれにいたしましても、１団体にお願いしてしまうということについては、これはその団体の方々も、１年たてば１つ年は取っていくわけですし、若い人がどんどん入ってきてほしいとは思いますけれども、やはりそういう維持管理というようなことに関しましても、マレットゴルフクラブにも当然手伝ってもらわなければと思いますが、やはり昨日もシルバーさんにというようなお話も出ておりました。そういうことも当然考えていかなければならないだろうし、これだけの税金を投入しての施設でありますので、しっかりした管理をしていかなければならないだろうと、こんな思いがしておりますので、このことにつきましてはしっかり内部で検討し、遺憾のないように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そういうことだと思うのです。ただ、やはり所管している教育委員会とすれば、できる限り煩わしい受付とか、使用料を幾らにして誰が徴収するか分からない。では、あそこの使用する場所をどういうふうに鎖をつけて、利用者があったら鎖を開けるとか、本当に大変なことになると思いますよ、これが教育委員会で管理するとかことになったら。だから、大変さも分かります。本当に次長が言わんとしていることも分かります。なおかつ当面は、その協会にお願いするということで話が進むのでしょうが、そこの団体が例えばもう維持管理できないからお手上げますよと、そうなった場合、この施設はどういうふうになるのかという、私はそこまで心配しています、将来のことを含めて。ということでありますので、私はこの議案には反対したいと思いますが、十分慎重に事業の縮小も含めて検討をしていただきたいと、今後の対応を含めまして、反対する立場ですから、あまり要望するのもあれでしょうが、事が進むようになりましたら、ぜひその辺も十分検討していただきたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　今長々と内海議員からの質問があったので、ある程度分かったような気もするのですけれども、やはりなぜ一つの事業としてこの土地購入費を出されていなかったのか、本当に理解に苦しんでいますが、まず最初にお聞きしたいのですけれども、この皆野町のマレット協会という団体がありますが、60名ぐらいの方が構成していますが、こうした施設をつくってほしいという要望が町にあったのかどうかお聞きします。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　これも昨年だったかと思いますが、全協の折に私は申し上げましたが、私も若いときに体育協会だとか体育指導員だとか、そういう役職もしておりまして、各地に視察研修等も行いました。その折にこのマレットゴルフというものが長野県のほうでかなり盛んに行われておりまして、多くの方が楽しんでおりました。こういうスポーツ施設を皆野町でもあればいいなと、こんな思いでずっと温めていたのですけれども、たまたまつくってみて、そうして多くの方々に利用してほしいなと、こんな思いから、私のほうから提案をしたわけでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　分かりました。私、前に一般質問で、わく・ワクセンターのところにスポーツク

ライミングを、そういうやる施設をつくって若い人を呼び込んで、隣は温泉もあるのだから、入ってもらったらどうですかということを提案したことがありますが、大きな事業費がかかるということで実現されていません。小鹿野町ではもう始めたと聞いています。今回、やはり皆野町のマレット協会から、つくってくれという要望ではなくて、町長の熱い思いがあるということを確認させていただいたのですけれども、熱い思いだけではやっぱりいけないと思うのです。この施設をつくってどういう町に、どう町に人を呼び込むか、町の振興にどう生かすかとか、町の人の健康づくりにどう生かすかということがしっかりと町の町民の人たちにも伝わっていないと、これだけの先ほど内海議員からの質問で、6,370万円も総工費がかかるというようなことが理解してもらえるのかなということをすごく懸念します。町長もう一回、その前にこの前のときの全協でそういう思いも聞いたかもしれませんが、もう一度町長がイメージしている、この町を活性化する、このマレットゴルフを使って、そういうのがありましたら、ぜひお聞かせいただきたいのですが。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　たまたまそういうことが、私が温めていたものを聞きかじった方もありまして、早速マレットゴルフをやっている方々が私のところに何人も来て、ぜひという話も持ち込まれました。そして、私は思うのですけれども、人生100年時代ということでもありますので、お年寄りもお元気で、そうしてかなりきついスポーツではないので、健康づくりにも役立ちますし、あるいは年配の方から幼稚園や小学生まで、一緒に楽しめることができるスポーツでもありまして、世代間交流もできます。そうして、都会の方々がこちらにおいでいただいて、そこで自然豊かなところでマレットを楽しみ、そうして町にある温泉にでも入って帰っていただく、そしてそういうことをすることによって、交流人口というものもどんどん増えてくるだろうと思っております。そんな関係から、私はどうしてもこの事業につきましては、昨日も申し上げましたけれども、皆さん方のご理解を頂いて、そして粛々と進めていきたいと、ただ今いろいろなやり取りをする中で、この部分については、なるほど改めなくてはならない部分もあるなと、こんな思いで聞いておりました。そんな関係から、かかる経費につきましては、最少の経費で最大の効果が上げられるように取り組んでいければと思っておるところでございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　ぜひ最少のあれでやっていただきたいと思っております。町で何もないところで新しい事業を町長は今回初めてというか、私が議員になってからやっているということでは、本当に町の人のまだまだ理解が足りません。そういう面で、やはり理解が得られるような情報をぜひ出していただいて、しっかりと本当に町が活性化できるような、それだけでは無理だと思いますが、元気になるような、そういうマレットゴルフの会場にしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　いろんな話が出ている中で私が思うに、今グラウンドゴルフをやっている上大浜区の人の例を見ると、やっぱり土の上を打っていくグラウンドゴルフをやっている人と、グラウンドで芝生のあるところでやっている人と、いろんな人がグラウンドゴルフをやって、やり方については今のこのマレットゴルフも同じような条件であるので、グラウンドゴルフをやっている人にもお声をかけてもらって、何とか普及というか、皆さんに教育委員会から今度はグラウンドゴルフとマレットゴルフはそっくり、

ただこの間言った、昨日も言ったのですけれども、そのスティックが、打つものがちょっと幾らかグラウンドゴルフより高いものだという話と、球が多少違うという話あるのだけれども、打っていく部分については、うちのほうの上大浜区でやっている人と同じで、泥の上を打っていて凸凹しているところを行ったり、だからかえってバスで行ってもらうとかいろんな方法を考えれば、皆野町にもいいスポーツだって思いますので、今野球ができなくなったりソフトができなくなったりの年代の人が多くなっているので、ぜひグラウンドゴルフをやっている人にも啓発活動をやってもらって、やるような方向でやってもらえればと思いますけれども、その辺については。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　実はグラウンドゴルフ協会の総会だとかに呼ばれまして、今度はマレットゴルフ場の建設を予定しているのだという話もしております。逆にグラウンドゴルフ協会の役員の方々から、そちらに会員を取られては困るのだというようなことも言われますけれども、私は取るとか取られるとかということではなくて、やはり１人の方が幾つものスポーツを楽しんでもらうということでいいだろうと思っております。そして、例えば４月７日の日にグラウンドゴルフ大会の表彰式が、長生クラブが主催している表彰式が町民運動公園でありますけれども、そういう折にも行ったときに、折に触れてそういうＰＲはしております。そして、やはりグラウンドゴルフを楽しむ人もマレットゴルフを楽しんでいただいたり、本当の本格的なゴルフを楽しむ方もグラウンドゴルフを楽しんでもらうと、こういうことがいいだろうと思っておりますので、その場その場においてＰＲはこれからも続けていきたいと思っております。

○議長（若林光雄議員）　２番、林太平議員。

○２番（林　太平議員）　グラウンドゴルフ大会が運動公園でよくいろいろ何々杯とか何かってやって、いいマレットゴルフ場ができれば、そこでやってみないかと言えば多分18ホールをあのグラウンドの中へ旗立てて、入れるポイントは違うにしても、やっぱりやるには最高の場所になるのではないかと、それで昨日も言ったのですけれども、36ホールにする予定もあるような、そんなにはと思いましたけれども、今の考えでいくと、グラウンドゴルフ協会とかいろんな大会を、まして日野沢にお風呂もあったりいろいろあって、やった後風呂にも入れるからというＰＲを兼ねれば、マレットゴルフ場の利用者も増えるような気もするので、ぜひいろんなところへの啓発活動が大切だと思うのですけれども、特にグラウンドゴルフ協会へ働きかけてもらって、その人が増えればまた増えるような気がしますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　すみません。この総事業費が6,370万円おおよそかかるというのですけれども、この中に県だとか国とかの補助金、何か使うようなことは考えて、あるかどうか調べたり、そういうことは考えてはいなかったのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　常山議員さんのご質問にお答えいたします。

実は今、ある補助金のほうがつくかどうかまだ分かりませんけれども、ちょっと申請はさせてもらっているものがございます。ただ、採択されるかどうか分かりません。まだちょっとこれは正確な答弁ができないのですけれども、一応検討等はしております。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑。

３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　いろいろ聞かせていただきました。昨日の全協のあたりからのまとめ的なちょっと質問になります。

昨日の全協のときのこの購入単価に対する説明は、どうもちょっとあれかなって思われるところあったのですけれども、今日次長が説明した形で説明されたほうのほうが納得できる方向にあると思います。ですから、昨日の説明に関してはちょっといかがなものかというものを持っておりました。そんなわけで、それとあと事業としての１件なのか、土地契約としての１件なのか、説明は聞かせていただきまして、それはそれで、ああ、そういうものかというものがあるのですけれども、この１件を議会の承認にかけるという流れが必ずもあったわけです、これに関しては。その形において、多くの土地を既に買っておくという、その契約の仕方は、議会を通過させる自信の下にされたということなのでしょうか。通常だから議会の議決が、万が一ですよ、うまくいかなかったりした場合、奥の土地を先に契約してしまっておくと、番地で言えば4023の１外何筆かですよね。これを先に既に700万円以下だから契約してしまっていると、先ほどの話の中でお聞きしましたけれども、もう済んでいると、その流れというのは、自信という言葉は適当でないとしても、見通しがあったということですか。一般的なものとしては、やっぱりそこは確かにそこで交渉できる、でも手前のところをすっきりさせておかないと奥は買いづらい、そういうものではないですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、３人の所有者がございまして、そのうちの髙橋さんにつきましては議会の承認を得るというところなのですけれども、教育委員会としても３人をばらばらに時期をずらしてというような契約ということでなく、一遍にお伺いしたというところで……

〔「違います」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　今先ほど自分は、昨日もらった地図を持ち込んで番地を言ったのですけれども、今回先ほど来1,600万円の工事費を後々見込んでいくそこの土地に関して、既に契約が済んだという話をされていましたので、そういう奥の土地というのは、通常手前の土地をある程度見通しが立ってから買っていく、値段は別にしても、初めて売買契約の環境が整うのかなという考えが一般的にあるはずなのです。だけれども、議会の議決をもって手前が成立する、そのような状況下にあって、奥の土地を先に買ってしまわれるというのは、それはだからさっき言ったけれども、自信なのか、見通しがはっきりしたものがあったのか、ただこれをやりたいから、もう買えるところから買ってしまうのだと、そのようなところで考えはあると思うのですけれども、その考えはどんなものだったのでしょうか。そんなに難しく聞いていないと思うのですけれども。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

私の答弁がちょっと変な答弁だったかもしれないのですけれども、議案のほうに付すべく髙橋さんにつ

きましては仮契約して、議会が通れば承認という、また本契約になると思うのですけれども、そのほかの議会に特に出ない方の土地につきましては、時期をずらさないで一遍に契約をしに行ったという形でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　その事実をどういう見通しの下にそのような形を取ったかということなのです。一般的にはある程度このところをちゃんと見通しを立てまして、後日、1,600万円の予算、年度を変えて組むような土地であれば、そっちの見通しを立った後、買っていってもいい場所ではないかという、地図はありますか。あれば番地さっき言っていますけれども、具体的には4023の１外です。外何筆、数筆です。この部分について、これは今回の今日の議決の後で、この見通しを既に立てていたのかという、その辺のところを述べていただければいいのです。見通しがあったとか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

今回の全体計画がもう既にありましたので、そちらの全体計画としての考えで購入したという形でございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　それは、一つの素直な答弁なのだと思いますけれども、だとすると、それにしても議会の議決を得るという過程を少し、随分それはもうすんなり通過だというような雰囲気のものがちょこっとあったのかなというところがあって、やっぱりそこのところは議会の議決を求めるというだけのものがそこにあるのだから、ここを重視すると、その奥はタイムラグ的にちょっと遅れてもいいのではないかという考えがあるのを言わせてもらうという感じでお願いします。もうそういうことなのです。分かっていただけたでしょうか。そんな難しいことではないのですけれども、一般的にはそういうものではないかなと思うのですけれども。

それで、先ほど新井議員が昨日自分が言ったというところも、ここでもう一回言わせてもらうと、その過程において、グラウンドゴルフというのがかなりこれは盛んに今やられていますけれども、あちこちでそれぞれ地区に小さいところ、空き地でできますから。ちなみに、親鼻辺りも皆野病院の東裏の辺りで、コースはグラウンドゴルフですけれども、６コースぐらいです。それで、今度はあとほかのは知らないのだけれども、大きさ的にはそんな感じなのではないのかなというところで、今度はちょっと元気な人がやる三沢の立派なゴルフ場になると18ホールとか、18とかというのがプレーするのに基本になるのかなあと思って、それで今回計画されているのはやはり18ホール、これはだからグラウンドゴルフなんかから見たら、立派なものができるのかなという気がいたします。もっともっとということであれば、また倍になって36ホールというのですか、というところですけれども、今回18ホール、随分立派だと思うのですけれども、18ホールではまだ足りないですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉委員さんのご質問にお答えいたします。

今回、一番最初の工事ということになりまして、イン９ホール、それからアウト９ホールということで18ホールが最初はよいかなということでスタートしております。今後、利用者等、また要望等あれば残地

のほうにもまたコースを広げていく可能性もございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　そういうことだといたしまして、立派なものができると、それで18ホール、昨日自分が言いかけたのは、要するに18ホールでいって、随分盛り上がったなといったとき、やっぱり足の問題が多少どうしてもあるのだと思うのです。わりかし足というのは、移動手段です。移動手段のことを考えると、それが仮に町で盛んになったとき、今度は昨日の感じだと、三沢方面辺りにまた18ホールつくってみたらいいのではないか、土地は見つかるのではないかという話を提案というか、させてもらったわけです。それで、今日、最初の話のとき、最初の新井議員あたりが質問されたとき、次長が数か所町内でも検討したという話をちらっと、何か所か検討されたという話をされましたけれども、それはどの辺にあったでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉委員さんのご質問にお答えいたします。

皆野町も日野沢、国神、三沢と皆野もありまして、その辺も各字ごとに教育委員会でも検討したのですけれども、日野沢の温泉等あるというところで、人も来てもらえるかなというところで、各字は検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　盛り上がればそこに36ホール、もう違うところに36ホール、これも盛り上がればありです。そんな中で、教育委員会大変ご苦労いただいているのですけれども、これは本当大変予算のかかることで、今補助金がまだ見通せていないようなところもお聞きしましたけれども、例えば現状プールも結構維持するのに骨折っている部分もあろうかと思うのですけれども、聞くところによると温水プールのボイラーの一つが今具合が悪いのだという話もあるのですけれども、そういったところの修繕とかを早くやったほうがいいと思うのですけれども、そういったところに予算的な影響って与えないものでしょうか。これはできないのでしょうか、ボイラーの修理はすぐに。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

教育委員会としますと、学校施設、社会教育施設と多くの施設を抱えている課でもございます。毎回、いろんな建物の営繕の予算等を出しているのですけれども、その辺の優先順位とかがございます。今令和２年度ですか、公共施設の個別管理計画というものも策定の準備しておりまして、また各施設、どこもいろいろやりたいところが多くて、どこからというところもあるのですけれども、その辺の計画でまた工事のほうを進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　つまり要するに多額の費用をここにばっかりつぎ込むと大変だなと心配しているわけであって、そんな観点からいくと36ホールはその次に置いておいて、今回、18ホールでやるのなら、そこをびしっとやって、最少の経費でやって、例えばもう直近そのようなプールとか、そういうところも面倒見なくてはいけないところもあるのですから、予算を何とかうまくやりくりしてくれと、そういうこ

とです。ご了解というか、分かっていただけるでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

これからまた教育委員会もいろんな工事等ありますので、そのときはご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

〔「コロナもよろしくお願いします。その方向で了解しました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　なるべく少なく、町長にお聞きしたいことが２点と、それだけにしましょう。

先ほどの町長の話から、町長が強い気持ちを長い間持って、マレットゴルフ場の建設に今回踏み切るのだということは分かりました。そういうこともあるでしょうから、そういう気持ちは大変よく理解できるつもりではいます。まず、失礼ですけれども、マレットゴルフ、どれぐらいやったことはありますか。

それと、それから今回の今の教育次長、それからその前の長いいろんな質問している中で、いろんなことが理解できたのですけれども、後ろの部分、いわゆる第２期というか、36ホールに拡張する部分の土地をある意味で購入してしまったと、それが先行してしまったということですし、もうだから、今の今回のこの議案を通して、今年度分の、これはまだ可決されていませんけれども、事業費をかけてつくり上げるものが18ホールというのも理解できたわけですが、これは町長の意思で後ろも買ってしまいなさいと言ったのか、それとも教育委員会のほうが今のうちに買っておいたほうがいいという判断で購入したのか、その点をちょっとお尋ねしておきます。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　実はこれを赤くマーカーしてあるところとしていないところ、もう既に購入してあるという部分も含めまして、私は当初18ホールでいきたいと、ロングホールをアウト、インに２ホールずつぐらい入れて、それで少し思いっ切り振れるような、そんなコースもと思ってかなり広大な敷地を、そしてまた昨日も申し上げましたけれども、耕さなくなったところで、ずっと以前、スポーツ公園ができる前に町の野球連盟だとか、そういう人たちからの要望があって、そうして候補に挙がったのがここでもありました。ここは、そういうスポーツ施設にということが一時期あったのですけれども、少しライト側が狭いかなというようなこともあって、ライト側が80メーターぐらいしか取れない、レフト側には120メーターぐらい取れるというようなことで、ここも候補に挙がったのですけれども、残念ながらそこが見送られた経過がありました。今回、教育委員会のほうでこの18ホールに、少し私が当初購入しようとしたときから見ると縮小した感じなのですけれども、どうも県内のマレットゴルフ場等を視察等をしていただいて、これぐらいがいいのではないかなという、そういう思いから、こうした形にしてくれたのだと、こんなふうに仮定をしております。そしてまた、今回含まれていないけれども、もう既に土地を購入してあるところ、ここの部分の地主さんが一番先に理解を示してくれて、応じますよと、こういうことでもありました。その後に、手前のほうの方々も理解をしていただいたのですけれども、先ほどこの拡張部分の話が出ましたけれども、今回の部分については、当然管理棟だとかトイレだとか水道だとか、そういう部分も入っての総工事費になるわけですから、次の工事のときには、面積割にすると比較的安くと言ってはあれですけれども、そういう形で整備ができるのではないかなと、こんな思いがしております。

それから、林議員、先ほど最初の質問、２つ質問があったかと思うので、最初の質問はどういう質問だったですか。もう一度お願いしたいのですが。

〔「やったことありますかと」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　これは、私も何回も当時山梨県だとか長野県だとか出かけていって、行った先でマレットゴルフ場があると一緒にマレットゴルフもやりましたので、回数は覚えておりませんけれども、かなりやった経験があります。そしてまた、このマレットゴルフを導入しようということになりましてから、教育委員会の担当者あるいは教育長等々を含めまして、長野県のほうに行って実際にマレットを楽しんできたというか、研修してきたこともありますし、また教育委員会の皆さんは県内のマレットゴルフ場に行って、そうしたところを視察、あるいはまた実際にプレーもしてきたようでございます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　質問の方向がちょっと違うのですけれども、ちょっといいですか。実はちょっと今いろいろ話を聞いた中で、大変いろいろ気持ちが動いていまして、町長の言っていることにも大分賛同できる部分もあるのです。今のところで18ホールで、その中にロングホールを２つ入れたいのだと、だから後ろを買ったのだというふうにも聞こえたのだけれども、でも後のほういったらいつの間にか36ホールになってしまっているので、それはどうなのかなというふうな部分があるのです。マレットゴルフの正直な話、観光の云々というのはかなりの尾ひれで、実際にそこまで行くのは大変だと思いますけれども、一つの材料としては確かに面白いなというふうに思っていますし、町長がそこまで考えていたのであれば、やってみるというふうにいくのもいいのだけれども、ただこれは、今までのこと、町長のことについて、事業について、今まで全部とは言わないけれども、多くそうなのです。特に大きい事業はそうなのですけれども、もう少しオープンにしましょうよ。これだって、今なぜ私は議会のほうの話を聞いたかというと、毎年毎年議会がいろんな視察研修をやる中で、ネタ不足になっているのも実際のところだと私は思っています。だから、マレットゴルフがもしそういうことがあるのであれば、議員の研修の中へ入れてやってみることもよかったのではないかなと思うのです。そういうことがなくて、はい、マレットゴルフ場をつくりましょうと言われたら、やっぱりなかなか、え、それ何ということにもなるし、そういう気持ちを研修や何かで、いい、悪いは別として、一緒に御飯を食べながら、実はこうなのだ、こういうことで今回は私のほうで頼んだなんて、こういうことがあれば理解が進むのだけれども、今、今回のこれだけの時間を使ってやり取りした中で、やっといろんな土地の所有であるとか事業費であるとかの、私なんかにしてみれば変な小細工みたいのが見えてきてしまって、何だこれはと思ったけれども、今これから５分前ぐらいからの町長の発言で、珍しく私も感じるところがあったので、そういうことがやっぱり一番必要なのではないかと思うのです。だから、お互いの気持ちをもっとぶつけ合えるようなことにしましょうと思いました。それだけで、今後はそういうふうにしてください。よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　管理棟でおいしい天ぷらそばの復活は期待できないでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　そういうことを前提にというわけにもいかないし、そうした施設ができて多くの人においでいただけるような状況になったときに、またそういうグループでもできてきて、対応してくれる

ということになればお願いできるかなと思いますけれども、この時点でそこまで想定して進めるというわけにはなかなかまいらないのかなと思います。

○議長（若林光雄議員）　いかがでしょう。以上をもって質疑を終結したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　以上をもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第11号に対する反対討議を許します。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　本案に反対の討論を行いたいと思います。

私は、マレットゴルフ場建設が明らかになりました昨年の当初予算審議のときにおいても、当初の目的が達成できるよう建設場所また面積、そして今後の総事業費等も含め慎重に対応していただきたい、こういった要望をした経過がございます。また、昨年の12月議会におきまして、台風19号災害復旧予算の捻出の審議の折にも、このマレットゴルフ場につきましては緊急を要しないと考えまして、ぜひ先送りをして３月補正でも検討してほしい、このような要望をさせていただいた経過がございます。私の意見といいますか、要望に町長が柔軟に対応していただけたら、今のような事態は生まれなかったというふうに思っております。しかし、今回示されました議案を含めまして、また新年度予算に盛り込まれております建設工事費等々、大変総事業費も明らかにされない中での本議案の提案でございました。また、この議案に示されている以外の用地の取得についても、既に買収が済んでいるということのようです。こういった形での全体像が見えない中で議案の提出、本当に議員にとっても大変判断しにくいし、またこの議案を町民に説明するのにも大変説明もしづらいと、ただいずれにしましても、今このマレットゴルフ場の総事業費が約6,370万円ということが明らかになりました。そういったことを含めまして、こうした提案、議案の提出の仕方にも大きな問題がありますし、また総事業費約6,370万円をかけてこの事業を実施することがどれほど町民にとって健康維持なり、健康の増進なり、そういったところにその効果が結びつくのか、大変私は疑問であります。

そういったことを含めまして、もうこの議案が可決しますと、全て用地については買収が済むということのようですが、ぜひ事業の縮小等も含めて再検討していただきたいということを申し添えまして、本議案に反対をいたします。

○議長（若林光雄議員）　次に、賛成討論を許します。

４番、宮前司議員。

○４番（宮前　司議員）　４番、宮前です。本件に対して賛成討論を行います。

私もマレットゴルフというのはやったことがございません。新潟のある道の駅から、七、八人でお年寄りがやられているのを見たことがあります。大変楽しそうに和気あいあいとやっておられました。だから、お年寄りの健康増進には大変つながるのではないかなと思っております。

それと、幼稚園児、小学生のスポーツの振興、遊びを兼ねて始めていただきたいと思っています。だから、マレットゴルフに触れる人をたくさんつくっていただきたいと思います。

それと、昨日の全員協議会の中でも出たのですが、土地購入費の平米当たりの単価ですけれども、町が

基準にしているのは多分県道からの距離ですとか幅ですとか、そういうことを考慮して、県のほうは国土鑑定士という国家資格を持った人がこの土地は幾らになるというようなことを査定されて、それを基準にして町でも平米単価を出しているのだと思います。悠う湯館のあるところが平米当たりの単価が2,600円だというような話でしたが、今回土地を買われるところの平米単価は1,400円で、町なかから５分、７分ぐらいで行けるところの平米単価が1,400円というのは適正ではないかと思っております。

そういう意味で本件に対して賛成討論といたします。

○議長（若林光雄議員）　ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（若林光雄議員）　ありがとうございます。起立多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２６分

再開　午後　２時４４分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（若林光雄議員）　皆さんに申し上げます。

時間がもう少しで東日本の災害が起こった２時46分を迎えることになります。時間になりましたら、恐れ入りますが、黙祷をささげたいと思います。会議を少し遅らせますが、ご了解頂きたいと思います。今、あと30秒でございます。

恐れ入りますが、全員の皆さんのご起立をお願いいたします。

黙祷。

〔黙　　祷〕

○議長（若林光雄議員）　お直りください。大変ありがとうございました。

それでは、引き続き会議を進めます。

◇

◎議案第１２号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第13、議案第12号　令和２年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第12号　令和２年度皆野町一般会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号　令和２年度皆野町一般会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第12号　令和２年度皆野町一般会計予算、提案理由の説明を申し上げます。

重点施策に沿って予算配分を行い、予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,970万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第12号　令和２年度皆野町一般会計予算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

１ページを御覧ください。第１条、歳入歳出予算でございますが、令和２年度の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,970万円とするものでございます。前年度当初予算と比べ6,792万円の増でございます。

第２条から第４条までは、それぞれ地方債、一時借入金、歳出予算の流用について定めたものでございます。

７ページを御覧ください。第２表、地方債は、埼玉県地上系防災行政無線施設再整備事業負担金、臨時財政対策債及び上水道広域化施設整備事業出資の３つの起債について、起債の限度額、方法等を定め、限度額を１億8,310万円とするものでございます。

次の水色の仕切り以降が歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書となります。

予算に関する説明書３ページを御覧ください。歳入からご説明申し上げます。款１町税、項１町民税、目１個人は３億9,111万1,000円で、前年度に比べて550万3,000円の減でございます。

その下、目２法人は6,407万3,000円で、前年度に比べて704万1,000円の減でございます。

その下、項２固定資産税、目１固定資産税は５億1,767万7,000円でございます。家屋の新築、増築が多いことや償却資産分の伸びにより前年度より996万6,000円の増を見込んでおります。

４ページを御覧ください。２段目、項４町たばこ税5,281万9,000円で、前年度に比べ757万2,000円の増でございます。昨年の税制改正を受け、増額を見込んだものでございます。

５ページに移りまして、中ほど、款６法人事業税交付金、これは令和２年度より新設となる交付金で707万8,000円を見込んでおります。法人町民税の税率改正による減収補填や地方財源の偏在措置として、県の

法人事業税の税収の一部が市町村に交付されるものでございます。

下から２段目、款７地方消費税交付金は２億3,200万円でございます。令和元年10月の消費税率引上げにより、前年度に比べて5,530万円の増を見込んでおります。

６ページを御覧ください。最上段、款９自動車取得税交付金、これは前年度に比べて673万2,000円の減の1,000円を計上してございます。これは、交付金の原資となる自動車取得税が税制改正により、昨年９月末をもって廃止されたことによるものでございます。過年度分が交付される可能性を見込み、1,000円を計上したものでございます。

下から３段目、款12地方交付税は、前年度に比べて２億23万3,000円の増で、14億9,874万2,000円でございます。昨年度は、地方交付税検査による錯誤分の調整がございましたが、今年度につきましては通常どおりの交付に戻ることや国の交付税予算の増額を反映させたことによるものでございます。

９ページを御覧ください。２段目、款16国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金は３億4,392万9,000円で、前年度に比べて4,266万4,000円の増額でございます。幼児教育・保育の無償化に伴う国負担分の増額や障害者自立支援等に係る社会保障費の増に伴う国庫負担分の増額を見込んでおります。

同じく、項１の段の一番下になります。教育費国庫負担金は、健康福祉課への事務移管に伴い廃目としております。従来は幼稚園に係る分の子どものための教育・保育給付費国庫負担金を計上しておりましたが、健康福祉課への子育て支援担当設置に伴い事務を移管することから、目１民生費国庫負担金へと計上替えをしたものでございます。

11ページを御覧ください。款17県支出金、項１県負担金、目２民生費県負担金は１億8,324万2,000円で、前年度に比べて2,253万3,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、先ほどの民生費国庫負担金と同様でございます。また、同じく一番下の教育費県負担金につきましても、同様に健康福祉課への事務移管に伴い廃目としてございます。

最下段、項２県補助金、目１総務費県補助金は1,640万7,000円で、前年度に比べて2,020万6,000円の減額でございます。前年度に計上していたふるさと創造資金県補助金の皆減によるものでございます。

13ページを御覧ください。款17県支出金、項３県委託金、目１総務費県委託金は2,124万6,000円で、前年度と比べて1,593万7,000円の減額でございます。これは、前年度において参議院議員通常選挙、県議会議員選挙及び県知事選挙の執行委託費交付金を計上していたものが皆減になったことによるものでございます。

15ページを御覧ください。中ほど、款20繰入金、項１基金繰入金、目１公共施設整備基金繰入金は１億1,785万4,000円で、前年度に比べて１億460万2,000円の減額でございます。

同じく目４財政調整基金繰入金は8,312万7,000円で、前年度に比べて１億7,934万3,000円の減額でございます。前年度、国や県から各自治体に対して基金を活用するよう助言を頂いていたことから、基金からの繰入れを増やしていたものを平年度並みに戻したことによるものでございます。

17ページを御覧ください。最下段、款23町債、項１町債、目２消防債は600万円で、埼玉県防災行政無線施設再整備事業負担金の財源として借り入れるものでございます。

目３臨時財政対策債１億530万円、目11衛生債、上水道広域化に伴う出資として、7,180万円を予定しております。

歳入は以上になります。

黄色の仕切りの次からが歳出になります。新規事業や大きく変更があった点を中心にご説明を申し上げ

ます。

なお、会計年度任用職員制度の開始に伴い、従来の節７賃金の廃止とそれ以降の各節の番号を繰り上げておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

19ページを御覧ください。款１議会費、項１議会費、節14工事請負費の議場映像配信録音設備デジタル配信工事100万1,000円は、議場から庁舎内への映像配信設備についてデジタル化をするものでございます。

21ページに移りまして、款２総務費、項１総務管理費、節12の一番下になりますが、行政区長委託料496万2,000円は、会計年度任用職員制度の開始に伴い特別職非常勤職員の扱いが変更となることから、委託料に計上替えしたものでございます。

23ページを御覧ください。目４財産管理費、24ページに移りまして、一番下、節14工事請負費、庁舎・文化会館屋内消火栓用配管敷設替え工事費670万円は、庁舎建設時から使用してきた屋内消火栓用の配管が老朽化に伴い一部漏水が確認されていることから、敷設替えの工事を行うものでございます。

25ページを御覧ください。目７企画費、26ページに移りまして、節７報償費の中の移住支援員報償金10万円は、移住支援員の登録制度を創設し、移住の実績に応じて報償金を支給するものでございます。

その下、婚活コーディネーター報償金20万円は、同様に、婚活コーディネーターの登録制度を創設し、結婚成立実績に応じて報償金を支給するものでございます。

27ページを御覧ください。節12委託料の２つ目、地域おこし協力隊委託料943万3,000円は、特別職非常勤職員の制度見直しによる委託料への計上替えでございます。なお、令和２年度につきましては、現行の２名に加え、さらにもう一名の追加を予定しております。

同じく節12の中の出会い・移住促進事業委託料66万円は、出会い、移住定住につながる取組として、街コンを開催するためのものでございます。

続いて、節14工事請負費の移住相談・関係人口総合センター改修工事費68万9,000円は、従来のバス発着場の２階部分を移住相談・関係人口総合センターとするため、看板等を設置するものでございます。

節18負担金、補助及び交付金のＵＩＪターン支援補助金50万円は、皆野町へのＵＩＪターンを促進するもので、東京圏内に４年以上在住、在勤していた方が町内に就業、起業した場合に10万円を支給するものでございます。

少し飛びまして、33ページを御覧ください。項５統計調査費、目１統計調査費は419万7,000円で、前年度に比べて166万8,000円の増額でございます。令和２年度は、国勢調査、工業統計調査、経済センサスの活動調査を予定しております。

34ページに移りまして、最下段、款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は４億2,310万7,000円で、前年度に比べて4,977万6,000円の増額でございます。増額の主な要因は、36ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金の中の障害者自立支援医療費負担金2,190万円で、前年度から1,320万円の増額、その下の障害者自立支援給付費負担金２億2,744万円は、前年度から1,696万4,000円の増額、３つ下に行きまして、障害児給付費等負担金3,026万4,000円は、前年度から2,036万4,000円の増額でございます。いずれもサービス利用者の増加等によるものでございます。

38ページを御覧ください。目４国保年金事務費、39ページに移りまして、節27繰出金のうち、国民健康保険特別会計への繰出金は合計5,493万円で、前年度より283万4,000円の増額でございます。同様に後期高齢者医療特別会計への繰出金は3,122万4,000円で、前年度より124万7,000円の減額でございます。

40ページに移りまして、項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は３億4,243万3,000円で、前年度に比べ

て246万5,000円の増額でございます。主な増額の要因は、41ページに移りまして、節12委託料の子どものための教育・保育委託料２億3,707万2,000円で、前年度に比べて1,147万2,000円の増額でございます。幼児教育・保育の無償化のほか、子育て支援担当設置に伴う款10教育費からの計上替えもあり、増額となっております。

少し飛びまして、46ページを御覧ください。款４衛生費、項１保健衛生費、目４母子保健費の節17備品購入費、携帯型スポットビジョンスクリーナー購入費132万円は、３歳児健診における眼科検診の充実を図るためのもので、視覚異常を早期に発見するために新たに導入をするものでございます。

47ページを御覧ください。最下段、項３上水道費、目１上水道費、節18負担金、補助及び交付金の上から３項目め、広域市町村圏組合水道局災害復旧事業負担金438万5,000円は、令和元年の台風19号により被害を受けた上水道施設の復旧事業費について、秩父広域市町村圏組合が記載した災害復旧事業債の元利償還金を構成市町村で負担するものでございます。なお、今後10年間、ほぼ同額の支出が生じる見通しとなってございます。

その下、節23投資及び出資金、48ページにまたがっておりますが、広域市町村圏組合上水道広域化施設整備事業出資7,180万円は、歳入でご説明いたしましたが、同額の起債を予定しております。

款５労働費、項１労働諸費、目１労働諸費の節18負担金、補助及び交付金の一番上になります。住宅リフォーム資金助成金150万円でございますが、令和２年度から補助の上限額を従来の４万円から５万円へ増額いたします。30件分を見込み、150万円としております。

51ページを御覧ください。最下段、款６農林水産業費、項２林業費、目１林業振興費、52ページに移りまして、節14工事請負費の山村生活安全対策工事費660万円は、下三沢地内の小河川において土石流を防止するために、上流部に堰堤を設置するものでございます。県の補助を受けて実施するもので、補助率は50％を予定しております。

55ページを御覧ください。款７商工費、項１商工費、目３観光費、56ページに移りまして、節14工事請負費の日野沢川ふれあい広場整備工事費1,160万5,000円は、旧日野沢小学校跡地を広場として整備するものでございます。

その下、同じく節14工事請負費の親鼻河原観光トイレ新築工事費635万8,000円は、親鼻河原の観光トイレについて新たに建設するものでございます。

59ページを御覧ください。款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路維持費は6,224万2,000円で、前年度と比べて494万9,000円の増額でございます。町道補修工事等による舗装の打ち替えや側溝の整備等を計画しております。

60ページに移りまして、目３道路新設改良費は１億2,124万円で、前年度に比べて3,072万2,000円の減額でございます。減額の要因ですが、前年度、町道皆野59号線踏切拡幅統廃合工事負担金として6,777万2,000円を計上していたものを皆減としたことによるものでございます。道路改良工事による狭隘道路の解消や将来の改良に向けた用地買収等を計画をしております。

62ページを御覧ください。最下段、項５住宅費、ページをまたぎますが、目１住宅管理費、63ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金の中の２つ目になります。ブロック塀等撤去及び築造事業支援補助金100万円は、新たな補助制度で、危険なブロック塀等の撤去や撤去後に新たにブロック塀を増築する方に対し、費用の一部を補助するものでございます。

中段の款９消防費、項１消防費、目１常備消防費、節18広域市町村圏組合消防費負担金は１億8,903万

円で、前年度より418万5,000円の増でございます。秩父広域市町村圏組合におきまして、消防防災拠点施設整備事業を実施するため、負担金が増となるものでございます。

次の目２非常備消防費、64ページに移りまして、節18負担金、補助及び交付金の中の４行目になります。消防団員運転免許取得費補助金50万円は、新たな補助制度で、自動車の運転免許制度の改正により、消防車両の運転ができない団員が生じていることから、これを解消するため、準中型の運転免許の取得に係る費用について補助を行うものでございます。

最下段、目３消防施設費は369万4,000円で、前年度と比べて516万5,000円の減額でございます。これは、前年度に計上していた防火水槽の整備工事等の減によるものでございます。

65ページを御覧ください。節14工事請負費の消防団旧第２分団第３部詰所解体工事200万円は、野巻の旧消防詰所について解体を行うものでございます。

次の目４災害対策費、66ページに移りまして、節14工事請負費の戸別受信機設置撤去工事費69万円は、前年度に比べて60万円の増額でございます。昨年末から申請に基づき設置するよう運用方法を改めたため、設置件数の増を見込み増額したものでございます。

関連して、次の節17備品購入費に戸別受信機購入費120万円を計上しております。

次の節18負担金、補助及び交付金の一番上になります。埼玉県地上系防災行政無線施設再整備事業負担金600万円は、県の防災行政無線施設の再整備に際して、地方財政法の規定により、その費用の一部を町が負担するものでございます。

２段目、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費、節１報酬の４行目、会計年度任用職員報酬358万3,000円及び次の節２給料のうち、67ページに移ります。１行目の会計年度任用職員給料246万2,000円は、今回の会計年度任用職員制度の開始に伴い、新たに計上するものでございます。なお、パートタイム会計年度任用職員は報酬、フルタイム会計年度任用職員は給料に計上をしております。なお、会計年度任用職員に係る手当につきましては、次の節３職員手当に会計年度任用職員通勤手当や会計年度任用職員期末手当、節８旅費に会計年度任用職員費用弁償、会計年度任用職員旅費を計上しております。また、事務局費以外にも款10教育費の中で小学校、中学校に係る学校管理費、皆野幼稚園の幼稚園費、文化財保護費、学校給食費、総合センター費、温水プール費の各費目で会計年度任用職員に係る予算を計上してございます。

同じく67ページの節７報償費のうち４行目、学校給食センター建設検討委員会委員報償金19万8,000円は、老朽化している学校給食センターの建て替えを検討する委員会を設置するため、新たに計上するものでございます。

70ページを御覧ください。２段目、項２小学校費、目１学校管理費、72ページに移りますが、節14工事請負費の中の国神小学校トイレ洋式化工事費1,980万円及び三沢小学校トイレ洋式化工事費1,760万円は、両小学校の児童用及び職員用のトイレについて洋式化を図るとともに、漏水の改善を行うものでございます。

節17備品購入費のうち３行目、児童用タブレット端末購入費844万6,000円は、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、各小学校に児童用のタブレット端末を購入するものでございます。

73ページを御覧ください。中段、項３中学校費、目１学校管理費、75ページに移ります。節17備品購入費の生徒用タブレット端末購入費433万7,000円は、先ほどの小学校と同様、国のＧＩＧＡスクール構想に基づくものでございます。

少し飛びまして、84ページを御覧ください。２段目、項６保健体育費、目１保健体育総務費、次のめく

っていただきまして、下の86ページに移りまして、一番上の節14工事請負費、マレットゴルフ場建設工事費3,089万2,000円は、町民の健康増進や地域活性化のため、日野沢地内にマレットゴルフ場を建設するものでございます。

91ページを御覧ください。４段目、款12公債費、項１公債費、目１元金は３億1,766万2,000円で、前年度に比べて37万2,000円の増額でございます。増額の主な要因は、平成28年度臨時財政対策債の償還開始や、各学校の特別教室へのエアコン設置に際して借り入れた学校教育施設等整備事業債の償還開始によるものでございます。

92ページに移ります。２段目から次の93ページにまたがりますが、款13諸支出金、項２基金費は、各基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上しております。

93ページになります。款14予備費は、昨年度と同額の1,000万円を計上いたしました。

94ページからが給与費明細書、104ページからが債務負担行為に関する調書、105ページが地方債に関する調書で、令和２年度末現在高見込額は30億2,689万2,000円を見込んでございます。

以上、令和２年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１３号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第14、議案第13号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第13号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第13号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等を踏まえまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,806万1,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第13号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容をご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ10億4,806万1,000円で、前年度当初予算に比べ3,506万1,000円、3.46％の増額の予算でございます。

水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の３ページをお開きください。なお、令和２年度の保険税率については据置きとしております。

歳入でございますが、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税１億6,735万5,000円の計上で、前年に比べ53万4,000円の増額でございます。

内容は、節１現年課税分１億6,222万5,000円、節２滞納繰越分513万円でございます。

目２退職被保険者等国民保険税10万9,000円の計上で、前年に比べ50万5,000円の減額でございます。内訳は、節１現年課税分3,000円、節２滞納繰越分10万6,000円でございます。退職被保険者等国民保険税の減額は、平成27年度から新規の退職被保険者加入制度が廃止されました。そして、この経過措置は令和２年３月をもって終了する都合上、このような計上でございます。

４ページをお開きください。款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金７億9,595万6,000円は、平成30年度の国保制度改正により新設された交付金でございます。前年度よりも3,925万7,000円増額計上でございます。内訳は、節１普通交付金７億7,083万9,000円の計上で、町の保険給付費に充当する県の交付金でございます。これは、平成30年度の医療費水準をベースに被保険者数、年齢階層等を勘案し、算出したものです。

節２特別交付金2,511万7,000円の内訳は、説明欄の特別調整交付金2,260万3,000円、これは被保険者１人当たりの納付金額に係る保険税の激変緩和措置分及び特定健診・特定保健指導の実施率、糖尿病等の重症化予防の取組状況などを基にした保険者努力支援制度分でございます。

その下、特定健康診査等負担金251万4,000円は、特定健康診査等の補助金額の３分の１の交付で、県の試算に基づき計上いたしました。

最下段、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金5,492万7,000円の内訳は、説明欄の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険税支援分合わせて3,261万3,000円、これは低所得世帯に対する保険税の軽減分に対する繰入金でございます。前年度より199万5,000円の減額でございます。

次の出産育児一時金繰入金は169万円は、出産一時金700件分に対して算出した額でございます。前年度と同額でございます。事務費繰入金1,654万1,000円は、職員給与２人分、事務手数料、機器使用料等に対する繰入れでございます。財政安定化資金繰入金381万3,000円は、財政安定化のために一部交付税措置されるものを繰り入れるものでございます。なお、一般会計からのその他繰入金は、前々年度、前年度に引き続き、令和２年度の当初予算においても計上してございません。

５ページを御覧ください。最上段の款７繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金2,000円は、節起こしでございます。

款８繰越金、項１繰越金、目１前年度繰越金は2,899万5,000円を見込んでおります。

続きまして、７ページをお開きください。歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,820万8,000円は、職員２人分の給与等の人件費や事務費の計上でございます。

節12委託料279万9,000円の主なものは、国保資格、国保税システムの電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

８ページを御覧ください。中段、項２徴税費、目１賦課徴収費328万5,000円は、国保税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

節12委託料147万8,000円の内訳は、説明欄の税・収納システムアウトソーシング106万円と、その下、納税推進コールセンター業務委託41万8,000円でございます。

９ページをお開きください。最上段の項３運営協議会費、目１運営協議会費24万8,000円は、国保運営協議会に関する委員報酬等の計上でございます。国保制度改革により平成30年度から納付金の徴収、国民健康保険運営方針の作成は、県の運営協議会で審議しますが、国保税の賦課徴収、保健事業などは、引き続き町の運営協議会で審議を行っております。

款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費６億7,405万円は、一般被保険者の療養給付費で、医療費の動向等を勘案し、前年に比べ4,122万円の増額を見込みました。算出に当たっては、令和元年度の実績見込額に基づいて行っております。被保険者数が減少する状況ではありますが、年齢階層が上がったこと、医療の高度化などの要因によって、増額したものと考えております。

その下、目２退職被保険者等療養給付費３万円は、退職被保険者に対します療養給付費で、前年度に対し36万1,000円の減額でございます。歳入の説明のとおり、経過措置は本年度末をもって終了いたしますが、遡及分として計上するものでございます。

目３一般被保険者療養費580万5,000円、目４退職被保険者等療養費１万円は、補装具や医師が認めて、はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたときなどに要する費用でございます。

目５審査支払手数料153万8,000円は、国保連合会へのレセプト審査手数料で、一月平均3,400円程度を見込みました。

10ページをお開きください。上段の項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費8,907万7,000円、その下、目２退職被保険者等高額療養費１万円は、令和元年度の実績見込額に基づいて見込んだものでございます。

その下、目３一般被保険者高額介護合算療養費30万円の計上は、平成30年度実績に基づくものでございます。

11ページを御覧ください。最上段の項４出産育児諸費、目１出産育児金294万円は、出産前後の諸費用で、47万円を基準として、７人分計上したものでございます。国保の被保険者の実績を勘案して見込んだもので、今後の推移により、予算の補正を検討したいと考えております。

上から２段目の項５葬祭諸費、目１葬祭費125万円は、保険者の方がお亡くなりになられた場合、５万円を支給しており、25人分の計上でございます。

中段の款３国民健康保険事業納付金は、激変緩和措置が差し引かれた後の金額となっております。本年度の激変緩和措置後の納付金の額は２億1,948万4,287円で、前年度比1,102万8,984円、4.78％の減少となります。令和２年度の納付金額は、平成30年度の歳入の実績に基づいて算出しておりますが、医療給付費が増加する見込みにあって、納期金金額が減額となっている主な要因は、平成30年度の余剰金を医療給付費に充当していることが考えられます。なお、激変緩和額は総額で3,237万6,960円でございます。この納付金額の内訳ですが、項１医療給付費、目１一般被保険者療養給付費１億4,297万8,000円、目２退職被保険者等医療給付費８万6,000円は、町から県に払う医療費の納付金でございます。

その下、項２後期高齢者支援金等、目１一般被保険者後期高齢者支援金等6,010万4,000円、目２退職被保険者等後期高齢者支援金等１万円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上、各保険者が負

担するもので、県から示された数値により試算したもので、町から県に支払う納付金でございます。

続いて、12ページをお開きください。中段やや上、項３介護納付金、目１介護納付金1,630万8,000円は、介護保険制度への納付金で、県から示された数値により試算したもので、町から県に支払う納付金でございます。

下段、款６保健事業、項１特定健診事業、目１特定健診事業費1,302万7,000円は、特定健診に要する費用の計上でございます。

節７報償費、説明欄の報償金137万6,000円は、保健指導に当たっていただく栄養士、保健師等への報償金でございます。

その下、特定健診受診報奨金20万8,000円は、クオカード200人分でございます。

節12委託料1,058万4,000円のうち特定健診委託料706万9,000円は、750人分を見込んだものでございます。

説明欄の最下段の特定健診未受診者対策事業委託料348万5,000円は、令和２年度からの新規事業でありまして、受診率向上のために未受診者データ分析、加工、企画運営、通知作成などを委託するものでございます。

13ページを御覧ください。項２保健事業費、目１疾病予防費651万7,000円のうち節12委託料480万円は、生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料、１人３万円で160人分を見込んだものでございます。委託契約を結んでいる医療機関にかかった場合で、町から医療機関に支払うものです。

節13、生活習慣病予防健診費補助金30万円は、人間ドックで委託以外の医療機関にかかった場合で、償還払いになりますが、人間ドックの補助金、１人３万円で10人分を見込んだものでございます。

14ページをお開きください。最下欄、款10予備費でございますが、970万1,000円を計上いたしました。

15ページからが給与費明細書でございます。職員２人分の人件費を計上しております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１４号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第15、議案第14号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第14号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を

申し上げます。

介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の動向を勘案しての保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございます。歳入歳出それぞれ11億4,950万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第14号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明を申し上げます。

１枚おめくりいただきまして、１ページをお開き願います。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,950万円とするものでございます。前年度当初予算に比べまして4,160万円、3.75％の増でございます。本予算は、歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が90％、地域資源事業費が6.9％、合わせて96.9％を占める予算でございます。

３枚目の水色の仕切りの後ろ、予算の説明であります。事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の３ページをお開き願います。２、歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料２億3,202万8,000円、前年度に比べ291万7,000円の減でございます。

１つ飛びまして、款３国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金１億8,308万5,000円は、保険給付費の介護施設分の15％、その他の分の20％、国の負担区分による計上でございます。

次に、項２国庫補助金、目１調整交付金5,065万5,000円は、保険給付費の5.35％を計上いたしました。

目２地域支援事業交付金（介護予防事業）1,075万1,000円は、地域支援事業費の総合事業合計5,375万9,000円の20％の計上でございます。

目３地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）969万9,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の38.5％の計上でございます。

１枚おめくりいただきまして、４ページをお願いいたします。款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金２億7,939万1,000円は、前年度に比べ914万8,000円の増でございまして、保険給付費の27％の計上でございます。

目２地域支援事業支援交付金1,451万4,000円は、総合事業に係る負担区分の27％の計上でございます。

次に、款５県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金１億5,321万9,000円は、保険給付費の介護施設分の17.5％、その他の分の12.5％、それぞれ県の負担区分による計上でございます。

次の項２県補助金、目１地域支援事業交付金（介護予防事業）671万9,000円は、総合事業に係る負担区分の12.5％の計上でございます。

目２地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）484万9,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の県負担区分19.25％の計上でございます。

最下段、款８繰入金、項１一般会計繰入金、目１介護給付費繰入金１億2,934万9,000円は、保険給付費の12.5％の負担区分により、一般会計から繰入れを行うものでございます。

次ページに移ります。目２地域支援事業繰入金（介護予防事業）671万9,000円は、総合事業に係る負担

区分12.5％の計上でございます。

目３地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）383万8,000円の計上は、地域包括支援センターにおける相談事業、権利擁護事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の19.25％の計上でございます。

目４その他一般会計繰入金2,140万3,000円は、節１職員給与等繰入金1,063万5,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与及び一般事務費の繰入金でございます。

節２事務費繰入金1,076万8,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置負担金等事務費に対する繰入金でございます。

目５低所得者保険料軽減繰入金1,253万6,000円は、前年度に比べ1,105万5,000円の増額でございます。これは、対象者が第１段階から第３段階まで拡大されたことによるもので、1,075人分の計上でございます。

次に、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金2,000万円は、歳入不足を補うため基金の取り崩しを行うものでございます。

６ページをお開きください。款10繰越金は、1,053万4,000円の計上でございます。

７ページから歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費1,849万2,000円の計上は、節２給料から節４共済費まで、職員２人に対する人件費でございます。

節12委託料の説明欄のうち328万8,000円は、第８期の介護保険事業計画を作成するための委託料の計上でございます。

８ページをお開きください。中段、款１総務費、項３介護認定審査会費、目１認定調査費等535万8,000円は、節11役務費、主治医意見書作成手数料216万円と節12委託料、訪問調査業務委託料319万8,000円の計上でございます。

その下、目２認定審査会共同設置負担金541万円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置しております審査会設置負担金でございます。

最下段、款２保険給付費でございます。項１介護サービス等諸費は、要介護１から要介護５の方に対するものでございます。

目１居宅介護サービス給付費３億4,315万2,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費で、前年度比1,418万2,000円の減額でございまして、給付実績を勘案した計上でございます。

次ページに移ります。目２特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで、一定期間かかりますが、急を要する場合等、申請をすることにより、認定以前にサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、１段置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては同様でございます。

目３地域密着型介護サービス給付費１億5,929万8,000円は、前年度比1,094万5,000円の減額計上でございます。

目５施設介護サービス費３億9,093万2,000円は、前年度比6,747万6,000円の増額計上でございます。施設入所者に対する給付費で、入所者の増加が要因でございます。

目９居宅介護サービス計画給付費4,376万4,000円は、前年度比206万3,000円の減額計上でございます。介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます。

10ページをお開きください。中段、項２介護予防サービス等諸費でございますが、この介護予防サービ

ス等諸費は要支援１、要支援２の方に対する給付費でございまして、サービス内容はほぼ同様でございます。予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目１介護予防サービス給付費2,472万円は、前年度比392万2,000円の減額計上でございまして、実績を勘案した見込額でございます。

次ページの目８特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございまして、ほぼ前年度と同額の計上でございます。

11ページの中段になります。項３高額介護サービス等諸費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございます。

目１高額介護サービス費は、要介護１から５の方に対するもので、1,800万円の計上でございます。

次に、項４高額医療合算介護サービス等費、目１高額医療合算介護サービス費300万円の計上も前年度と同額でございます。

12ページをお開きください。中段、項５特定入所者介護サービス等費、目１特定入所者介護サービス費は、施設入所やショートステイを利用したときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者の方々にはこの負担を軽減し、町が負担するもので、3,614万4,000円の計上でございます。

13ページに移ります。款３地域支援事業費、目１介護予防生活支援サービス事業費3,015万2,000円の計上で、前年度に比較しますと、249万6,000円の増額計上でございます。

目２介護予防ケアマネジメント事業費522万円の計上でございます。これは説明欄のとおり、電算システム使用料158万4,000円と介護予防ケアマネジメント事業負担金324万円を計上したものでございます。

次に、その下の欄でございますが、項２一般介護予防事業費、目１一般介護予防事業費1,823万円の計上でございます。主なものは節７報償費301万5,000円、節12委託料1,349万4,000円で、らくらく健康塾、高齢者水中ウオーキング教室、ふれあい広場などの介護予防事業の中心的な予算でございます。

14ページをお開きください。項３包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

目２権利擁護事業費153万4,000円の計上で、成年後見人制度に関する予算が主なものでございます。

その下、目３包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2,146万3,000円は、地域包括支援センター職員３人分の人件費、事務経費の計上でございます。

16ページをお開きください。最下段、款７予備費でございますが、594万1,000円の計上でございます。

18ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

◇

◎議案第１５号の説明

○議長（若林光雄議員）　日程第16、議案第15号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案調査のため、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算は、議案内容の説明にとどめて、明日、審議を行うことに決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第15号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療の前年の状況等を踏まえまして、歳入歳出それぞれ１億3,854万2,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第15号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

１ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億3,854万2,000円で、前年度予算に比べて434万4,000円減額の予算でございます。率にして3.04％の減でございます。

水色の仕切りから後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿って主なものをご説明申し上げます。

事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、目１特別徴収保険料782万1,000円……

〔何事か言う人あり〕

○町民生活課長（長島　弘）　大変失礼しました。7,820万1,000円、目２普通徴収保険料、節１普通徴収保険料2,774万5,000円、節３……失礼しました。普通徴収保険料2,824万円……失礼しました。現年度分2,759万5,000円、過年度分15万円、申し訳ございません。もう一度訂正させていただきます。節１普通徴収保険料2,774万5,000円、節３滞納繰越分49万5,000円の計上でございます。前年度当初予算と比較しまして、348万9,000円の減額となっている理由ですが、埼玉県後期高齢者医療広域連合で、被保険者数を見込んで保険料が算定されますが、前年度当初と比べて182人減の被保険者数が見込まれていることによります。これについては、各市町村の実情に合わせ、最終補正で補正することになります。

中段の款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１事務費繰入金141万6,000円は、町の事務費に対する繰入金でございます。

目２保険基盤安定繰入金2,980万7,000円は、低所得者に係る保険料軽減額を見込んでおり、所得に応じて７割、５割、２割が軽減されております。なお、負担金は一般会計で措置されており、県が４分の３、町が４分の１を負担するものでございます。

４ページをお開きください。下段の款５繰越金、目１繰越金76万6,000円の計上は、今年度の繰越額を見込んだものでございます。

５ページを御覧ください。歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費89万円は、主に保険証を送付する郵便料でございます。

その下の項２徴収費、目１徴収費は52万6,000円の計上でございます。保険料の徴収に要する費用でございまして、主なものは節12委託料の保険料賦課などの電算処理委託料32万2,000円でございます。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金１億3,625万2,000円は、先ほど歳入でご説明申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金、これを合わせまして、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金10万円は、所得変更などに伴う償還金などの見込額でございます。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

◇

◎延会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめて延会いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（若林光雄議員）　次会日程の報告を行います。

明日12日には、午後１時ゼロ分から本会議を開き、提出議案の審議をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、明日12日は、午後１時から開議といたします。

◇

◎延会の宣告

○議長（若林光雄議員）　本日はこれをもって延会といたします。

延会　午後　４時０８分

令和２年第１回皆野町議会定例会　第３日

令和２年３月１２日（木曜日）

議　事　日　程　（第３号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第１２号　令和２年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

１、延会について

１、次会日程の報告

１、延　　会

午後１時００分開議

出席議員（１２名）

１番	大	塚	鉄	也	議員	２番	林		太	平	議員
３番	小	杉	修	一	議員	４番	宮	前		司	議員
５番	常	山	知	子	議員	６番	若	林	光	雄	議員
７番	大	澤	金	作	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	大	澤	径	子	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良	彦
会計管理者兼会計課長	橋	本	賢	伸		教育長	豊	田	尚	正
総務課長	新	井	敏	文		みらい創造課長	中	島	直	輝
町民生活課長	長	島		弘		健康福祉課長	浅	見	幸	弘
税務課長	豊	田	昭	夫		産業観光課長	玉	谷	泰	典
建設課長	宮	原	宏	一		教育次長	設	楽	知	伸

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦		書記	山	田	厳

◎開議の宣告　（午後１時００分）

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第１、議案第12号　令和２年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　では、まず最初にやります。

今回の皆野町の一般会計予算案には、私がこれまで質問してきた事項、学校図書館司書の配置、それから３歳児健診における眼科検診の充実、また昨日の説明では、リフォーム助成資金として４万円から５万円の補助が出るという拡充と説明がありました。

４番目は、戸別受信機の購入費が新たに盛り込まれました。

これらなのですが、マレットゴルフ設置予算に比べればわずかな予算ですが、大変よかったと思っております。

まず質問は、予算大綱から伺います。まず、基本姿勢の中に健康福祉課に新たに子育て支援担当を設置するとありますが、この子育て支援担当の具体的な仕事と、担当者は職員を増員して配置するのかお聞きします。

次に、３ページの教育・文化・スポーツ推進についての（３）、未来を担う若者育成事業、町内小学生の海外派遣事業、新規事業の一つですが、タイへ小学生を派遣するとありますが、目的は何で、どのくらいの人数を考えているのか、そしてどのように参加者を選ぶのか、この３点、よろしくお願いします。

それから、４ページの移住、定住促進の、これもまた新規事業なのですが、新規事業の移住支援員報償金10万円について、実績に応じて報奨金を支給とありますが、もう少し詳しく説明をしていただけたらと思います。

それから、予算書のほうに行きまして、66ページ、款10教育費の予算の関連質問になりますが、コロナウイルス感染対策として、皆野町の小中学校が一斉休校になった中で学校の支援員、それから給食センタ

ーで働く人たちは、現在、仕事はどうしているのかお聞きします。

それから、最後の86ページの款10教育費、項６保健体育費、節14工事請負費3,089万2,000円、マレットゴルフ場建設工事費について、私は昨日に続き、再度町に要望しておきます。昨日の討議の中で、6,300万円以上の事業費がかかることが分かりました。大きな予算をかけて整備するわけですから、本当にマレットゴルフ場を整備しました。しかし、やる人も来ない、町のゴルフ人口も増えないではだめだと思います。町の活性化にどう生かすのか、町の健康づくりに役立てるようソフト面からもしっかりと町民に理解していただくよう、こういう地域づくりをしていくのだということを機会あるごとに、町長を先頭に説明をしていただきたい。また、昨日も質問しましたが、国や県からの補助金をしっかりと取れるよう最大限の努力をしていただきたい。維持管理についても、町のマレットゴルフ協会だけに委託だではなく、ゴルフ協会の意見もよく聞いて、負担のないようこれらを要望しておきます。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　申し訳ないのですが、常山議員の質問に関連しまして、冒頭に私のほうから、おわびを申し上げておかなくてはならないというふうに気がつきましたので、常山議員には申し訳ないのですが、１点だけ私のほうから最初におわびをさせていただきたいというふうに思います。

昨日、土地の取得の関係で、私のほうから教育次長に対しまして、誘導答弁を求めるような質問をしてしまいました。私も冷静になって考えまして、大変教育次長には混乱をさせてしまったことについておわびを申し上げたいというふうに思います。

先ほど常山議員から、マレットゴルフ場の総事業費の関係が質問で出されました。昨日の私の質問の中で教育次長のほうから、当初総事業費については4,755万円という答弁がなされております。総事業費については、この金額が正しいということであろうかと思います。そういったことで総事業費6,320万円ですか、これが独り歩きすると困りますので、私のほうからおわびを申し上げると同時に、もう一度教育次長のほうから、この事業費については、次長が申し上げた4,755万円ですか、そういったことで答弁をし直していただくというか、確認をさせていただけたらありがたいと思いますので、あまりこの総事業費が独り歩きしないうちに、ぜひそういう形を取っていただければありがたいと思いますので、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

事業費につきましては、昨日の議会の中で未整備面積の部分を足した形が先ほどおっしゃられた額です。私のほうは、未整備面積ではなく整備面積ということの部分を答弁させていただきました。改めて整備面積の部分についての事業費4,755万1,600円、内訳につきましては土地購入費が1,324万9,600円、この中のうち847万7,000円が今回議案として承認されたものでございます。さらに、工事費、こちらが3,089万2,000円、それから令和元年度に委託しました設計業務委託もございます。こちらが341万円ということでございます。未整備面積の部分につきましては、今後また有効活用、今回のこの事業費4,700万円ですけれども、最少の経費で最大の効果を生むべく、教育委員会のほうで執行していきたいと考えております。

以上でございます。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　５番、常山議員さんからのご質問に順次お答えを申し上げます。

ご質問につきましては、子育て支援担当の創設の内容、また２点目に、未来を担う若者育成事業の目的等、３点目に移住支援員についての詳細な説明ということでご説明をいたします。

まず、最初の子育て支援担当の創設につきまして、組織改正の担当課としてご説明を申し上げます。今回、まず趣旨につきましては、令和元年10月１日から始まりました幼児教育・保育の無償化等に伴いまして、子育て支援に関する業務が増えてきているということなどを鑑み、また子育て支援に町としてしっかりと向き合っていくという姿勢を示すということも含めまして、新しく健康福祉課内に子育て支援担当を創設するものでございます。こちらにつきましては、令和２年４月１日から始まるということでございます。主な業務といたしましては、規則中に11項目内容について記載してございますので、例示をさせていただきます。まず、母子福祉に関すること、２点目に保育所及び保育に関すること、また放課後児童クラブに関すること、要保護児童対策に関すること、出産報償金に関すること、児童手当に関すること、また児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること、こども医療費支給事業に関すること、ひとり親家庭等医療費支給事業に関すること、このほか子ども・子育て支援給付に関することといたしまして、これまで健康福祉課と教育委員会のほうで分割して行っておりました、子ども・子育て支援法に基づく給付の認定事業について、今回一本化して健康福祉課内で行うということになっております。そのほか地域子ども・子育て支援事業等に関することを行うものとして創設をするものでございます。

２点目に予算大綱の３ページ、（３）番の未来を担う若者育成事業についてのご説明を申し上げます。まず、目的でございますが、町内の小学生を派遣をいたしまして、実際に英語圏で英語を使って交流を行うということで、実践的な英語教育の鍛練を積むものでございます。派遣をする人数でございますが、現在５名程度を予定してございます。また、選定方法につきましては、まずは広く公募を募り、希望者を募るということになると思いますが、仮にその希望者が予定の５名よりも多い場合は、その中で選定をしていくということになろうかと考えてございます。

３点目の移住支援についてご説明を申し上げます。移住支援につきましては、これまでまち未来創造課を中心に移住相談に対応してまいりましたけれども、行政を使わずに町内の町民の方ですとか、事業者が相談に乗って移住に下がるケースもあると聞いてございます。そういった町行政を経由せずに移住希望者を町内の空き家等に誘導していただく、実際の移住につなげていただく方をまず登録をいたしまして、その方の実際の頑張りによって、実際の移住につながった場合に、１件当たりの成果報酬といたしまして、１万円を支給するものでございます。予算額といたしましては、10人分を想定いたしまして10万円を計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　５番、常山議員さんの質問にお答えします。

子育て支援担当を創設すると、これに絡んで職員の増はあるかないかというようなお話でございますが、この４月１日に採用予定は５名でございます。また、３月いっぱいで定年退職が２名でございます。また自己都合が１名というような内容でございます。退職が３名、また採用が５名ということでございます。なお、子育て支援担当のいろいろな配置については、適材適所ということで、いろいろな方面からよく検討して考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　マレットゴルフ場の関係で、今後、昨日も申し上げましたけれども、人生100年時代を迎えるということでもありますし、お年寄りがスポーツに大いに親しんでいただいて、健康づくりをしていただきたいということ、あるいは若い人たちとの交流の場にもしたい、あるいは交流人口も増やしていきたい、そういうことで大いにこのマレットゴルフ場をＰＲもし、また多くの方々に親しんでもらえる施設にしていきたいと、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　常山議員さんのご質問にお答えいたします。

町の臨時職員の勤務状況でございます。小中学校の臨時休業に伴いまして、町の臨時職員の勤務についてお答えいたします。まず、小中学校の臨時休業でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、町内の小中学校を３月２日より臨時休業としております。これに伴いまして、勤務に影響が出る臨時職員につきましては、小学校に勤務する者が18人、それから中学校に勤務する者が３人と、給食センター、こちらに勤務する者が12人、計33人でございます。このうち小中学校に勤務する者につきましては、業務そのものがなくなる場合を除くということもあるのですけれども、実際児童生徒が登校しなくても、所属長の指示により勤務可能としております。なので、いろんな残務処理とか、準備等で来ていらっしゃるということを聞いております。また、給食センターの調理員につきましては、まだ幼稚園で給食を行っていますので、シフト制の勤務をつくりまして、半分ずつの人数で業務を行いまして、３月の稼働日につきましては、ちょうど半分の体制で勤務体制を取っているということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　では、まず最初の健康福祉課の新たな子育て支援担当ということで、ということはちょっと説明ですと、業務がいろいろ増えて、例えば学童保育と、それから保育園とか、そういったところは一緒になって事業をすると、そういう担当を。分かりました。何名ぐらいですか、その配置人数は。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　子育て担当につきましては、いろいろな角度を検討しまして、適正な人員配置に努めてまいります。今何人という確定までしてございません。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　まだ何人という確定はない、健康福祉課の業務って保健師さんが今欠員ということも聞いています。もし今まだ補充がされていないということでしたら、やっぱり保健師さんの早急に補充もしていただきたいし、そういう新たな担当部署をつくるに当たっては、４月採用が５名、プラス・マイナス２名ということになるのですが、ほかの職員の負担が大きくなるのでは困るし、新しい部署をつく

っても。ぜひその面は、増員をしっかりとやっていただいて、配置をしっかりやっていただいて、子育て支援をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、町内小学校の海外派遣事業ということですが、タイという国は英語圏なのですか。私は、ちょっとタイ語を使っているのかなと思ったので、これが英語事業につながるのかななんて思うのですが、人数が５名ということで広く希望者を募るということですが、大勢いたら例えばくじ引きですか、それとも、うんと思いが強い子、その子供たちに行ってもらうのかということがすごく疑問になるし、私は子供が本当にタイへ行きたいという子供が大勢いたら、33万円の予算では行けないと思うし、行けなくなる子供ができるということは、私は教育上公平に欠けるかなと思うのですが、その辺はどう考えて、代表として５名なのですか。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　５番、常山議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

まず、タイの言語につきましては、タイ語も使われておりますが、公用語といたしましては英語と聞いてございます。特に今回訪問をする予定として考えてございますタイの教育機関等につきましては、英語が使われていると聞いてございますので、そういった観点からは、英語の実際の実践的教育になろうというふうに考えてございます。

また、選定の方法等につきましては、町を代表して行っていただくという意味はもちろん出てくるかと考えてございます。その中でどのように５名程度を選定するのかにつきましては、現在まだ制度設計の段階ではございますが、現在での考えといたしましては、意欲がないともちろんそれがつながらないということもございますので、ひとつ意欲というのもしっかり考慮するということと、実際にある程度英語は使えないといけないだろうということで、そういった英語の習得状況等についても、今後考慮しながら選定を進めていくものになると考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　私は、小さいときから外国を見ておくという、実際に行って見ておくなんていうことは、本当にいいことだと私は思いますけれども、希望者全員が派遣するように、やっぱり要望しております。

それから、移住定住促進の移住支援員報償金についてはよく分かりました。町だけではなくて、町民からもぜひ移住促進をやってほしいということで、本当に町としても町のいいところをどんどん発信することが大切だと思いますので、ぜひ今後も努力していただきたいと思います。

それから、教育費の予算のコロナウイルス対策として、学校の支援員さんとか給食センターで働く人たちの現在の仕事ということで、小学校の支援員さんは、勤務が可能ということで賃金保障はされているということでよろしいのですよね。それだけれども、給食センターのほうは、今幼稚園の給食しかつくっていませんので、12名は十分多いわけです。それで、半分ずつでシフトを組んで６名ずつでやっているということも聞いているのですけれども、そうするとその半分の６名の方が休む、12名のうち突然休校になってしまって、自分の都合で休んでいるというわけでもないのですが、ないわけですよね。それに対する休業補償というのですか、半分しか働けないわけですから、例えば10日だったら、10日のうち半分ずつのシフトだったら、５日しかその人は働けないわけです。あとの５日は休まなくてはいけない、それに対する休業補償というのですか、そういうのは町では考えていらっしゃるのですか。10日働くところで、この半

分ずつしか働いていないわけだから、今給食をつくるのに６人しか。だけれども、その６人は休まなくてはならない、働きたいのだけれども。そうすると、その間、お金が出てこないわけです。そうすると、休業補償というのはどうなるのか考えていらっしゃいますか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　今の質問ですけれども、まだはっきりしているわけではないですけれども、国としてもそういう休まざるを得ないというような方については、休業補償、全額でないにしても、多少の補助というか、負担をするというようなことが報道されておりますので、そうしたことも今ここでこうですと言い切れませんけれども、そういう方向に申請もしていくべきかなと、こんな思いがしております。

○議長（若林光雄議員）　５番、常山知子議員。

○５番（常山知子議員）　ぜひ本当に本人の都合で休んでいるわけではないし、働きたくてもそういう仕事場が閉鎖されてしまっているということでは、やはり１時間幾らで働いている人にしてみれば本当に切実だし、大変だと思います。ぜひ町も積極的に休業補償については考えていってほしいし、それが実現できるようにぜひお願いいたします。

それから、最後の私はマレットゴルフ場については、内海さんの質問もありまして、やはりもうちょっと分かりやすくここに金額を、もう一回後でいいですから、事業費が幾ら、それから土地購入費が幾ら、そういうのをぜひ出していただけたらなと思います。そういうことで、ぜひ私が要望した点もしっかりとやっていただいて、本当に町がつくってよかったねというふうなところにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　９番、林豊です。ちょっと多いのですけれども、できるだけやりたいと思いますので。予算書のほうの対応のページ、それから項目とこの大綱のほうと、なかなか見づらいところもありますので、大綱のほうを中心に、項目が分かる部分についてはページ数を指摘してやっていきたいと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

まず、大綱の順番は多少前後することもありますが、よろしくお願いします。３ページの教育・文化・スポーツの推進、学力向上、グローバル教育の推進という項目についてから始めたいと思います。

まず、一番最初のグローバル化に対応する英語教育の推進事業という中で、グローバル化に対して、金額としては大した金額ではないという部分もあるのですが、かなりここのところ、英語に対するよく言えば強化、悪く言えば少し傾き過ぎているのではないかなというふうに感じる部分があります。その中で英語検定、英検です。受検料の補助というのがありますが、これは改めて内容的に、また実績的にお伺いしておきたいと思います。

それに関して、ちょっと先日新聞、毎日新聞の３月９日に投書の欄で、横浜の18歳の高校生がグローバル化に必要なことという投書を入れています。全部読むとちょっと時間の関係もあるかと思いますので、かいつまんで言いますと、この子は親戚に帰国子女といいますか、アメリカに行っていた子がいたらしくて、そのことの話をしている中で、折り鶴というのを教えてほしいって言われたらしいのです。ところが、自分が折り鶴、折り方知らなかったと、これもまたえらいものだと思うのですが、こういうことで残念なことに私は折り鶴を教えてあげられなかったと、幼い頃から留学とか、そういうことに興味があって、そ

ちらの方面の勉強はしているのだけれども、東京オリンピック開催を控えて一層グローバル化をうたう声が高まっているが、だがグローバル化を目指すためにはまず自国の文化を理解し、一日本人として海外の人にその魅力を伝えられるようにする力が必要ではないかと思ったというふうに言っています。確かに英語を使えれば、英語というのは一種の道具です。伝えるための道具です。その伝えるための道具が使えればいいのだけれども、その元になる伝えるべき事柄が入っていなければ、これは空になってしまいます。実はこれも年が明けまして、私商工会にも属している、年末だったかもしれませんが、商工会の理事会の中で皆野中学校の英語科の先生方が何人か来てくれまして、いろんなことについての話し合う場がありました。その中でやはり英語の話が出まして、英語については随分実績が出てきて、英検なんかもやっているようだけれども、どうなのですかと言ったら、もちろんそれはそれで誇らしいことなのではあるが、全体として今言った投書と同じようなことを先生方は非常に危惧していました。日本のことはもちろん、皆野町について果たしてどのぐらいのことが言えるのか、そういった教育が少し足りないのではないか、また国語科についても、日本語の表現がどうもまともにできなくて、だからそれが原因で、いわゆる英語の訳文の制作とか、訳すということです。それの力がというか、結果がいま一つ出ないような気がすると、私もそれは常々仕事柄思っていたことなので、教育長とも同じようなことを話しながら感じていたところではあります。その点についても、今後、ほかの社会であるとか、日本語の教育は、国の政策からどうしても英語が多くなっていますから、少なくなっているのですけれども、そういったことについてどう考えるかをお答え願いたいと思います。

（２）の学力向上の推進事業ということで、大変に誇らしいことに埼玉県で一番になったと、学テの結果ですか、ということでしたが、それに伴う結果として、公立高校の入試の結果が９日に出ましたので、通年といいますか、去年、おととし、これらの年に比べて著しい変化があったのか、それとも普通だったのか、その辺の思いといいますか、結果について、具体的でなくても構いませんから、その辺の所感、感じたところをお答え願いたいと思います。

３つ目、未来を担う若者育成事業ということで町内小学校の海外派遣事業、これはある意味では大変いいことだと思います。同じように教育委員会の所管の中に日独友好事業というのがあります。改めて確認するのもばかばかしいのですけれども、日独友好事業というのは、私の中では何度も行ったり来たりがあるのですけれども、最終的には町の事業であるというふうに認識しております。また、日独友好協会の総会の中でも、町の事業でなければこの事業はやめだという、ないものと同じだというような話が出たこともあります。その辺は、その会長である大澤議員さんが一番よく分かるところではあるのですが、というふうに町の事業であるという認識が強いと思います。少なくとも私はそのように思っていますというよりも、そのように認識しています。過去にこの議場で、町の事業だ、民間事業だというのを行ったり来たりしましたが、最終的には町の事業だということで終わっていますので。今回のこの早稲田大学が絡むとはいえ、先ほど来のやりとりを見ますと、やはりこれも町の事業だというふうに思いますが、それでよろしいのですか。まず、それを確認します。

できれば希望者全員というような話が来てびっくりしましたが、本来的にいえばそうなのかもしれませんが、なかなかいろんな経済的な問題もありますけれども、大事なことはどういう事業で派遣するのかということをはっきりさせておくことだと思います。日独友好事業が何となくぼやけているのは、その辺がしっかりしていないせいで、いまだにその事業があるということを知らない町民の方は多くいます。どういう目的なのかというのがあまりにもぼやけているから、せっかく去年、夏派遣されても、その結果がど

うなったのかというのを本当によく分かりません。その辺のことについて、町長はどのように考えて、どういう意図で教育長に対して派遣をせよというふうにしたのか、お願いしたいと思います。

教育文化に関しては、マレットゴルフの件があるのですが、申し訳ないのですが、これは一番最後に回したいと思います。

教育委員会に関してはそれと、それからもう一つ、ちょっと項目が見つからなくてあれだったのですが、副町長提案のたしか７年前からだったと思いますが、いわゆる本物を見せるとかいう300万円の予算措置をされている事業があったと思うのですが、その事業に対しての１回目から、去年、それの実績と結果といいますか、それについてまず出してもらいたいということと、それについて要望がありますので、まず出してください。

それから、教育委員会に関しては、ページ数が出ているので、ちょっと見てみます。68ページにこれはちょっと細かいことかなと思うのですが、下、12の委託料の中のホームページ制作業務委託料、また額としても年間としては63万9,000円ですが、ホームページというのは何のホームページのことなのかということ、それから70ページ、上段の教育費、教育総務費の中の秩父教育研究会負担金、これもわずかなものなのですが、これが何なのかということをお願いします。

そして、もう一つ、あと２つあります。もう一つ目は、学テとは別にいわゆる秩父郡市における入試対策用というのですか、いわゆる公的テスト、校長会テストと言われるものが中学３年生に対して毎年実施されているのですが、その実施回数と費用、それからその費用負担について教えてください。

教育委員会に関してはもう一つ、でかいのが１つあるのですが、プールに関して、細かいことは聞きませんが、プール総額で5,000万円ほど計上されているのですが、何がそんなに大きな金額になったか、主な支出のほうの要因がありましたら教えてください。

あちこち飛んでしまって申し訳なかったのですが、教育委員会に関してはそのくらいです。

次に、これも大綱からいったほうがいいのですが、大綱の４ページ、５番の移住定住の促進に関して、いろんな説明の中でもちろんこの移住定住についての実働部隊というのがどういうふうになっているのかというのは、ある程度理解はできているのですが、実際それの誰がどういう形でやっていくかということの具体的な内容がある程度固まってきていると思いますので、それについてお尋ねしたいと思います。たしか前のほうの地域おこし協力隊の方々を中心にというふうに聞いているのですが、その辺につきましては内容を説明してください。

移住定住についてはそのくらいです。

それから、総務課のほうでバス、これ路線バス、町営バスと西武バスとあると思うのですが、それぞれのバスのいわゆる経費と町の負担、これは雑駁で構いませんから、どの程度で、もし万が一赤字とか黒字とかがあるのであればその辺を、そこは一応数字を出してください。

それから、総務課さんについては、戸別受信機が予算計上されていますが、それの利用者、どういう人が利用できて、その負担はどうなるのかということを教えてください。

最後に、建設課長にお尋ねします。道路の改良は、日々いろんなところで続けられていると思いますが、もう１年半前になりますか、２階家が全焼する火事があったのですが、その際にそこへの進入道路が町道があったのですけれども、進入道路の一部分といいますか、随分、家が張り出していて、狭くて消防用自動車がなかなか入れなかったというようなことがあったようです。そこの工事が１年半たってもまだ進んでないので、それは一体どうなっているのかということ、その点についてお聞きしておきたいなと思いま

す。また、町道の整備について、今まではそれぞれの地主等の交渉の中でだんだん進んでいくということが多くて、結構止まってしまうところが多いのですが、現状ではどうなっているのか教えてください。

雑駁ごちゃごちゃになりましたが、以上、質問をいたします。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　林議員さんの多岐にわたる教育委員会の質問についてお答え申し上げます。

まず、グローバル人材に関することですけれども、グローバル人材とはどういう資質を兼ね備えた人間かということを考えを申し上げます。

１つ目は、自分の国や自分の地域などの文化をしっかり理解している。

次に、他国、ほかの外国の文化等もしっかり理解できている。

そして、アイデンティティー、日本人としてのしっかりした根を張った姿がそこにある。

そして、国際協力や国際貢献できる態度を持っている。

最後に、コミュニケーション能力がある。とりわけ英語のコミュニケーション能力が必要であると感じております。

この５点の中で教科となっているものは英語であります。そういった大事な英語教育を私は中心として進めてきました。というのは、平成28年の英語検定の取得率が、平成27年です。失礼しました。私が教育長を拝命したときなのですけれども、７％でありました。これを何とかしなければいけないという思いがありまして、現在のところ33％、これは英語検定３級を取得した子供の割合です。ですから、３人に１人は、今は英語検定３級以上の力を持って卒業していくという、そういう結果となっております。また、全国学力学習状況調査において英語の得点なのですけれども、全国平均より17点もよかったという、そういう結果も現れているところであります。なので、英語は大事な教科であるなと感じております。しかしながら、議員がおっしゃるとおり、自分たちの国の文化とか、そういったことをないがしろにするようでは、グローバル人材にはなりません。それなので、私は教育委員会として毎年アンケート調査をしております。そのアンケート調査の中に、秩父音頭が踊れるか、とても上手に踊れる、まあまあ上手に踊れるという数値を注目しております。小学生では、今年85％の子が秩父音頭が踊れると、中学生では93％の子が秩父音頭を踊れると、上手にと普通に踊れると答えております。これほどすばらしいコミュニケーションツールはないと感じております。この秩父音頭を英語で説明したり、外国人の人と一緒に踊ったり、大人の人と一緒に踊ったりとかという、そういうことを考えたときに、ある意味皆野町出身のグローバル人材の姿があるのではないかと思っております。ほかにも幾つかアンケート調査をしているのですけれども、外国人の方と友達になりたいかとか、外国へ行ってみたいかとかというふうな内容等も調査しておりますけれども、いずれにしろグローバルとローカルは表裏一体でありまして、世界と地域、両方のことを兼ね備えた人間を育てているためにグローバル人材の育成を掲げており、その中でもとりわけ大事な英語教育を推進している次第であります。

続きまして、２点目、県の学力学習状況調査は非常によかったという結果が出ておりまして、その結果と、このたび入試がほぼ終わりそうなのですけれども、それとはどういう、何か変わった点があるかというお話でしたが、特に様子を拝見して広域化しているという感じがしました。この地域、秩父の中だけにとどまらず、他県とか他地域へ出ていく子供たち、そちらを希望している子供たちが増えているのかなという感じがいたしました。そこの数字については、中学校長にちょっとこれは、この扱いをどうしたらいいか相談しましたところ、保護者にも配っていないので、ちょっとそれは差し控えてほしいというふうに

言われましたので、差し控えさせていただきます。ちょっと微妙な問題が出てくるということなのです。申し訳ありません。

続きまして、日独友好協会についてですけれども、ちょっとお待ちください。日独友好協会の今後の見通しはどうなのかということだと思うのですけれども、昭和58年に友好協会が設立され現在に至っており、３年ごとにドイツのビュアシュタット市の体操祭に招待を受けております。昨年７月に開催されました体操祭につきましても、当町の中高生が参加をして、友好を築いて交流をしてまいりました。今後、社会のグローバル化がますます進むことが考えられますので、グローバル人材育成のために、青少年には世界の様々な場所での経験が必要になってくると考えます。この交流事業につきましては、英語圏も含めて十分検討してまいりたいと考えております。

続きまして、文化芸術事業でございますが、今年度は秋川雅史さんのコンサート「千の風になって」を企画、実施しましたところ、たくさんの方にお集まりいただきました。585人が入場者数でございます。毎年、このような事業を行っておりますが、ほぼ500人を超える人数が集まって、皆さん非常によかったという感想を持ってくださっております。今まで７回行いましたので、７掛ける500で3,500人ですか、の方に来ていただいております。

以上で、続いて教育次長が答弁します。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林豊議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、予算書の68ページの委託料です。ホームページ委託料になります。こちらのホームページにつきましては、各小中学校、それから幼稚園のホームページの作成委託をしております。年間契約ということになっております。通常のホームページの運用、それからバックアップも含まれて委託している金額でございます。

続きまして、温水プールの予算になります。温水プールにつきましては、今回予算書の中で割と金額の大きいところを今私も見ているのですけれども、その中で14の工事請負費、トイレ、便器改修工事費と館内エアコン取替え工事というのがございます。そのほかの経費は通常の経費かと私も考えまして、ここの工事請負費をちょっと見ておりました。

まず、エアコンのほうなのですけれども、エアコンにつきましては、プールのほう開館以来28年が既に経過しておりまして、老朽化も進んでいるということなのですけれども、またできるだけ使ってきたというところの機材でございます。なので、修理するときの部品がもう既に調達が難しくなっております。なので、まずエアコンを更新するという工事が一つございます。この中でエアコンにつきましても各部屋にエアコンがあるのですけれども、優先度の高い救護室のエアコンの更新を令和２年度で予定しております。

それから、トイレにつきましては、温水プールの利用者の利便性、それから衛生面の向上を図るということで、館内のトイレの便器をウォシュレット型に改修をしたいということでございます。具体的には館内にあります和式トイレ５基を洋式ウォシュレット、それからもともとの洋式の５基がございますが、そちらをウォシュレット化ということで計10基改修ということでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　すみません。答弁漏れがありました。公的テスト関係、校長会テスト関係でございます。

中学校３年生の子供たちは、校長会テスト、これを年２回行っております。これが１回につき1,000円でありまして、2,000円がかかっておるのですけれども、そのうちの半分1,000円は、町が負担しております。ほかの1,000円につきましては、保護者の負担となっております。このほかに中学生はもう少しテストの回数が多いのですけれども、実力テストとしてこのほかに２回、1,400円のテストを行っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　９番、林豊議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、１点目、バス路線、町営バス、西武観光バスの収支状況ということでございます。予算書上になりますけれども、町営バスの関係、予算書の７ページになります。こちらの款15使用料及び手数料、目１総務使用料の中に町営バス使用料を計上してございます。見込額が465万円でございます。さらに、この町営バスにつきましては、県の補助金を予定をしております。

予算書の11ページになります。11ページの下段、款17県支出金、目１総務費県補助金の中に市町村自主運行バス路線確保対策費県補助金、これが1,334万4,000円見込んでおります。収入を合計いたしますと、1,799万4,000円になります。

支出のほうですけれども、34ページになります。34ページ、款２総務費、目１町営バス運行費、こちらに運行経費の予算を計上してございます。目の合計が3,365万円となっております。これを差し引きいたしますと、1,565万6,000円の赤字ということになります。予算書上の収支は、今申し上げた金額になります。

それから、西武観光バス、これは秩父市内を通りまして三沢地内、皆野駅まで運行している路線になりますが、こちらの歳入になります。お戻りいただいて７ページになります。ちょっとお待ちください。７ページではないです。失礼しました。11ページです。申し訳ございません。11ページの一番下、地域乗合バス路線確保対策費県補助金156万3,000円、これが収入になります。

支出ですけれども、27ページになります。款２総務費の中の18負担金、補助及び交付金、地域乗合バス路線確保対策費補助金800万円がございます。これが皆野町が支出いたします西武観光バスに対する運行費の補助金という形になります。この補助金につきましては、先ほど申し上げましたように、運行区域が秩父市、皆野町にまたがります。運行経費の赤字分に対しまして、秩父市と皆野町が折半するということになりますので、この予算からいきますと約1,600万円の赤字が生じていると、それを秩父市、皆野町で負担するという予算計上でございます。

それから、２点目の防災行政無線の戸別受信機です。設置基準と費用負担ということでございますが、これまでの設置基準につきましては、難聴地域、皆野地域内に子局施設を設置しておりますが、そこから放送が受信できない、聞こえづらいという地域に限って設置をしておりました。申出があったときに町が現地調査いたしまして、確かに聞こえないということが確認できた場合に設置をするという手続をしておりましたが、先ほどお話もありましたように、常山議員さんからも再三要望がございました。それから、昨年の10月の台風19号でも、やはり大雨の際には聞こえづらいという声を町民の方からも直接町のほうにも頂いております。そういった状況を踏まえまして、12月以降、申請に基づいて設置をするということで、町の方針を変えてございます。ですから、聞こえづらい場合には町に申請をしていただければ、設置をするということでございます。なお、設置にかかる費用負担ですけれども、これは全額町で負担をいたします。ただ、設置をした場合に、通常はコンセントで電源を取りますが、停電時も使えるように中に乾電池

が入っております。設置当時は、町で乾電池を入れて設置をいたしますが、一定年数経過した後には、使用者において交換をしていただくと、使用者の費用負担は乾電池の交換分ということになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　９番、林議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

予算大綱で申し上げますと、４ページの５、移住定住の促進につきまして、誰がどのように担うのかというところでございます。移住につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、地域の活力を今後も維持するために取り組んでいくものとして、町は捉えてございます。

そちらにつきましては３点ございます。まずは、地域おこし協力隊が駅前に今後改修予定でございます移住関係人口総合センターにおきまして、町民の皆様あるいは町外の皆様に対して、移住等の相談に乗るということを行ってまいります。そのほか空き家の利活用等についても、担当の地域おこし協力隊のほうで進めていくものとなってございます。

また、２点目は町でございます。町といたしましても、この移住の促進に向けまして、主に補助金等の創設を行いまして、金銭的な支援、地域経済的な支援を行うものでございます。そのほか今後の全体的な移住施策等についての企画立案等についても町のほうで行っていくものでございます。

そして、その３点目といたしまして、新しく町民の皆様にご協力を頂く形で、移住支援員の方にご協力、ご活躍をいただくものでございます。この方々が活躍いただくことによりまして、相乗効果を発揮していくという全体像を描いてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　９番、林議員さんの質問にお答えいたします。

まず最初に、２点目のほうから先に申させていただきたいと思います。町道整備につきましてということでございます。予算大綱の４ページを御覧頂きたいと思います。ここでありますように、中ほどにあります緊急車両通行不能路線の解消、宅地造成誘導路線の整備、通学路安全対策等に基づきまして、町道整備を行っております。なお、整備につきましては、行政区長さんからの要望に基づきまして実施しております。要望書には土地の所有者の測量等の承諾の添付書類を頂きまして、調査、測量、その後、工事を施行するということでございます。

続きまして、１点目のご質問になります。多分この路線につきましては、町道皆野63号線になろうかと思います。この路線につきましては、平成28年、29年度に道路改良工事を施行しております。一部未買収の箇所があります。それが先ほど林議員さんがおっしゃられたところであります。当初から用地交渉を行っておりますが、話合いに応じていただけません。今時点でも話合いに応じていただいておりません。今後、機会を捉えながら地権者と用地交渉のほうを行っていき、早期完成を目指したいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　林議員さんのご質問の中で、２つほど答弁漏れがありました。よろしくお願いします。

秩父教育研究会という団体ですけれども、秩父地区の小中学校の教員の団体でありまして、各教科、それから専門領域の指導力向上を図るための団体であります。各地区ともこういう団体がございます。

それから、文化芸術体験事業の入場者数ですが、７回行いまして、合計3,630人です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　個別に再質問させていただきます。

まず、教育委員会のほうからですが、大変多岐にわたりごちゃごちゃしていますけれども、日独友好協会についてまずやりたいと思います。日独友好協会は、非常に歴史が長くて何度も行ったり来たりをしているのですが、残念なことではありますけれども、あちらの体操祭に参加というのが一番の名目ではあるのですが、せっかく行くわけですから、しかも長期の滞在が可能なので、今先ほど来出てきているタイのような事業、タイで行うような事業を事業化したいというふうに考えている部分が随分前からありました。現地にて現地の方々と話し合っていることもあります。しかしながら、３年に一遍ということもありますので、いろんな障害がありまして、結局のところ、そこまで行っていません。一つには、先ほど常山議員が言われた派遣する子供たち、これが非常に偏った部分があったものですから、そのような問題があったのですけれども、それも解消のめどがついているのかなという部分もありますので、３万円が出ている、予算も通常が８万円だったのが３万円に少なくなってしまいましたが、それも毎年毎年やっているお互いの通信であるとか、そういった事柄に利用するという形を取ればよかったのですけれども、そういったことが結局個別にやっているものですから、予算化といいますか、出てこなかったわけです。実際に全くやっていないということではないので、それらをもうちょっと、町でやっているのであれば、それらが町のほうの予算のほうに見えるような形で、答弁等を頂ければよかったのかなというふうに考えておりますし、そうでないのであるならば、これはこちらといいますか、協会のほうの問題になるかと思いますが、協会のほうでしっかりとやるべきだったのかなというふうに感じております。実際問題として、今回も予算書の中に３万円というのは載っていますけれども、教育委員会として日独友好事業について、どんなことをやっているのかを一応お答え願いたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　林議員さんのご質問にお答えします。

日独友好協会は、会員の会費及び町からの補助金で運営をしております。３万円の予算計上につきましては、日独友好協会の総会で議決を経て、会員への通信費等、事業運営に活用させていただいております。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　そういうことなのかと思います。細かいことをこれからほじくっても仕方がないので、後ほど教育長、副町長といろいろ申入れをして、今後のどうなるかというのをお願いをしたいと思います。

次に、英語についてですが、非常に格調の高いお答え頂いたのですけれども、この英語といいますか、この言葉というのはなかなか難しいもので、使えば使うほど使えるようになるのですが、使わなければ幾ら頑張っても使えなくなるのです。英検というのがまさにその口でありまして、正直言いまして、私英検受けたこともないし、受けたことがないのだから取ったことはないのです。この中で英検を受けたことがあって、準２級以上を取っている方がどれほどいるか分かりませんが、一般的に言えば準２級以上は取っていなければ使いものにならないよと言われています。逆に私も仕事柄、中学生と触れ合う機会がありますので、英語がどのぐらいできるかというのはある程度過去においても知っていますが、何だ、おまえ、

こんなことができないのかというような生徒が10年を経ずして、私どころか、そこいらの人よりもはるかに英語が堪能になっている例が少なからずあります。結局仕事なのです。いかに使うかなのです。もちろん英語は大事な教科ではあるから、そこに力を注ぐのは分かるのですけれども、ちょっと過剰ではないかなというふうに感じているところがあります。それについては、そこのところは、町長についてもお含みいただきたいなと思いまして、この英語については、これで答弁は結構です。

次に、教育委員会でいきますと、300万円の先ほど人数が延べで今までで3,600という人数も頂きましたが、本物を見せる……ごめんなさい。人数をちょっと間違えました。人数について、特に私多い、少ないを言うことはありませんので、副町長が本物を町民に見せたいという非常にこれもまたすばらしい発想でよかったな、いいなと思ったのですが、その間における何となくだんだん一般化し過ぎてしまっているのかなというふうに感じているところがあります。秋川さん、格調高い歌を歌う方だけれども、どちらかといえばこれは失礼に当たるかもしれないけれども、プロのいわゆる流行歌手の方かなという部分も一部には見られます。私思うには、そんなにお金かけなくても、例えば本物を見るのであれば、近隣の小鹿野の歌舞伎であるとか、それから町内の浄瑠璃人形なんかでもいいと思うのです。これをだから予算化した中で、取れとは言いません。中学校や小学校の中では、独自にそういった行事を考えてやっているところもあるようですから、ですからもう少し和式のほうも考えてもらいたいなと思いまして、その辺は要望しておきたいと思います。文化育成教育事業というのは、それで考えていただいてくださいという要望で終わります。

それから、プールです。これも毎度毎度なので、またかいという顔していますけれども、またかいなのです。5,000万円の支出、経費、何でこんなにかかってしまうのだろうと思います。答弁のあったように、確かにこれを見ていると、今言われたようなところが主だった費用なのかなと思うのですけれども、でも毎年いろんな、私去年まで、去年はこの予算書というのは見る機会がなかったのですけれども、過去においても、どうもここへ来て随分年当たりの支出の大きさが目立ってきていると思うのです。それは、やっぱり老朽化ということもあるのだと思うのです。そろそろ事業を本当に考えたほうがいいのではないかな。効果というのはもちろんあります。それなりにあると思いますけれども、数値化しにくい。当初やっぱり運動用につくったプールですから、それをいかにいろいろ変えようともなかなか難しいのです。同じ規模で群馬県で、県のいわゆる医療用のといいますか、プールをもう10年ぐらい前ですか、伊香保の近所にあるのですが、それを見ましたが、年の運営費が5,000万円でした、お医者さん常駐で。それと同じところまで来てしまっているのです。設備的な内容を見ても、ソフト的な内容を見ても、全然あちらのほうが上なのです。県だからということもあるかもしれません。だから、やるのであるならば、そこまでちゃんとやったほうがいいし、そうでないのだったらば、きっぱりと温水でなくして中学校のプールにするとか、温水をやめて競技用のプールにするとか考えたほうがいい時期に来ているのではないかなというふうに思います。これについて、町長の思いをお伺いしたいと思うのですが、町長、よろしくお願いします。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　これは、林議員、昔からこの箇所については何度もお聞きしております。変わらないなという思いで聞いておりましたけれども、このプールにつきましては、もちろん小学生、中学生、そうした人たちの思いを、泳ぎを覚える、あるいはまたそうしたことで体力づくりをする、あるいはまた一般の町民の方々にしてみれば健康づくりであるとか、あるいは体の少し不自由な方、あるいはけがをしてしまったというような方々がリハビリのために大いに活用もされておりまして、大変多くの方々に活用は

していただいております。しかし、確かに赤字であるということはよく承知をしておりますけれども、やはりこの医療費に関わることとかというのはなかなか数字には表れないものでございます。どうしても補修を、修理をしなければということについては、これは修理をしながらも大事に活用して、そうして健康づくり、あるいは子供たちの体力づくり、そうしたことに活用していきたいと思っております。なお、三沢小学校のプールがやはりかなり傷んでしまったという報告を受けておりまして、これらにつきましても、修理をすることよりもバス運送をして温水プールを活用していきたいと、こういう話も教育委員会のほうから聞いておりまして、今後も引き続いて活用はしていきたいと、経費につきましては、なるべく経費をかけないようにしながらも、継続して活用していきたいと、このように考えております。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　すみません。なかなか久しぶりにやるものですから、本来のやり方とちょっと違ってしまったような気もしますが、大変町長の前向きな部分、三沢から温水プールまで連れてくるとなると、統合の布石としては大変すばらしいことかなと、そこまでいって言っているというとは思いませんけれども、私的に言えばということですけれども、そんなこともあるのかなと思いますけれども、ただ運動用のプールと医療用のプールというのはやっぱり違うのです。少しでも転用して経費を落とそうという意図も分からないでもないのですけれども、本気で医療用にするのであれば改めてつくったほうがいいし、それにやっぱり老朽化していますから、そろそろ短期ではなくて、ある程度中長期の見通しでこの辺考えたほうがいいのかなと、そういう時期にもう来ているのではないかなと思います。同じ時期とは言いませんけれども、民間で温水プールをやっている、ご存じのとおりの毛呂山のほうでは、世界チャンピオン出ているのですよ、同じ埼玉県で。ところが、皆野は残念なことに競技のことでいうならば、大変頑張っている人たちもいるのだけれども、なかなか目立つところに行けなくて残念な部分もあります。温泉プールについては、いろいろそういったことを含めて発展的に、今の部分については発展的解消をして、また先々いろんなことを考えているのであれば、やっていけるのであればやっていけばいいのかなと、これは私ではなくて町長の考えでいけばいいと思います。

　次に、進学の関係については、余り特別に云々ということがありましたが、先ほどのいわゆる広域性というのは進学先が少し広がったというか、ことかなと思うのですが、それは先が、先々私立高校がある、今まではそちらのほうにあまり行かなかった人たちが行くようになったということになるのかなと思います。それはそれでいいのかな、無償化の一つのいいことかなと思いますが、それに関連して公的テストです。公的テストは、先ほど実力テスト２回というのを含めますと４回、皆さんもご存じだと思いますが、埼玉県で中学、高校を過ごした人は皆さん知っているのですが、昔は学校で北辰テストというのをやりまして、今でも中学３年生は校外で１回当たり4,600円、交通費を合わせると約5,000円、これをほとんどの、ほとんどとは言いませんが、少なくとも７割以上の方々が、全部８回受ける人は少ないでしょうけれども、何回か受けてます。これの費用と、それから今の公的テスト、実力テストの費用、頻度、これらを考えると何か一本化できないものか、これは県のほうにも県議さんを通じて何度も言っているのですけれども、これ考えたほうがいいのではないかなというふうに実は思います。これは、皆野町の教育委員会でどうこうしろということではないのですけれども、それらを考えたときに、先ほどの英語検定の費用、１回ただで受けさせてくれるというのであれば、それよりも北辰テストを３年生に１回ただで受けさせてくれたほうが家計的には助かるのではないかな、もしくは公的テストのいわゆる負担分を考えてもらうというようなことに考えを変えていただきたいなと思うのですが、ご検討をお願いします。これも答弁をしてくれと

いうことではなく、教育長、町長にちょっと考えていただきたいということでいいかと思います。

教育委員会に対しましてはそんなことで、先ほど町長から頂いたプールに関して、いろいろ今後とも未来永劫続くかもしれませんけれども、よろしくおつき合いを願いたいということで、教育関係については以上になります。

タイのことについても一緒に考えていきますので、これです。

移住について、ちょっと順番が変わりますが、いわゆる協力隊の方というのはどういう方で、実際どういう活動をしていただくのかということについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　９番、林議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

あくまで現在お勤めいただいている移住担当の協力隊の方についてお答えを申し上げますが、現在、来ていただいている方は滋賀県ご出身の方で、県外にお住まいいただいた方なので、その方から見た町のよさというものを今しっかりと考えていただいているところだと思っております。また、どういう活動をするのかというところにつきましては、まずは町の空き家をしっかりと住んでいただけるように、そういった実態のところの把握をしていくものだというふうに考えてございます。また、今後、４月以降につきましては、新しく開設をいたします移住関係人口総合センターにつきまして、ここでの移住相談ですとか、このセンターの管理運営等についても携わっていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　移住の皆野町の魅力を発信するというのは、なかなか住んでいる人間にとっては難しいので、逆に外から来た人といいますか、外の人が皆野はこういうところがいいではないかと、え、こんなところがということが多いわけです。これは別に皆野に限ったことでありません。皆野から出ていろんなところで生活をし、戻ってきた人、またはまだ戻っていない人も含めて、そういった人に声をかけたり、またアンケートというのはどうもいまいち信頼性が落ちるのですけれども、そういった人たちを移住に関する仕事ありますよというような形で協力願うことも一案かなと思っておりますので、町長にこれも検討課題としてお願いをしておきたいと思います。やはりどこがいいかという発信というのは、なかなか自分の家といいますか、町を言うのも難しいし、それがでも重要なことですから、それがないと移住してこようという人たちに対しての訴えかけがいまいち弱くなってしまいます。また、今協力隊の方ですけれども、もう何だかんだで半年以上いると思っていますので、それぞれの発信力といいますか、結果についてどういうことを感じて、どういうものができたのかということを少なくとも半年、３か月ぐらいの終わりでどういうことをやったということぐらいは、報告義務を課したほうがいいのではないかなというふうにも感じておりますので、これらもご検討お願いいたしたいと思います。

移住に関してはそういうことで、これも全部要望になりますが、よろしくお願いします。

次に、先ほど常山さんのこととも重なりまして、ちょっと申し訳なかったなと思いますが、戸別受信機についてですが、先ほどの答弁ですと、かなり従前に比べて利用がしやすくなったのかなというふうに思います。それはありがたいことで、細かいことについてはまた後ほどお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと２つ。それから、建設課長の道について、道路に関してですが、まず先の後のほうに答弁いただいたことについては個別のことですし、課長も随分交渉で努力されているようなので、続けて、一日も早く

できるように努力をお願いしたいのと、それから課長ばかりではなく、やはり町長も生活道路の整備、緊急車両が入れるようにというふうにうたっているわけですから、町長自らある程度交渉できる場があれば、これをまたお願いをしたいと思います。実際、身内とは言いませんけれども、身近な人間が死にかけたというような火事に、火災に遭ったことなので、明日は我が身とは言いませんけれども、感じるところがありますので、どう見てもやっぱりあの辺の位置はおかしいなと思ってしまうところもあるので、一日も早くいいように、うまいようにしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

また、２つ目といいますか、先のほうの道路の進め方については、実はいろいろありまして、止まっている道路というのは結構町内にもありまして、今のところもそうですけれども、町の道路のつくり方といいますか、それが随分ちょっと県の県道なんかと比べて、どうなのかなという部分はあったのですが、それについて今回先ほどの答弁では、まずこちらサイドといいますか、町民サイドのほうからある程度まとめて、説明をしてというようなことをお伺いしましたので、そのようにやってもらえば、今後はそんなトラブルというのは随分減ってくるのかなと思いますので、大変ありがたいことかなと思いまして、これも答弁は要りません。ありがとうございました、課長。先ほどの件ですけれども、町長、ぜひとも一日も早く広い道になるようにお願いします。

最後に、最後ではないです。バスについてですが、先ほどの数字を頂きました。町長、これが実態です。実際に赤字がどうのこうのとは言いません。少なくとも経費として数千万円かかるわけ、二、三千万円かかってしまうわけです。その割に利用者は少ない、これが実態です。先ほど三沢小学校からプールの利用で、これはバス移送ということになると思うのですが、それらを一つきっかけにして、スクールバス化ということも先々の検討課題になるでしょうし、公共交通について、一般質問で随分お願いをしたのですけれども、それらについても前向きに検討をお願いします。

ということで、バスも終了しましたが、実は最初にも言ったとおり、最後になってしまって申し訳ないのですが、マレットゴルフについて。

昨日、土地の関係で私も賛成をいたしましたから、マレットゴルフの事業について、今さら反対しようなんてことは言いませんし、細かいことについてどうこう言うことではありません。ただ、これが12月議会で、いわゆる台風被害の関係で延期になったというふうに聞いておりますが、現状、台風以上に日本全国で大変な事態が起こっています。やるなとは言いません。やはりこの件については、もちろん予算についても私賛成するつもりですけれども、やはり半年ぐらいは様子を見ての執行がいいのではないかと思います。今朝方もびっくりしたのですけれども、秩父の中でもコロナの関係のことが初めて出てきたと、お昼のニュースでは、ＷＨＯのほうから、今回のコロナについてはパンデミックである、世界的流行というやつです。ということが宣言されたようでもあります。オリンピックも、それら高校野球も、高校野球は高校生のイベントは全部やめになりました。そんな中でこのマレットゴルフの工事をやると、それは近隣にも聞こえるし、また昨日は、これで視察をしたらなんていうふうな話も出ましたけれども、今この時期に、この時期ということはないと思いますけれども、こういうときにマレットゴルフ、緊急性のない事業を数千万円かけてやる時期ではないと思います。今年度中にやることについては、状況によっては可能であると思いますので、ぜひとも様子を見て半年ぐらいは先の執行でお願いしたいと思いますので、町長、よろしくお願いいたします。

ということで、ほとんど答弁なく私が一人でしゃべったようなものです。お願いたくさんありましたので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

最後に答弁を、町長、答弁をお願いします、やはり今の状況について。

〔何事か言う人あり〕

○９番（林　　豊議員）　いいです、では。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時２７分

再開　午後　２時５０分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に続き会議を開きます。

３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　林議員の後になりますけれども、私のほうは折々ご答弁を頂きながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

24ページになります。節12の委託料の下段におきまして、ＰＣＢ廃棄物運搬処理業務委託料284万8,000円計上されておりますが、この内容についてよろしくお願いいたします。

続きまして、26ページ、節７の報償費、婚活コーディネーター報償金というのが計上されておりますけれども、これについてご説明願います。

それから、少し飛びます。56ページになります。56ページ、節14、ここ２つあります。日野沢川ふれあい広場整備工事費1,160万5,000円、続いて親鼻河原観光トイレ新築工事費635万8,000円、どのようなものがこの工事でできてくるのか、その辺のところをよろしくお願いいたします。

それから、63ページになります。節18の負補交の中ですが、ブロック塀等撤去及び築造事業支援補助金100万円というのが計上されておりますけれども、何か新しい項目のような気もいたしますので、ご説明よろしくお願いいたします。

それから、もう少しお願いします。67ページ、節７報償費の中の学校給食センター建設検討委員会等委員報償金が計上されておりますが、この辺のところをちょっと説明願います。

72ページになります。この辺で、学校の関係で例えば17備品購入費、児童用タブレット端末購入費844万6,000円、それでその後のほうでも、75ページでも生徒用タブレット端末購入費433万7,000円とか出てきておりますけれども、この辺の説明をよろしくお願いいたします。

それと、86ページ、上のほうからマレットゴルフ場建設工事費が載っていますけれども、その中にその次で、備品購入費でマレットゴルフ場用電動噴霧器購入費とかありますけれども、どのようなものだかちょっと教えてください。

そのようなところをよろしくお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　３番、小杉議員さんからご質問頂きました歳出の24ページ、12委託料のＰＣＢ廃棄物運搬処理業務委託料284万8,000円についてご説明いたします。

ＰＣＢ廃棄物とは、ポリ塩化ビフェニルの略称ということになっております。これにつきましては、人体に対して強い毒性があるということが判明しておりまして、主に変圧器や安定器に用いられていたものでございます。昭和47年に当時の通産相から製造中止の指示が出されまして、今回処分をするというもの

でございます。廃棄物処分及び運搬業務につきましては、認可を受けた業者しか受託できないということで、限られた業者に今回処理を委託するというものでございます。予定しておりますものは安定器が３基、それから変圧器１基、これの運搬処分を予定をしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

予算書の26ページを御覧ください。目７企画費、節７報償費のうち、婚活コーディネーター報償金10万円についてでございます。この内容でございますが、町民の方の中で結婚をご支援いただく方について広く募りまして、その方が活動したことにより成婚となった場合に、成果報酬として１件当たり２万円を支給するものでございまして、予算といたしましては20組想定をいたしまして、20万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの質問にお答えします。

56ページ、14工事請負費、日野沢川ふれあい広場整備工事費1,160万5,000円、そして親鼻河原観光トイレ新築工事費635万8,000円について説明をさせていただきます。どういったものができるかというご質問でしたので、事業の概要について説明をさせていただきます。まず、日野沢川ふれあい広場の整備事業ですが、この事業は日野沢川の原風景を中心とした出会いと触れ合いの広場として整備をしまして、日野沢地区、ひいては皆野町の活性化に生かすことを目的としております。旧日野沢小学校校舎の跡地のうち、川に面したエリアについては木造の休憩舎を１棟、また手洗い、足洗いなどの水場、防犯灯などを設置する予定です。また、閉校の際に設置された記念碑がございますが、それについては既存の場所でモニュメントとして整備をする予定です。休憩舎については、在りし日の日野沢小学校をしのばせるような写真などをパネルにして掲示をしたいと考えております。また、川に面したブロック塀が大分老朽化しておりますので、安全対策としてブロック塀の内側に擬木の安全フェンスを設置すると、ブロックの危ない箇所については撤去を予定しております。また、日野沢川への上り下りの階段がございますが、それについては補修をしたいと考えております。なお、県道側に運動場がございますが、現在教育委員会で管理をしておりますが、産業観光課所管の施設に移管する方向で調整をしております。トイレですが、県道側に既存の観光トイレがございますので、それを利用する予定です。日野沢地区の他の観光資源、例えば秩父華厳の滝、水潜寺、温泉、そして現在検討されておりますマレットゴルフ場など、他の観光資源との周遊性なども考えながら、年間を通じて使用できる施設となるよう検討したいと考えております。

続きまして、親鼻河原の観光トイレの新築工事についてですが、昨年10月12日の台風19号の際に、既設の観光トイレが流されて全壊をしております。その後どうするか検討したわけですが、新たに観光トイレを新設する方向で検討しております。場所につきましては、親鼻橋の交差点から親鼻河原に下りていく途中ですが、右側に畑がございます。町道下田野１号線と下りていく道のちょうど間というか、挟まれた場所になりますが、そこに新設する方向で今進めております。用地のほうは購入をして、造成をしまして、設置をするという予定です。トイレの内容については、これまで同様循環式の観光トイレを２棟予定しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　３番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

ページ数で言いますと63ページ、中ほどにあります18の負担金、補助金及び交付金でございます。ブロック塀等撤去、築造補助金でございます。この事業につきましては、令和２年度の新規事業でございます。事業内容でございますけれども、地震発生時のブロック塀等の倒壊による被害を防止し、通行人等の安全の向上を図るために、公道に面している高さ１メートル以上のブロック塀で、地震により倒壊のおそれがあると認められたものに該当でございます。なお、該当要件といたしましては、町税に滞納がないこと、それと施工者につきましては、町内に事業所を有し、また町の指名参加願い、産業観光課で行っております小規模事業者に登録している業者が施工した方に補助をいたします。補助額といたしましては、撤去につきましては１メーター当たり１万円でございます。上限が20万円が限度でございます。築造した場合、つくり直した場合でございます。これは１メーター当たり5,000円、10万円が限度でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

まず最初に、67ページになります。67ページの７報償費、その中にあります学校給食センター建設検討委員会委員報償金ということでございます。そちらにつきましては、皆野町の学校給食センターにおきましては、もう開設から40年近く経過しております。施設の中でも、今の衛生管理基準とかの問題も実際ありまして、また建物の施設の老朽化部分の改修等の課題もございます。衛生基準につきましては、主なものとして今のドライ方式とかウエット方式とかあるのですけれども、いまだ古いウエット方式を使っております。なので、その辺の衛生基準の課題と、それからあと建物の改修の課題が出ております。ただ、給食センターにつきましては、かなり多額のお金も建設費かかりますので、委員会をつくって検討していくということを考えております。

それから、今度は72ページになります。72ページの今度は備品購入費、その児童用タブレット端末購入費、それから中学校費のほうにもございます。中学校費のほうの備品購入費、これは75ページですか、生徒用タブレット端末購入費と、この２つがございます。この端末器の購入につきましては、昨年末から話題になっておりますＧＩＧＡスクール構想というのがございます。そちらの構想から来ております。この構想の理由というところなのですけれども、日本の国内におきまして学校のＩＣＴ環境の整備というのが国のほうではまだまだ遅れているという考えでいるようです。さらに、まだ自治体間の格差もあるのではないかということを国のほうでは考えております。その中で児童生徒向けの１人１台端末という、それとまた高速大容量通信ネットワーク、それを一体的に整備するという経費、予算、こちらがＧＩＧＡスクール構想というものでございます。また、昨年、文部科学省の大臣メッセージとして、１人１台の端末環境、もはや令和の時代にはもう必要だというような宣言もございまして、整備をしていくというものでございます。整備概要につきましては、ＧＩＧＡスクールの構想の中で、この後の補正予算にも出てきますけれども、まず最初にインフラ整備ということで、タブレットパソコンをまず置く前に無線ＬＡＮの環境を先に整備するのが一番最初の作業になります。その後、令和２年からタブレットを購入していくと、2023年までに段階的に購入していくというような流れです。なので、令和２年度におきましては、令和元年度の繰越明許でインフラ整備のほうのアクセスポイントとか、その辺の無線ＬＡＮ環境の整備を行いまして、同時にタブレットパソコンを順次買っていくということでございます。令和２年度につきましては、小学

校につきましては５、６年生、中学校につきましては１年生の分を見込んでおります。

続きまして、86ページになります。86ページの17備品購入費、マレットゴルフ場用電気噴霧器購入となっております。こちらにつきましては、マレットゴルフ場のほうで使う予定でございます除草剤散布用の噴霧器２台、こちらを予定しております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　順次再質問いたします。

まず、総務課長にご答弁いただいたＰＣＢ廃棄物でありますけれども、これはいつ頃どこから出たのでしょうか。ＰＣＢは、出したところが原則今のところ管理を義務づけられていたと思われるのですけれども、今回移動が許されるようになったのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

まず、安定器が３台ございます。これにつきましては、昭和39年から昭和46年に製造されたものということで確認をしております。使用していた施設につきましては、国神浄水場、それから皆野小学校の旧校舎で２台ということになっております。これにつきましては、適切な保管をし、しかるべきに処分をするということで国のほうからも通知等が来ておりまして、そういったことに基づきまして、役場の庁舎地下でこれまで保管をしておりました。さらに、変圧器、これは１台になりますが、製造年月日が昭和45年、これは皆野中学校の旧校舎で使用していたものでございます。これにつきましても、同じく役場庁舎の地下室で保管をしておりました。今回、廃棄期限が近づいておりますということから、実は今年度も処分をしておりますので、それに引き続きまして令和２年度で実施をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　物の大きさとしては、コンデンサとかその辺で、数から言ってもそれほどのものではないのでしょうけれども、何しろそういった何かかなり有毒だというイメージのものになってしまってきているので、いざこういうふうに処分となると、経費がかかってしまってやむを得ないのかなと思いますけれども、今確認させていただきました。何とか安全に行ってください。

続きまして、婚活コーディネーター報償金について説明頂きましたけれども、これはなかなか商工会で２年ほどやっていただいたのかな、頑張っていただいたようですけれども、そちらが何かなくなったかなという話もちょっとお聞きしたのですけれども、しかし諦めないで、今度はみらい創造課長のところでこういうのを設けて、ひとつまたやってくのだという意気込みなのかなと思って捉えておりますけれども、具体的には、だから誰かと誰かを紹介してくれてうまくいくと、うまくいったときに誰々さんのおかげだよというものが課長のところに、課長というか、みらい創造課に伝わったときに、報償金の対象になるのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　３番、小杉議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

婚活コーディネーター報償金の支払いに関しましては、議員からご指摘のとおりでございまして、みらい創造課のほうで、この方のおかげで成功となったというような申請書のようなものを頂いて、それに応じてお支払いをするということを考えてございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　そうすると、若い人の中にはよく出会いで友達の紹介でつき合い出したのだよとかといってうまくいくというケースは、往々にしてあると思うのですけれども、要は友達の紹介に当たるその友達が今度は活躍してもらえばいいわけで、だから昔いう仲人さんよりもうちょっと砕けて、そこは幅広く気楽に友達の紹介の友達の人が、おい、皆野でこれやったら２万円もらったのよと、それをはやらせると、その方向で幅広くちょっと砕けてやっていってもらえればと、今お聞きして思いました。その方向でできたらよろしくお願いいたします。

続きまして、産業観光課長に日野沢川の整備についてご説明頂きました。1,160万円、いろいろ何か計画されているようですけれども、トイレは近くにあるからいいのだという話ではありますけれども、1,160万円で大丈夫なのでしょうか。もうちょっとかかってもしようがないのかな、かかってしまわないかなと思って聞いたのですけれども、それで抑えるということで、できていくものなのかもしれませんけれども、結局昨日もちょっと言ったのですけれども、マレットゴルフとかやって人を呼ぶのだとかって、この日野沢川のこれもつくったら人を呼ぶのだとかといって、自分最後に言わせてもらったのだけれども、町外からも人を呼ぶのだと言ってマレットゴルフやっていれば、どこにお金を落としてくれるって、缶ジュースを自動販売機で買うぐらいではあまり、今日ちょっと数字のあれもありましたけれども、最低でも4,750万円とかかけてやっていく事業にして、町外からせっかく来てくれた人が缶ジュースぐらいしか買っていかないのではちょっと詰まらないかなと思って、どうせならうまいそばでも食えないかなと、そういう展開で前向きなところでどうですかというところなのですけれども、こういうところがだからにぎわうと、また人が来るわけですから、何かその辺で、水の中で遊んでもらうのも一つだけれども、何か実際のところ消費してもらう一工夫を加えていっていただけたらいいのではないかなという気がいたします。

今、天ぷらそばとか言いましたけれども、昨日一般質問の中で、結局皆野町の特産品の、特産品がなくなってしまったかなというような趣旨の話をちょっと暮らしの便利帳に関してさせてもらった中において、このそば、ウナギ、シイタケとか、自分のほうでたしかそうだったですよね。その後、みそとポテトとどうですかといって、そのほか変化ありますかといって副町長にも了解頂いた過程がありましたけれども、その後、元と現の産業観光課長に教えていただいて、今皆野町にはぽろたんでいいのでしたっけ。

〔「ぽろたん」と言う人あり〕

○３番（小杉修一議員）　ぽろたんですね。ぽろたんが今なかなか盛んになって、名物化できるかもしれないのだよという話も教わりました。ぽろたん、そんなようなのも教わったので、この場でちょっとぜひ頑張ってもらって、干し芋が消えたから、干し芋の代わりにもう一個ともというところもありますので、「ぽろたん」でよろしいでしょうか。副町長、よろしいですか。

○議長（若林光雄議員）　副町長。

○副町長（土屋良彦）　よろしいと思います。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　それをまた名物化するように、ぜひ皆さんで頑張っていけたらと思います。そんなわけで日野沢川とかがこういうふうににぎわったとき、やっぱり特産品はあるのだという町に、ぜひみらい創造課長、していただいて、今から暮らしの便利帳に間に合えば載せてもいいし、よろしくお願いいたします。

それから、親鼻河原観光トイレを教えていただきましたけれども、台風19号の被害で無くなってしまったということで、結局また親鼻河原は毎年毎年川原で大勢の人が来て遊ぶところですし、トイレは必ず必要だと思います。今、お聞きしたのだと、今度はやっぱり今その台風19号の増水を考えてか、もうちょっと上流で右側の畑ということをお聞きしました。そうすると、下田野１号線に絡む今度は、もしかして階段でもちょこっとつけてやれば使える場所になっていくのでしょうか。あそこを大変町長が広い道でつくっておいてくれたので、ちょこっと車を置いて上からの利用もできるのかなという気がするのですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの質問にお答えします。

まず、日野沢川ふれあい広場の関係ですが、これまでの議論の中でバーベキュー場の建設の話もありましたが、建設面、運営面、維持管理面、費用対効果等を検討した結果、現在、建設のほうは考えておりません。また、先ほども申し上げましたが、日野沢地区の他の観光資源との周遊性も考えながら考えていきたいと思います。

それから、親鼻河原のトイレの関係ですが、流されまして、河川区域外に移設することになります。場所的にも高くなるわけですが、道路のほうから逆に近くなります。ですから、一般の歩行者、通行者にとってはこれまで以上に便利になるものと思います。

階段については、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　そうしますと、あそこがまた計画はあまり多く予算つくってやっても大変だと思うけれども、割かし広い道になっているので、ちょこっと車を止めてとことこ、とんとんとんと、車を止めてというのは、１号線に車を止めて、とんとんとんと階段を下りてちょっと便利に使える、そういう形の計画ができていればいいのではないかと、併せてあの辺はだから、そのような用途においては、駐車禁止をあまり取られない雰囲気のものにしてもらえれば、便利なものとして使っていけるのではないでしょうか。

それで、昨日も違うバスの話で言われた部分もありますけれども、例えば親鼻駅から下田野にテニスとか運動をしに行く、公園に運動をしに行く人がかなり徒歩であそこの脇は通るわけですから、その人たちのちょっと用が足せれば便利なところにもなり得るトイレになるのかなという気もしますので、その動線十分よくぜひ検討してみていただきたいと思います。お願いします。産業観光課長。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　３番、小杉議員さんの再質問にお答えします。

小杉議員さんの提案を参考にさせていただきまして、十分検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　63ページ、ブロック塀等撤去及び築造事業支援補助金100万円、これについて建設課長からご説明頂きました。新しいものが新設されて、この後、今月27日ですか、空家等対策協議会とかもあります中で、いろいろな町で古い家屋、やっぱりそれで建設課長触れられていたように、ブロック塀というのはもう全国的に知られている事故、小学生を巻き込んでしまった事故があったわけであります

けれども、そのような観点からでも、そのようなちょっと危ぶまれるものがあっても、なかなかやっぱりお金かかると、本当に危ないのだけれども、いざ壊してもらうというところは大変なところですけれども、新しいこの補助金は、それをかなり後押しできるのではないかと思って、それは期待するところであります。空き家等とかというところで、ちょっと先ほど休憩前の議論の中で、うちの近くの空き家が触れられていたわけでありましたけれども、答弁は要らないよと言われた中で、その話が進んでおりましたけれども、自分のほうは認識しております。歴代の建設課長が折衝いただいてお願いして、自分もお願いしたりして、ご答弁のように今はなかなか会うのもままならないというのを認識しておりますし、町長におかれましては、長瀞方面の方なので、本当にそちらのほうの長の方にもご相談申し上げたという事実を自分は認識しております。それで、なかなかそれでもままならないというものがありまして、それで地元ではやはりどうにかしたいというので、今民間主体で迂回路とか、いろいろご協力頂きながらやっていくような感じでなっております。林議員が大変心配してくれていましたけれども、そんなところでまた自分としても協力させていただきたいので、よろしくお願いいたします。とにかくブロック塀とか、こういう新しいものがまたそれぞれ町を変えていく、安全な方向に、安全なまちにという観点においては、いいものができたなとお聞きいたしました。

67ページ、学校給食センター等検討委員会報償金について説明頂きましたけれども、そろそろ建て替えたいのかなというところで、まず検討委員会ができてくるのかなというところなのでしょうけれども、検討委員会というのはどのような姿、メンバー的なもので考えられているものがあるのでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

まだあくまでも予定なのですけれども、皆野町、今コミュニティースクールというものを進めております。学校運営協議会というものがありまして、学校と地域が一体化するという事業がございます。せっかくそういうものをつくっておりましたので、そういう中からも代表委員さんなり、一般委員さんなりが参加していただければと思います。また、一般公募ももしできればいいのかなということで、あとは教育委員会の教育委員さんなり教育委員会職員と、あと町関係の各町の執行部のほうの課長さんなり、町長さん、副町長さん、教育長も含めて、そういう方の町関係の職員等も予定しているというような形でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　了解しました。実際につくるとなるといろいろ大変な面があるのでしょう。いろいろな問題の中でよく検討していっていただけるためのものができるものと認識いたしました。

72ページのほうの児童用タブレット、生徒用タブレットについてお聞きしましたけれども、まず初年度はギガの通信網を整備するのだというお話を先ほどお伺いしましたけれども、これは今、自分なんかまだ分かりづらいところあるのですけれども、今５Ｇ（ファイブ・ジー）とかいう時代が来て、その５Ｇ（ファイブ・ジー）になると瞬時にいろんなものが動かせる、そういう通信網に、もう時代はそっちに向かってしまっているようなので、もうコロナウイルスで大変なのだけれども、そうでなければ時代はむしろ今の話題はそっちぐらいの感じのところなのかなって思うぐらい、実際アメリカ、中国なんかもそれの覇権争いを一生懸命しているのを認識していますけれども、５Ｇ（ファイブ・ジー）、そういうことですか、ギガの整備をすると言われたのは。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

このギガという言葉が世の中にいろいろありまして、一つだけではないというギガです。例えばテレビのコマーシャルとかを見ていただきますと、携帯電話の通信速度とかのギガございますし、パソコンとかを見ますとハードディスクの容量もギガバイトというところもございます。ただ、今回のこのＧＩＧＡスクールのこの言葉の語源というところなのですけれども、こちらが文字でＧｌｏｂａｌ　ａｎｄ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｇａｔｅｗａｙ　ｆｏｒ　Ａｌｌという、そういう言葉を略してＧＩＧＡとなっていますので、若干今携帯電話の通信速度とかというところとはまた違う言葉で、なかなか紛らわしいと言われてはおります。そのものの意味というのがその単語をそれぞれ略していきますと、みんなのための地球的な革新の入り口という感じなのです。ただ、これだとよく分からないので、さらにもう少し分かりやすく言わせると、これは豊田教育長さんに訳してもらってあるのですけれども、豊かな生活を送れる人、ＡＩ社会です。来たるべくＡＩ社会で豊かな生活を送れる人の育成を目指す学校というような表現になるという形で考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　なかなか分からないところ、自分では分からなくて質問がちょっと勘違いからも来ているぐらい分からないところもあるけれども、今の子はそれが分かってくることにも当然になっていくわけで、今さっき言われた何かまた豊田教育長、すごいことを秘めているみたいなので、ご紹介ください。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　ご質問にお答えします。

今、教育次長が申し上げたとおりなのですけれども、またこれ以上話すと、わけ分からなくなってしまうかもしれませんけれども、Society5.0の時代がこれからやってくると、Society1.0が狩猟時代、Society2.0が農耕時代、Society3.0が工業時代、Society4.0が情報技術時代、そしてSociety5.0がこれからの時代で、ＡＩと共存していく社会、この社会を豊かに乗り切れる子供たちを育てるためのＧＩＧＡスクール構想というふうに解釈していただけると、分かりやすいのではないかなと思いましたけれども、混乱してしまったでしょうか。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　３番、小杉修一議員。

○３番（小杉修一議員）　いや、説明としては何となくよく分かった感じがしてきます。今４ぐらいなんかと思いますけれども、もう皆野町は５ですか。

〔「５に突き進んでおります」と言う人あり〕

○３番（小杉修一議員）　情報技術の上行きますね。共存する時代ですね、コンピューターと。どこかでそれをまたぜひ売りにしていただいて、前回自分はちょっとまたこの辺も不勉強で、プログラミングというのをやる以上、全国的にもトップを突っ走ってくれという趣旨でお話しさせてもらったのですけれども、今のをお聞きして、お任せします。よろしくお願いいたします。本当にまたその方向で、グローバルな人間をぜひ育てていただく方向でよろしくお願いいたします。

最後、マレットゴルフ場の噴霧器のお話をしていただきましたけれども、噴霧器が２台、これが水まくのかなと思って自分は考えていたのですけれども、お聞きしましたら、除草剤をまくということになった

ので、またちょっとコメントさせてもらうと、除草剤というのがなかなかよさそうで、環境にはよくないわけで、日野沢で川原で遊ぶ自然を体験する施設のちょっと手前のほうで、あまり除草剤をまくのもどうかなと思って、あまり言わないでやったほうがいいのではない。でも、草は昨日も言いましたように生えますから、まかざるを得ないというか、あまりうまくやってください。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑はございませんか。

10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　何点か質問させていただこうと思ったのですが、今までの議論の中で答弁頂いたことも多かったので、私は２点だけ質問をさせていただきます。

まず初めに、46ページ、項１保健衛生費、目４母子保健費の中の節17備品購入費、携帯型スポットビジョンスクリーナーが132万円、これの説明をまずお願いをいたします。

次に、55ページ、項１商工費、目２商工振興費、節18負補交の中で、空き店舗等活用補助金100万円と計上されておりますが、内容が要するに建物の購入や改修経費が一定期間の家賃補助ということになっているのですけれども、これが例えば建物を100万円で購入したら100万円全部それが補助金としていただけるのか、改修経費も要するにかかった費用が全額この100万円もらえるのか、一定期間の家賃補助ということですけれども、この一定期間というのはどの程度見込んでいるのか、この100万円というのが要するに１人に全額行くような補助金なのか、その辺のことを説明をお願いいたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　10番、大澤議員さんからの質問にお答えいたします。

46ページ、衛生費、目４の母子保健費の備品購入費、携帯型スポットビジョンスクリーナーでございますけれども、これは３歳児健診の充実を図るということで、その中でも眼科検診、こちらの質の向上、視覚異常を早期に発見をするということで、携帯型の機械です。保健師や看護師でも操作ができるもので、近視、遠視、乱視等の屈折異常が瞬時に評価できるというものでございます。健診等で活用をしてまいります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　10番、大澤議員さんの質問にお答えします。

空き店舗等活用補助金の制度概要ですが、この空き店舗等に該当する施設につきましては、過去において店舗または事務所もしくは住居の用に供していた建物で、現在使用されていないものが該当します。空き店舗等と等がついているわけですが、事務所等についても該当いたします。

それから、補助の対象者ですが、出店しようとする空き店舗等におきまして、継続して３年以上営業することが見込まれることが条件の一つになります。補助の対象経費といたしましては、空き店舗等を購入するための費用、また改装するための費用、また空き店舗の賃借料等が該当します。補助金の額につきましては、町内に在住の方については50万円が限度となりますが、移住者につきましては限度額は100万円になります。なお、補助率につきましては、例えば店舗の改装事業については、補助対象経費に対して３分の２以内となっております。総額で町内の方については限度額が50万円、移住者については100万円が限度額となっております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　では、初めにスポットビジョンスクリーナーということについて、再質問をさせていただきます。

３歳児の目の検査ということを考えたときに、とてもこれは要するに今子供たちが一番私の知っている限りでは、小学校に入ってから例えば眼の検査というのはすることあったのですけれども、幼児のうちに目の検査というのは、今までになかったように思います。それで、その上で考えてみますと、今小学校入学前の子供でも、眼鏡をかけている子というのをよく町で見かけることが、以前に比べると確かに多くなっています。それがこの３歳の段階でもこういうふうな機会があって、目の異常なりを早く発見できるとしたら、これは子供にとって一番いいことだなというふうに思って、私はこの機械を買っていただくということに大変喜んでおります。子供たちの健康とかということを考えたときにも、異常はなるべく早く、早期発見、早期治療ということが一番いいわけですから、ぜひ一日も早くこの機械を購入していただいて、３歳児の健診に活用していただきたいということを要望しておきます。

次に、空き店舗のほうのことなのですけれども、私この大綱を見ておりまして、空き店舗等活用補助金とあるけれども、空き家、店舗という、その２点だけにしか活用できないものであるというふうに私は思っていたのですけれども、今の答弁を頂くと、その事務所でも、利用できるということなので、それはよかったなというふうに思っています。

そして、なぜかと言いますと、要するに空き家に関して言えば、移住に関してもなかなかうまくマッチングができないで、実現ができていないという状況がある。そして、空き店舗に関して言っても、これはもう随分前から町内でも商売を辞めたお店に関して、ぜひ活用したいということをお願いしても、なかなかその店舗の持ち主は貸してくれないという現状が長くありました。その空き家、空き店舗に関しては、私はとても実現することが難しいのではないかというふうにずっと思っていました。今そのお話の中で、事務所ということになってくると、またこれは別で、大きなもっともっと空き家とか空き店舗よりも大きい場所になるわけだから、また今度は事務所のほうがもしかしたらこれからの時代に活用が進むのではないかなというふうに思っております。課長にお伺いいたしますけれども、その空き店舗、空き家に関して、今までにこの補助金が活用するような事例というのはありましたか。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　10番、大澤議員さんの再質問にお答えします。

この制度が始まって何年かたったわけですけれども、昨年までは実績はございませんでした。ただ、今年に入りまして、空き事務所を使いたいと、借りて改装した上で使いたいというお話がありまして、現在、順調に進んでおります。それが実現すれば、第１号ということになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　10番、大澤径子議員。

○10番（大澤径子議員）　今のお話を聞いて、ああ、よかったというふうに思いました。空き店舗に関しての本当に私自身もお店やっていた方に、もし貸していただけるのならということを内々にお話を聞いたことも実はありました。けれども、本当になかなか、はい、貸しますという方は出てこないのです。そういう現実の中で、今、私自身事務所を持つ、この空き家、空き店舗等活用補助金の対象に事務所が入っているという認識がなかったものですから、事務所はどうなのだろうかというふうに思っておりましたら、今の課長のほうからも、実際にそういう事例が今あるということを伺って、これからもこの補助金がうまく

活用するためには、様々なところにアンテナを張っていただいて、一つでも多くこの事例が進むように、ぜひやっていただきたいということをお願いいたしまして、私は終わります。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　前の方々がいろいろしたので、しなかったところをちょっとやらせていただきます。

まず、予算大綱の中で、大きな２番の教育・文化・スポーツの推進というところですけれども、このグローバル化について、また学力向上については、現在も教育長をはじめ教育委員会の皆さん方のご努力によって、大変な成果を上げていただいていることに対しまして、敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

そこで、新しく新規ということで事業が始まっているようですけれども、この中の（３）については前の方が質問したので、よしまして、４番、（４）、（５）、（６）について質問をいたします。この実践的英語教育の交流事業というのですけれども、これは早稲田大学との交流というのですけれども、これは中学生との国際交流、これは22万円の予算ですけれども、具体的に（５）も含めてどんな具体的な交流、それから体験、キャンパスツアーは、具体的な計画がありましたら教えていただきたいと思います。

それから、６番の空き教室を活用した語学教室というのですけれども、これは３万8,000円の予算なのですけれども、３万8,000円では講師の謝金や交通費や何かやったら、大したこともできないのではないかと思うのですけれども、これはどんな形でやられるのかお伺いします。

それから、予算書のほうで、歳入で６ページ、款12項１目１地方交付税14億9,874万2,000円、これは昨日説明で聞き漏らしたかどうかはちょっと分からないので、もう一度お聞きするのですけれども、昨年の消費税のアップによって、社会保障財源が１億1,600万円入ってきているのですけれども、その１億1,600万円はこの地方交付税の中に入っているのでしょうか、それともその前のページの消費税、５ページの地方消費税交付金、これも１億1,000万円ぐらいずつみんな増えているのだけれども、どこに入っているのでしょうか、その財源は。お伺いします。

それから、７ページで、款14項１目４教育費負担金、節１学校費負担金、給食費保護者負担金ですけれども、これは3,616万3,000円、それは以前に教育長にお伺いしたときに、給食費は無料にするほうがいいのではないのというようなお話をしたときに、前には検討してみるよという、前回でしたか、にお答えを聞いたと思うのですけれども、その点について無料化をするような検討はして、この予算は予算で計上されているから、今年はないのでしょう、そのままでしょうけれども、検討してみたことがあったでしょうかをお伺いします。

それから、26ページの款２項１目７節７報償費、その中の聖火リレー報償金２万円、その目は同じで12委託料の中に聖火リレー警備委託料60万円、これは今日だかあしただか昨日だったか、採火式というのがあって、それがそのうちこちらのほうにも来ると、それでその内容について昨日説明があったようですけれども、これは流動的だなという感じがするのですけれども、この警備委託料というのはどういう警備をして、予定では、このとおりになるとはちょっと、場合によったら変わるかもしれないですけれども、それについてどうなったかをお伺いします。

それだけお願いします。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　11番、四方田議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

まず、予算大綱で申し上げます。３ページの２、教育・文化・スポーツの推進に掲げてございます、早稲田大学との連携事業についてご説明を申し上げます。まず、前提といたしまして、皆野町は昨年５月に早稲田大学人間科学学術院と包括連携協定を締結をいたしました。今後、地域活性化、また教育環境の向上に向けて、双方協力をして取り組んでいくこととしてございます。その具体的な連携の事業といたしまして、来年度につきましては、ここに掲げてございます４つの事業、計78万6,000円を計上したものでございます。

まず、順にご説明を申し上げます。予算大綱（４）の実践的英語教育交流事業でございます。こちらにつきましては、早稲田大学で例年受け入れてございます海外からの留学生、特にこれは高校生が毎年10人程度プログラムを国と提携してやっていると聞いてございます。この海外から来る高校生を皆野町に連れて来ていただきまして、皆野町の中学生、皆野中学校の生徒との交流を開催するものでございます。あわせまして、先方の留学生にとってのメリットといたしましては、この地域での環境ですとか、またそこでの科学技術の企業の在り方というのを見たいというお話も頂いてございますので、中学校での交流事業にあわせまして、町内をご案内をいたしまして、企業の紹介も併せてするものでございます。

次に、（５）の早稲田大学所沢キャンパス文化祭出店でございます。こちらにつきましては、例年10月頃に開催がされてございます。所沢キャンパスでの文化祭に町として出店をするものでございます。町内の小中学生の作品展示ですとか、また併せて中学生も連れていきまして、中学生にとっては大学生活がどのようなものなのか、大学生からのインタビューをしたりですとか、また大学生の案内のもとにキャンパスツアーをしていただきまして、大学の環境はどのようなものなのかを中学の段階で見ることによりまして、高校選択時のキャリア教育に資するものだというふうに捉えてございます。

続きまして、（６）の空き教室を活用した語学教室でございます。こちらにつきましては、現在主に学校の空き教室を開催場所として想定してございますが、基本的には町民の皆様に対しての語学教室ということでございます。講師につきましては、早稲田大学に来ている留学生、これは大学生としてきている留学生を対象といたしまして、この留学生に講師としてなっていただいて、主に英語の語学教室を毎月１回程度、想定といたしましては７回開催をするものでございます。予算３万8,000円につきましては、基本的には留学生の方は、謝礼金は要らないというふうに聞いてございますので、交通費のみを計上したものでございます。また、宿泊が必要な場合は、一時的にお試し居住用住宅の提供も考えてございますので、そういった意味で予算につきましては、非常に安価に抑えることができたものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　11番、四方田議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、歳入の関係ですけれども、地方消費税の引き上げ分、どこに計上されているかということでございます。５ページの款７地方消費税交付金がございます。今年度２億3,200万円計上してございます。この地方消費税交付金につきましては、地方消費税収入額のうち市町村分と考えられる地方消費税の２分の１相当額が交付されるというものでございますので、消費税の引き上げ等に伴う増額分をこの款に計上しているということになります。

それから、歳出になりますけれども、26ページ、節７報償費、聖火リレー報償金２万円の計上でござい

ます。これにつきましては、７月の８日の日に今の予定では皆野町に聖火リレー実施をする予定でおります。昨日、小杉議員の一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、現在町では盛り上げ施策というのを、独自施策というのを計画をしております。今組織委員会のほうに申請をしている段階ですので、詳細についてはまだこれから詰めるという段階でございますが、昨日も申し上げましたように、沿道での太鼓の演奏で盛り上げるということも考えております。そういった団体に協力を頂いたときへの謝礼ということで計上をさせていただいております。

それから、次の27ページ、節12委託料、聖火リレー警備委託料でございます。60万円の計上ですけれども、これは親鼻駅前から親鼻河原ライン下りの乗り場まで聖火リレーが実施される予定でおります。この間、当然県道または国道を渡っての聖火リレーという形になります。この沿道においては、当然交通規制、また応援をしていただく方々の警備というのが発生いたします。警察等ともその交通規制、また警備状況について警備を今進めているところですけれども、その警備につきましては、一部民間の委託会社に委託をする予定でおります。それ以外には交通関係の団体、それから職員は当然でございますが、消防団、そういった関係団体の方にもご協力を頂く予定でおります。また、皆野高校の生徒さんにもボランティアとしてご協力を頂くということで、学校のほうとは了解を頂いております。そういった警備全体を安全に行う上で、やはり専門的な警備員の配置というのが警察のほうからも要請をされております。そういったことから60万円という範囲の中で、警備の委託会社に警備を委託するというものでございます。主には聖火リレーの、警察がいるところには雑踏警備という表現をいたしますが、聖火リレーを見ていただく方の方たちが安全に見ていただけるような警備ということを中心に考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育長。

○教育長（豊田尚正）　ただいま四方田議員さんからご質問がございました件についてお答えを申し上げます。

その前に、ねぎらいの言葉を頂き大変ありがとうございます。

７ページの学校費負担金、学校給食費保護者負担金関係のことでございますが、教育委員会といたしましては学校給食費を無償化にするということの考えでございますけれども、学校給食法にあるとおり、材料費につきましては保護者が負担と、そして施設設備、また人件費については学校の設置者がというふうに規定されております。これを遵守するということになると、教育委員会サイドとしては、無償化については考えがないと申し上げるしかございませんが、しかしながら、子育てを一生懸命されている方々のための支援という子育てのそういったこと、あるいはまちづくりの手厚い支援をすることによって、いい町だということが広がっていくことの効果なども考えるとすれば、町全体で今後考えていく課題ではないかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　大変丁寧にご答えを頂いたのですけれども、１点だけちょっと確認というか、交付税については、地方消費税交付金の中に１億1,600万円も含まれているということで、確かにこの昨年の予算から見るとちょうど11億円ぐらい増額になっているので、それはいいのですけれども、ここで今年の大綱としては、まず町長にお伺いしたいのですけれども、子育て支援専門の窓口、子育て支援担当というような新しい部署をつくって、この社会保障財源をどこに充てるかというので、一般会計の中で市町

村交付金にこの一覧表をつくっていただきました。これを見まして、この中に3,600万円の財源があれば、3,600万円で無償にできるのです。ですから、この消費税の増額分を社会保障に充てろと、こういうことで来ているのですから、それを財源としてこの社会福祉、または保健衛生、その中に社会福祉費、それから児童福祉費、それから健康衛生費という項目があるのだから、これにその財源を充てて、児童措置費あるいはその辺に入れて、教育委員会ではなくて、この予算を、今回の予算にどうしろ、こうしろという意味ではなくて、それを考えていただきたいというのは、そういうことが将来先々に考えられるかどうか、その辺は見解とかお聞きをしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　ちょっとご確認ですけれども、この配られました資料に使っているものにつきましては、社会保障経費にその２分の１を充てるということが決められておりまして、それをどこに充てたかという資料になります。議員さんおっしゃいますのは、この財源を活用して、給食費の無償化等にできないかというようなことでよろしいわけでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　はい、そうです。今この予算についてやれということではなくて、将来そういうことができるかどうか、またやる気があるかどうかをお伺いするということです。だから、社会保障費が今年は財源としてプラスアルファで１億1,600万円来ているわけですから、それを配分するときに、今度次のときには、その社会保障政策の中に入れられることができるかと、それからやる気があるかということをお伺いするということです。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　お答えいたします。

今お答えしましたように、社会保障財源に充てるということが決められております。それの資料として配付をさせていただいた資料がお手元にある資料でございます。社会保障費につきましては、年々増額の一途をたどっております。そういった意味で、消費税から交付される交付金については、こういった財源に充てろというのが国のほうの方針であります。そういった意味から申しますと、給食費の無償化というのも十分考えてはおりますが、優先順位からいきますと、こういった社会保障に係る財源、年々上昇しておりますので、優先的にはそちらに優先して充てさせていただいております。無償化については、検討はしておりますが、優先順位的にはまだそれほど町といたしましては高くないと、現段階での回答になりますと、そういった答弁になるかと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　ということは、やる気になればできるということですね、法律的にとか。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　その辺はよく調べてみないと分かりませんが、社会保障財源、この中に児童福祉総務費というのもありますが、それの一環という位置づけができるということであれば、それも検討に含められると、この辺はまたよく内容は精査してみたいと思います。

以上でございます。

〔「ありがとうございました。終わります」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　まず、この議案審議が始まりまして、常山議員にも大変申し訳ないことをしたのですが、それらも含めまして、もう一度私のほうから、86ページの項６保健体育費、目１保健体育総務費、節14工事請負費の関係で、これはマレットゴルフ場の建設工事費なのですが、関連しまして、昨日もこの土地の取得についての関連質問の中で、私から総事業費については幾らかということで、大変私も誤解しておりまして、拡張部分を含んだ形での造成費について、教育次長に誘導答弁といいますか、それを求めることで、大変次長に混乱をさせてしまいまして、また改めておわびは申し上げたいというふうに思いますが、改めて冷静に判断しましたら、こういうことだったのです。拡張部分については、もう当初から計画をしていなかったと、そういうことだというふうに思います。というのは、昨日のこの関係のときに次長から、最初にこの総事業費については約4,755万円ということで答弁がされたのです。今日も確認させていただいたのですが、総事業費についてはこのとおりだというふうに、私も冷静になって理解しました。というのは、内訳として設計費が341万円、土地の購入費が1,324万円、建設工事費が今回示されている3,089万円ということで、これをトータルしますと約4,755万円ということで、先ほど常山議員も質問の後、確認させていただきますので、これで間違いないというふうに思います。

そこで、このマレットゴルフ場の工事の内容といいますか、これは全協の中では図面を示されているのですが、これに基づいてもう一度どういった施設の内容なのか、説明を頂きたいというふうに思います。既に議員の方は、全協の中で平面図もお持ちでありますので、それに沿って改めて工事の内容について説明を頂きたいというふうに思います。

それを冒頭にお伺いしまして、順次ページに沿って質問をさせていただきたいというふうに思います。21ページなのですが、項１総務管理費、節12委託料なのですが、ここで行政区長委託料ということで496万円ですか、今までは報酬という形であった区長手当を委託するということになろうと思います。この委託先といいますか、区長会なのか、それとも行政区長個人なのか、この点について質問したいと思います。

26ページなのですが、項１総務管理費、目７企画費の節７報償費、この中で皆野町・台東区共同プロジェクト報償金、それとこれはほかの方からも質問があったかと思うのですが、移住支援員報償金、それと婚活コーディネーターの報償金、これも小杉議員からも質問があったのですが、重複するのですが、この３点について、制度の内容についてお聞きしたいというふうに思います。

27ページになりますが、項１総務管理費、目７企画費の節12委託料、これも常山議員から質問がされました。出会い・移住促進事業委託料66万円なのですが、それとＰＲ出展用物品整備委託料62万円、こうした事業の内容と委託先についてお聞きしたいと思います。

同じく節14工事請負費の移住相談・関係人口総合センター改修工事費約69万円ということなのですが、これの内容と、また関連するのですが、新年度から地域おこし協力隊の常駐場所になろうかと思うのですが、所管する課はみらい創造課ということになろうかと思いますので、離れた場所にこういったセンターといいますか、地域おこし協力隊員が常駐することになろうかと思いますので、ここの連絡体制というか、オンラインといいますか、そういったところの体制ですか、これについてお聞きしたいというふうに思います。

それと、同じく節18負補交のＵＩＪターン支援補助金、１件10万円ということなのですが、50万円の予算ということになろうかと思うのですが、どういう方に補助を出すのか、この点です。

それと、40ページなのですが、これも常山議員から質問がされているかと思うのですが、項２児童福祉、

目１児童福祉総務費、節12委託料、子どものための教育・保育委託料２億3,707万円、これは幼保の教育無償化の関連になるかと思いますが、そこで無償化の対象施設は何か所あるのか、また認定外の施設も含まれているのか。具体的に言えば町内の花の森こども園等について、この無償化の対象になっているのかどうか。

関連して、これもほかの方からも質問がされているかと思います。健康福祉課に新たな組織として、子育て支援担当を新年度より設置するようですが、その設置目的、また主な業務内容、そして教育委員会から業務の一部が移管されるということであります。それらも含めて説明を頂きたいというふうに思います。

それと、56ページになりますが、これも小杉議員からも質問が出されております。項１商工費、目３観光費、節14工事請負費なのですが、日野沢川のふれあい広場の整備事業工事費ということで、産業観光課長のほうから口頭で説明はされて、大体私も理解して、私は２月の定期監査の中で、これに関する図面も頂いていますが、もし早急に図面が用意できるようでしたら、その図面を配付していただいて、再度説明をしていただけたらありがたいというふうに思いますので、もし用意できるようでしたらお願いしたいと思います。

それと、同じく節14工事請負費、これも小杉議員から質問がされております。親鼻河原の観光トイレの新築工事費ということで約635万円ということなのですが、昨年の台風19号で流出してしまった循環式のトイレに代わる新築工事だというふうに説明がされているのですが、場所についても小杉議員の質問に対して答弁がされております。私もこの場所について、トイレ自体も非常に635万円ということで、また循環式のトイレを設置する予定だということなのですが、まだこれから検討なりまた設計とか、そういう段階に、猶予があるならば、できたら正式と言ったらおかしいですけれども、ほかのところにも設置されております観光トイレとして、循環式ではなくて、整備が図られたら、それこそ一般の方も利用しやすくなるのではないかなというふうに思います。小杉議員からは、設置したところに町道下田野１号線から階段でもつけてということが言われたのですが、できるならばその１号線に平面的に出入りができるように、例えばそこのところに盛土なりしてかさ上げして、真夜中に来た人も利用したり、また一般の方も利用できるような、そういった観光トイレに変更ができるのであれば、検討してもよろしいのではないかなと思うのですが、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、61ページになりますが、項３河川費の目１河川総務費、節12委託料とその下の14工事請負費の関係なのですが、主には14の工事請負費の河川流木撤去工事費、田野沢川で70万円の予算なのですが、この内容についてお聞きしたいというふうに思います。

また、関連しまして、小河川の流木の撤去等について、昨年の12月議会の中で私もこの関係について質問しまして、町長からシルバー等に撤去をお願いし、対応していきたいと、こういった答弁がされているわけなのですが、このことが新年度予算の中で反映されているのかどうか、この田野沢川の関係も、そういった関連して新年度予算をつけてもらっているのかどうか。

それと、委託料のところの普通河川敷倒木伐採除去委託料５万円ということなのですが、これについても説明を頂きたいというふうに思います。

それと、63ページ、これも小杉議員の質問とダブってしまっているのですが、建設課長のほうから、ブロック塀の撤去及び築造事業支援助成金の関係、説明がされたのですが、これについてはあくまで施工者といいますか、所有者がこういった撤去なり、築造を行った場合の補助ということで考えてよろしいのか、それと具体的には新年度100万円の予算なのですが、既に具体的に箇所づけと言ったらおかしいですけれ

ども、この辺の方に、方と言ったらおかしいですけれども、危険なブロック塀があるので、これを撤去してもらいたいとか、そういった町のほうでも考えがあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、66ページなのですが、項１消防費、目４災害対策費、節17備品購入費の戸別受信機購入費120万円とありますが、これは何台分を予定しているのか。

それと、67ページなのですが、これも小杉議員が質問されています。給食センターの建設検討委員会の委員の報償金に関連しまして、何年頃を目途に給食センターを更新といいますか、改築といいますか、する考えをお持ちなのか、建設の予定年度といいますか、その辺についてお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

それと、72ページなのですが、項２小学校費、目１学校管理費、節14工事請負費の中で、国神小学校と三沢小学校のトイレの洋式化が予算計上それぞれされておりますが、全てのトイレを洋式化するということでよろしいのか、この点についてお聞きしたいと思います。

86ページになります。先ほど86ページについては、ごめんなさい、マレットゴルフ場についてはもう質問をしていますので、答弁を頂きたいと思いますが、86ページの項６保健体育費、目２学校給食費、節１報酬の会計年度任用職員報酬で1,668万円ということであります。これは、職員何人分の報酬なのか。

88ページの項６保健体育費、目３温水プール費、節１報酬、１点目は会計年度任用職員報酬約518万円、これは何人分の報酬なのですか。

それと、２点目なのですが、節２給料の一般職給料の977万円は、職員何人分の給料なのか。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

では、引き続き実施してまいります。

○議長（若林光雄議員）　総務課長。

○総務課長（新井敏文）　12番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、歳出の21ページになります。款２総務費、項１総務管理費のうち節12委託料、一番下になりますが、行政区長委託料496万2,000円を計上してございます。これにつきましては、令和２年度から地方公務員法の改正によりまして、これまで非常勤の特別職という区長の扱いをしておりましたけれども、今後はそれから外れます。そういったことから、業務委託という形で区長業務をお願いするということで考えて

おります。これにつきましては、３月２日の日に区長さんに集まっていただく機会がございました。ここで令和２年度から、これまでと制度が変わりますということでご説明をさせていただきました。その中でも、業務委託という形で今後はお願いをいたしますという説明をさせていただいたときに、２つの方法が今のところ考えられておりますが、先ほど議員さんおっしゃいましたように、区長会として契約をする場合、それから区長個人として契約する場合ということで考えられます。３月２日の説明会の席では、やはり契約相手を特定して契約すべきではないかというご意見もございました。そういったことも踏まえ、今他市町村の状況も見ながら、どちらがいいか業務内容の契約内容のほうは詰めているところでございます。結論から言いますと、まだ結論は出ておりません。さらに、３月の26日に今度は区長さんの役員の方に集まっていただいて、この件につきまして協議をする場を設けておりますので、その段階ではある程度方向性といいますか、結論を出したいというふうに考えております。現状は、そういった状況でございます。

それから、66ページになります。款９消防費、目４災害対策費の備品購入費になります。戸別受信機購入費ということで120万円予算を計上させていただいております。戸別受信機の台数はということですけれども、20台の購入を予定しております。それとあわせまして、戸別受信機を設置する場合には、屋外にアンテナを一緒に立てて受信をするという仕組みになっております。ダイポールアンテナも合わせまして20本購入させていただきますので、戸別受信機20セットを購入予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　12番、内海議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

みらい創造課関連のご質問は計７点と認識してございます。順にお答えを申し上げます。

まず１点目、予算書の26ページを御覧ください。節７報償費の中で順にご説明を申し上げます。まず１点目、皆野町・台東区共同プロジェクト報償金１万3,000円についてご説明を申し上げます。この内容につきましては、皆野町と台東区との間で、今後連携をする具体的な事業について共同で研究をしましょうということで、来年度、その具体的な研究の会議がスタートいたします。その会議の中に皆野町の職員に加えまして、主に商工会を想定しておりますが、商工会などの民間の方にも入っていただく予定でございます。その民間の方に対しての交通費分の謝礼金を想定してございまして、全部で１万3,000円を計上したものでございます。このほかこの台東区の共同プロジェクトにつきましては、職員の旅費といたしまして、その下の８の旅費の一般職旅費26万8,000円の中に、職員の旅費相当分として３万7,000円が含まれてございます。計５万円の事業ということで、このプロジェクト事業を構築してございます。

２点目、移住支援員報償金でございます。こちらにつきましては10万円の予算でございます。内容といたしましては、町民の方の中で移住を希望される方に対して、実際の移住につなげていただく、そういった活動をしていただける方をあらかじめ応募いたしまして、登録をされた方が実際に活動をして、その成果として移住につながった場合に、その成果の報償金として、１件当たり１万円をお支払いするものでございます。現在、10件の成約を見込んでございまして、10組分の10万円を計上したものでございます。

次に、３点目でございます。その下の婚活コーディネーター報償金でございます。こちらは、予算が20万円でございます。その内容につきましては、移住支援員と同様でございますが、町民の方の中で結婚に対して仲立ちをしていただくような方をあらかじめ募りまして、その登録をされた方がその活動によって成婚となった場合に、成果報酬として１件当たり２万円をお支払いするものでございます。いわゆる仲人さんでございます。予算といたしましては、10組想定をいたしまして、２掛ける10の20万円ということでご

ざいます。

次に、４点目でございます。27ページをお願いいたします。節12委託料のうち出会い・移住促進事業委託料66万円についてでございます。この内容につきましては、昨年度まで商工会青年部が行っておりました婚活イベントが２回ございますけれども、こちらのほうを町のほうで事業を引き継ぎまして、町が主体となりまして婚活イベントを開催する内容でございます。66万円につきましては、２回分開催を想定いたしまして、１回分33万円を見込みまして、２回分の66万円の予算となってございます。主な委託の想定先でございますが、現時点では町内の事業者で引き受けていただけるところがあれば、そちらを考えてございますが、その他婚活イベントを行うような専門的なイベント会社も多数ございますので、そういったものの中で適する委託先を選定していくものと考えてございます。

５点目でございます。同じく27ページ、委託料の中の１つ下でございます。ＰＲ出展用物品整備委託料62万1,000円でございます。こちらにつきましては、これまで皆野町、特にみらい創造課では、シティプロモーションの観点で都内のほうに広く町のＰＲ事業に出てございました。その中で、町のＰＲに際してそういったイベント実績の中で、町を紹介するグッズが不足しているというところを痛感いたしましたので、それを解消する事業ということで、主にパネル、これは記者会見をするときとかに後ろに町の名前が載っているようなパネルをイメージしていただければと思いますが、そういったパネルをつくる部分、またテーブルクロス、トートバッグの制作などを含めまして、62万1,000円の予算でございます。こちらの委託先の想定につきましては、そういったデザイン会社というのでしょうか、そういったところを想定しているものでございます。こちらについては広く公募する形と考えてございます。

なお、このＰＲ出展用物品の事業につきましては、この委託料の62万1,000円に加えまして、そのほか26ページに戻りますが、節10需用費の消耗品の中の210万9,000円でございますが、そのうち１万8,000円、これは台車の購入と折り畳みコンテナを予定してございます。またその下、印刷製本費の中で11万円、これはチラシとポスターの印刷代でございますが、そういったもので今後長期的に使えるＰＲグッズを整備する予算として、合計で74万9,000円として事業を構築したものでございます。

次に、６点目、また27ページにお戻りいただけますでしょうか。節17備品購入費のうち移住相談・関係人口総合センター備品購入費37万5,000円でございます。失礼しました。１つ上です。節14工事請負費、移住相談・関係人口総合センター改修工事費68万9,000円、こちらの内容につきましては、新しく開設をいたします移住・関係人口総合センターの看板の製作費用と、またその事務所に置く木製のスタンドの設置費用でございます。合計をいたしまして、68万9,000円でございます。また、この施設ができた後の連絡体制でございますが、主にメールと電話での本庁との連絡体制を予定してございます。

最後、７点目でございます。節18負担金、補助及び交付金のうちＵＩＪターン支援補助金50万円についてでございます。どのような方への補助ということでございますけれども、こちらにつきましては、都内で４年以上在住された方を主に想定してございます。これにつきましては、その１つ上の移住就業等支援金200万円と関連いたします。この移住就業等支援金につきましては、国、県、市町村が連携をして行う事業でございまして、国から示された要件として、都内に５年以上住んでいた方というような定義がございます。この中で一番戻ってくる可能性の高い大学卒業者が含まれていないというところで、この大学卒業者も含んだ補助金を構築するという意味で、今回このＵＩＪターン支援金につきましては、都内への在籍年数が５年ではなく、４年でオーケーということで１年緩和した補助金でございます。

なお、ＵＩＪターンの支援金につきましては、現在、埼玉県が主導いたしまして、この秩父地域の中で

人材確保対策事業ということで、秩父地域の今後の将来を担う若者を確保するという観点で、各市町村のほうでＵＩＪターンの支援をしてほしいという強い要請がございました。そうした県からの要請にも基づく事業でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝）　12番、内海議員さんからのご質問に１点答弁漏れがございましたので、ご説明申し上げます。

来年度創設をいたします子育て支援担当の趣旨、内容、また教育委員会からの移管内容についてご説明を申し上げます。まず、趣旨でございますが、先ほどの答弁と重複する部分ご了解ください。令和元年10月１日から始まりました幼児教育・保育の無償化等への対応、また町として子育て支援をしっかりと対応していく専門担当の創設という趣旨でございます。主な内容といたしましては、基本的にはいわゆる子育てに関するものを一本の担当で受け持つという内容でございます。具体的な事業の例示でございますが、あくまで例示でございますけれども、母子福祉に関すること、保育所、保育に関すること、放課後児童クラブに関すること、児童手当に関すること、その他、子ども・子育て支援事業に関するものでございます。教育委員会からの移管内容でございますけれども、この子ども・子育て支援給付に関する部分につきまして、これまで教育委員会のほうで幼稚園に関するもの、健康福祉課のほうで保育園に関するもの、これを分割して無償化の認定をしてございましたので、この認定につきまして、健康福祉課子育て支援担当のほうで一本化して行うものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

41ページ、民生費、項２の児童福祉費、節12委託料、子どものための教育・保育委託料２億3,707万2,000円に係る対象の施設ですけれども、町内が２施設です。町外が13施設、合計で15施設になります。

もう一点の認可外保育施設に係る委託料ではなくて補助金になります。節18の負担金、補助及び交付金、これの下から２番目の子育てのための施設等利用補助金102万4,000円、こちらが昨年の10月からの無償化によりまして、新たに創設された認可外保育施設に係る補助金でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　４時３８分

再開　午後　４時４４分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの質問にお答えします。

お手元に配付されております図面の説明をさせていただきます。この図面の下側に道路が走っておりますが、左手が上日野沢側、右手が下日野沢側になります。右側の上の部分が、ここが教育委員会のほうで

管理している運動場になります。橋が２つ架かっていますが、左側が車道橋、右側が人道橋、その下を日野沢川が流れております。左手が上流側、右手が下流側になります。川向こうが日野沢小学校の跡地になります。赤いラインで結んで枠がございますが、ここは平成27年に指定をされました土砂災害特別警戒区域になります。（レッドゾーン）になります。この上側が山になります。この中で緑の色がついている部分がありますが、ここが急傾斜です。以上を踏まえて、再度説明をさせていただきます。

この旧日野沢小学校校舎の跡地のうち、川に面したエリアには、木造の休憩舎を１棟、手洗い、足洗いなどの水場、これについては橋と橋の間に園庭ですか、ありますが、ここから階段が上がっています。ここ上がったところと、それから休憩舎の左側に水場を考えております。それから、防犯灯などを設置します。また、この赤い枠の左側のほうに化粧コンクリートって書いてありますが、ここが閉校の際に設置された記念碑などがございます。こういった記念碑などについては、既存の場所でモニュメントとして整備をする予定です。また、この休憩舎には、過去の日野沢小学校をしのばせるような写真などをパネルにして掲示をしたいと。川に面した部分にブロック塀がございますが、これについては安全対策としましてブロック塀の内側に擬木の安全フェンスを設置をすると、またブロックの危ない場所は撤去をいたします。では、日野沢川に下りてくるのに階段ございますが、この上り下りの階段などについては、補修をしたいと考えております。また、これには表示をされていないわけですが、運動場の表示をされております。すみません。運動場の右側の手前側ですか、公衆トイレ等ございますが、ここに既存の観光トイレがございます。ここの観光トイレを活用したいというふうに考えております。

以上が日野沢ふれあい広場の説明となります。

それから、親鼻の観光トイレの関係について答弁をさせていただきます。内海議員さんから、町道下田野１号線の高さまで観光トイレのほうを上げて、常設タイプのトイレにしてはどうかといったご提案を頂いております。これについては、産業観光課内でも検討したことがございます。一番のネックとなったのが親鼻橋の交差点から近い距離にございますので、警察との協議が必要になります。その近くに駐車場等ございませんので、車が駐車をした場合に交通の渋滞が発生する可能性が高いということで、警察と協議をした場合、許可は難しいのでないかという話を聞いております。それから、費用面の問題も出てくるかと思います。今後については、内海議員さんのご提案も踏まえて、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、最初でございます。61ページであります。下ほどにあります河川総務費、12の委託料でございます。普通河川倒木等除去委託料５万円で、これがございます。これにつきましては、町が管理しております河川の、これから今後台風とかいろいろな雨等で倒木ができてきた場合の除去の費用でございます。先ほどシルバーの委託のほうに予算計上してあるかという内容でございますけれども、事業内容によって、伐採規模とかの内容によってはシルバーの委託も考えております。

続きまして、その下、14の工事請負費、その中の田野沢川の倒木撤去になってございます。これにつきましては、10月の台風19号によりまして、田野沢川の荒川との合流地点に流木と土砂等がたまっております。それを重機等を使って今回撤去する予算でございます。これは、業者に委託する予定でございます。

続きまして、63ページになります。63ページの18負担金、補助金及び交付金、その中のブロック塀等撤去及び築造の補助金でございます。これにつきましては、先ほど小杉議員の質問の中でも答弁させていた

だきましたけれども、町民対象でございます。これにつきましては、町民の方が施行した、先ほど言いました町内の事業所を有し、町の入札参加資格または小規模登録事業者が行った場合に、町民の方に補助をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　失礼しました。箇所づけにつきましては、今の段階では考えておりません。この後、この予算を議決していただいた後に、４月の広報にこの内容を周知する予定でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　内海議員さんのご質問にお答えいたします。

予算書のページの順番で答弁させていただきます。まず最初が67ページになります。こちらの７報償費、学校給食センター建設委員会委員報償金ということで、給食センターも40年経過して、いろんな課題がございます。その課題の関係で、最初は建物の調査なり、それから児童数の推移とか、そういう課題を委員会で検討していただいて、方向性を出していきたいというところです。その方向性の中に、何年後がいいかというようなことが出てくると思います。今現在では、何年後ということはちょっと言えないということでございます。

それから、次のページが72ページになります。72ページの14工事請負費です。こちらの中に国神小学校トイレ洋式化工事、それから三沢小学校のトイレ洋式化工事、こちらにつきましてはこれで洋式化になるということでございます。

それから、今度は86ページになります。14工事請負費、マレットゴルフ場建設工事費となっております。こちらの工事の内容になります。工事につきましては、イン９ホール、アウト９ホール、計18ホール、これは土の面になります。このようなコースを予定しております。それから、プレハブの管理棟１棟、簡易トイレ２基、それから手洗いの水道、そして駐車場20台分などを整備したいと考えております。

続きまして、同じくその86ページです。１報酬の学校給食費の会計年度任用職員報酬、こちら人数が12人です。

続きまして、88ページになります。こちら温水プール費になります。温水プール費の１報酬、会計年度任用職員報酬、こちらがプール監視員の４人です。その下に給料とありまして、会計年度任用職員給料、こちらの事務兼また監視員も兼ねていらっしゃるフルタイムの職員が１人いますので、そちらの方の分１名。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ちょっと最初に質問１点落としてしまったので、申し訳ないのですが、43ページの項１保健衛生費、目１保健衛生総務費、節18負補交の不妊治療支援事業助成金292万円ということなのですが、これの内訳について、どんな予算になっているのかお聞きしたいと思います。

それと、40ページではなくて41ページでした。私がちょっと間違えました。この中で、無償化の対象の事業所につきましては、町内の２事業所、施設を含めて15施設ということなのですが、それ以外の認定外の施設については、無償化の対象になっていないと、その代わり負補交のところの子育てのための施設等利用補助金、ここで対応しているということです。分かりました。

それと、56ページの日野沢川のふれあい広場の整備事業費なのですが、昨年の当初予算の審議のときに工事費の概略について、どのくらいというようなことで質問しましたら、2,000万円ぐらいという当時の概略の答弁がされたのですが、そういった中で大分事業といいますか、希望的にも含めて縮小というか、そういった方向で進んでいるとは思うのですが、ただこの図面の旧の校舎跡地に入っている橋がありますが、この橋の改修等をする場合、何千万円の予算が必要だというような話も聞いていますが、この辺を含めて今後どういうふうに考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

１点ずつ再質問したほうがいいですね。では、最初の。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

43ページ、衛生費、項１保健衛生費、節18負担金、補助及び交付金の中の不妊治療支援事業助成金292万円の内訳でございます。特定不妊治療、こちらが８件、１件当たり35万円を計上しております、280万円。不妊治療、以前からありました５万円の補助です。これは２件です、10万円。不妊検査、こちらが１件で２万円、合わせて292万円でございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

では、日野沢川の広場の関係。

○議長（若林光雄議員）　産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典）　12番、内海議員さんの再質問にお答えします。

日野沢川に架かっている車道橋、それから人道橋ございます。これについては、老朽化しているということで、今年度、橋梁耐力検査業務の委託を行って報告を受けております。今後については、補修工事をする場合には、様々な方法あると思いますが、基本的には詳細設計をした上で工事を実施するという流れになるかと思いますが、今後の広場の利用状況、また在り方等を考える中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　そうしますと、ここは歩道だけに限るとか、そういった方法は検討できないのでしょうが、現状の橋を利用する形で、そういった方向で今後整備を図るというよりか、今の橋を利用する形で整備を図ると、その辺について町長はどんなお考えでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　このことにつきましては、県土整備事務所ともいろいろ連絡を取りましたけれども、当面現状のままでよろしいということですので、今後の活用状況によって、修繕をする必要が生じてきたときには、そのようにしていかなければと思いますけれども、当面は今のままで活用してよろしいということでございますので、その方向でいきたいと思っておりますし、当初から見ますと、かなり縮小した事業になりましたけれども、これらにつきましても、いわゆるここにおいでいただく方々、そうしたものをこれから見据えながら、必要があればより整備をしなければと思いますけれども、今の時点ではこういう形でスタートができればと思っておるところでございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございます。できる限りあまり多額な予算を使わないで整備ができればというふうに思います。ただ、そうは言っても目玉になるような親水広場とか、そこにどの程度魚がいるかどうか私も確認はしていませんけれども、最近やっぱり日野沢川等においても魚等も少なくなっているのではないかなと思いますので、その辺も含めてぜひ利用が増えるようなことも検討してもよろしいかなというふうに思います。それと、以前私申し上げたのですが、名水的な取水というか、できるような、そういった近くに水源等があれば、そういったところで活用できるような方法も、ぜひできたら検討していただきたいというふうに思います。

小河川の流木の撤去等についてなのですが、具体的には新年度予算の中では、これの予算化をされていないということなのですが、昨年の台風19号、関東甲信、東北含めて河川の氾濫等による大規模な水害が発生しておりまして、その対策として総務省が豪雨による被害を軽減するために、各自治体が管理する河川やダムなどの土砂の撤去、また河川周辺の樹木伐採等を行った場合、行う自治体に対して、事業費の70％を地方交付税措置すると、これは2020年度から５年間の限定のようですが、そういった制度がスタートするようです。こういった制度を活用するといいますか、皆野町で所管する河川といったら限られてくるとは思うのですが、そういったことを含めて、こういった事業等、制度等を活用する中で、この間申し上げてきております小河川等の流木の撤去、また河川の堆積土の撤去、これはその役場の裏のところ、滝の入沢川がもう既に堆積土の撤去をもう県のほうでしていただいていますが、これは県の所管になりますから、県のほうとしてこういった起債等を行って交付税措置が受けられるような、そういったことが考えられると思いますので、県の所管しているところについても、そういった制度を積極的に使って、事業が推進できるように町としても要望を出していくとか、そういった方法があるかと思うのですが、この制度の活用について考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

今内海議員さんが申されました国の総務省の補助金につきまして、近いうち説明会がございます。先ほど言いましたように、県が管理するものにつきましては県、県の管理におきましても、秩父県土事務所が管理するもの、秩父農林振興センターが管理するものという河川がございます。それと、町の河川というような形がございます。その河川の今この事業を使って、どういうふうにしていくかというような形です。秩父県土事務所が管理している河川の打合せ会があした、あります。そこで、この詳しい内容が出てくるかと思います。その後、町につきましても、その事業の内容を見まして、随時検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　具体的にもうその件については話が進んでいるようなのですが、ぜひ町で所管する部分についてもこの制度が活用して、この間私のほうからもたびたび要望させていただいていますが、小河川の流木の撤去等々にもこの制度を活用して事業が推進できできるように、ぜひ検討していただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。

それと、88ページの温水プールの一般職の給料977万円の職員何人分か、これ答弁頂いていないかと思うのですが。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　大変失礼いたしました。一般職につきましては、今現在２名の職員が勤務しております。その２名分になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

最後になります。マレットゴルフ場の建設工事の関係なのですが、この件について町長にお考えをお聞きしたいのですが、昨日の土地の取得の議案のところでも私からも触れましたが、大変この土地の財産取得について不明瞭な部分がございました。この件があったものですから、私も深追いしてしまったというか、拡大といいますか、今後の造成予定等のところまでちょっと深追いして、次長に大変混乱をさせてしまったのですが、大変この点ついては、私としては納得できない部分もございます。少なくとも土地のといいますか、財産を取得する場合、一つの事業の中で個別の所有者から、確かに契約はしますけれども、その事業全体として必要な用地、もう１つの１件というふうに考えて700万円以上であれば全てそこで計上して議決すると、これがベターな姿だったのではないかなというふうに思います。既に昨日の土地の取得の議案以外のところももう売買が済んでいると、そういうことのようです。非常に私は、ここのところは問題のやり方だなというふうには思うのですが、いずれにしましても、昨年の予算の審議のときに用地の取得費約2,000万円で、その工事費については約1,000万円と、こういったことでスタートをしているわけなのですが、今日、私のほうから次長のほうに、総事業費については確認をさせていただきました。4,755万円と、総事業費、そういったことで、これから事業を進めていくということになろうかと思います。ただ、今後の運営なり、また管理等も含めて、ぜひ規模なり工事費をできる限り縮小して、維持管理も、しやすいような、そういったことも検討すべきだと思うのですが、最後になります。この件について町長として、総事業費は一応示されているわけですが、今申し上げたような形で努力していただけるかどうか、この点について町長の考えをお聞かせしていただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町長。

○町長（石木戸道也）　総事業費を超えないような範囲で対応していきたいと、このように考えております。

〔「以上です。ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇

◎延会について

○議長（若林光雄議員）　皆さんにお諮りいたします。

時間も大変経過しております。本日の会議は、この程度にとどめて延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◇

◎次会日程の報告

○議長（若林光雄議員）　次会日程の報告を行います。

あす13日は、午前９時から本会議を開き、提出議案の審議を行います。

◇

◎延会の宣告

○議長（若林光雄議員）　本日はこれをもって延会いたします。

延会　午後　５時１４分

令和２年第１回皆野町議会定例会　第４日

令和２年３月１３日（金曜日）

議　事　日　程　（第４号）

１、開　　議

１、議事日程の報告

１、議案第１３号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算の質疑、討論、採決

１、議案第１４号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算の質疑、討論、採決

１、議案第１５号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の質疑、討論、採決

１、議案第１６号　令和元年度皆野町一般会計補正予算（第５号）の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１７号　令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１８号　令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）の説明、質疑、討論、採決

１、議案第１９号　令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の説明、質疑、討論、採決

１、議案第２０号　町道路線の廃止及び認定についての説明、質疑、討論、採決

１、同意第　１号　監査委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

１、同意第　２号　公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

１、同意第　３号　農業委員会の委員の任命についての説明、質疑、討論、採決

１、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

１、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

１、広報常任委員会の閉会中の継続調査について

１、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

１、議決事件の字句及び数字等の整理

１、閉会について

１、閉　　会

午前８時５９分開議

出席議員（１２名）

１番	大	塚	鉄	也	議員	２番	林		太	平	議員
３番	小	杉	修	一	議員	４番	宮	前		司	議員
５番	常	山	知	子	議員	６番	若	林	光	雄	議員
７番	大	澤	金	作	議員	８番	新	井	達	男	議員
９番	林			豊	議員	１０番	大	澤	径	子	議員
１１番	四	方	田	実	議員	１２番	内	海	勝	男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石	木	戸	道	也	副町長	土	屋	良	彦
会計管理者兼会計課長	橋	本	賢	伸		教育長	豊	田	尚	正
総務課長	新	井	敏	文		みらい創造課長	中	島	直	輝
町民生活課長	長	島		弘		健康福祉課長	浅	見	幸	弘
税務課長	豊	田	昭	夫		産業観光課長	玉	谷	泰	典
建設課長	宮	原	宏	一		教育次長	設	楽	知	伸

事務局職員出席者

事務局長	吉	岡	明	彦		書記	山	田	厳

◎開議の宣告　（午前８時５９分）

○議長（若林光雄議員）　ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（若林光雄議員）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎議案第１３号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第１、議案第13号　令和２年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　１点だけ質問させていただきたいと思います。

４ページになりますが、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節２特別交付金の関係なのですが、ここに特定健康診査等負担金ということで251万円ということで歳入のほうで予算化されているのですが、これに関しまして、この負担金というのはどういう中身かということと、病気の早期発見なり重症化を防ぐ、そういったことで特定健診が実施されているかと思うのですが、聞くところによりますと、皆野町の受診率というのがここ数年三十四、五％ということであっても、かなり県内でも低いほうだというふうに伺っております。そういった中で担当課なり、また担当課長自ら対象世帯といいますか、そういったところまで健診を勧めて回っていただいているという、そういったような実態もございます。この受診率が低いと何か不利益といいますか、そういったことがあるのかどうかを含めてご説明を頂きたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長。

○町民生活課長（長島　弘）　12番、内海勝男議員さんのご質問にお答えいたします。

４ページの款５県支出金の項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節２特別交付金でございますが、うち特定健診等負担金251万4,000円の計上は、こちらにつきましては特定健診にかかりまして国３分の１、県３分の１の負担金がございますが、その金額でございます。また、特定受診につきましては、勧奨を応急しているところでございますが、県の目標でございます60％と大きく乖離している状況でございまして、平成30年度のデータでございますけれども、皆野町が34.4％ということで63市町村中58位という低位にお

ります。このために勧奨をしているところでございますが、これまでその上の特定調整交付金につきまして申し上げますと、受診率が高い場合にそこにプラスアルファとしてインセンティブポイントという形で交付金があったわけですが、令和２年度からは特定健診があまりにも低いと、その分をインセンティブポイントということでマイナスにして交付するという措置も取られるようでございます。このために受診率の向上に向けて今後も取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第２、議案第14号　令和２年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　ページ13、款３項２一般介護予防事業費、節12委託料、介護予防事業委託料ですけれども、高齢者の介護予防のため、温水プールを利用して毎年１期を10日間、２期に分け、20日間今実施していると思いますけれども、これが水中運動によってかなり効果が出ているように見受けられます。足、腰、腕が回らないとか悩んでいた方が水中運動により整形外科に通院する回数が少なくなり、よかったとか聞きます。さらに、血糖値の高い方は食事療法とか運動により血糖値を下げることができると言われていますが、水中運動は足腰に負担もかからず最適な方法ではないかと思います。血糖値が高くなると、最終的には糖尿、さらに透析を受けるようになるのではないかなというふうに私自身考えていますけれども、現在町内において差し支えなかったらですが、透析を受けている方の人数、さらに透析を受ける場合の１人当たりの医療費の負担、年間どのくらいかかるのでしょうか。お願いします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　８番、新井議員さんの質問にお答えをいたします。

13ページ、款３地域支援事業費のうちの目１一般介護予防事業費、節12の委託料、介護予防事業委託料1,349万4,000円につきましては、この中にらくらく健康塾等を含めまして、水中ウオーキングなどが含まれております。水中ウオーキングにつきましては、今議員おっしゃるとおり、膝の痛みが薄れたとか、あと気持ちも明るくなったとか、心と体の健康に効果があるものと思います。数値化するのはなかなか難しいのですけれども、透析患者は、手元にある資料ですと、町内で28人が透析を受けております。また、医療費ですけれども、おおむねですが年間１人500万円ぐらいかかると言われております。健康福祉課では、糖尿病の重症化予防にも取り組んでおります。以前は、年間２人から３人の新規の透析になる方がいましたけれども、ここのところ１人あるいはゼロといった年が続いております。こういったことからも効果が出ているのではないかというふうに推察をしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　８番、新井達男議員。

○８番（新井達男議員）　どうもありがとうございました。これは、私もよく感じるのですけれども、水中運動をやりたいのですけれども、らくらく健康塾ですか、あれがちょうど水中運動を火曜日にやっていると思う、これ予防になると思うのですけれども、火曜日に同じ時間帯にやっているようで、水中運動に来たいのだけれども、らくらく健康塾、そっちのほうへ行くので、行けない。これ何とか曜日をずらすとか、さらに同じ日に多分500円の参加料、そうやって参加するのではないかと思うのですけれども、車を、うまくプール側、水中運動の時間帯とそのプール側と長生荘でやっていると思うのです。それをうまく時間調整して１台の車で移動できるような形ができればいいのではないかなというふうに、今私自身考えているのです。そういうふうに考えている方がおられます。このことに関して、これから考えていただければもっと参加する人が、水中運動ではないですけれども、健康に関して高齢者がリハビリを兼ねた運動をする人が多くなるのではないかなというふうに私感じております。これは要望ですけれども、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第３、議案第15号　令和２年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

議案の説明は11日に終了しております。

よって、これより本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第４、議案第16号　令和元年度皆野町一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第16号　令和元年度皆野町一般会計補正予算（第５号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文）　議案第16号　令和元年度皆野町一般会計補正予算（第５号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

１ページを御覧ください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,756万6,000円を減額し、総額を42億2,015万2,000円とするものでございます。

２ページから５ページまでが第１表、歳入歳出予算補正でございます。

６ページを御覧ください。第２表、繰越明許費として７件を追加しております。

次の７ページを御覧ください。第３表、地方債補正でございます。国のＧＩＧＡスクール構想に基づき、皆野小学校及び皆野中学校において情報通信ネットワークの整備事業を実施いたします。その財源として学校教育施設等整備事業債を借り入れるもので、限度額を1,440万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書３ページを御覧ください。まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。最上段、款１町税、項１町民税、目２法人は799万2,000円の減額でございます。法人税割について、当初の見込みより大幅に少なくなる見通しとなった法人があるためでございます。

３段目、款６地方消費税交付金は330万円の増額で、県からの交付見込額の増に基づくものでございます。

最下段、款13分担金及び負担金、項１負担金、目２民生費負担金、節１児童福祉費負担金の保育所児童保護者負担金500万円の増額は、利用児童数の増加に伴うものでございます。

４ページを御覧ください。最下段、款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金に計上している各課目は、それぞれ実績に基づく補正でございます。

５ページに移りまして、中段の項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金、節１教育費国庫補助金の中の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,447万3,000円の追加は、国のＧＩＧＡスクール構想に基づくタブレット端末整備に備え、学校内の通信ネットワーク環境を整備するための国庫補助金を受け入れるもので、補助率は２分の１でございます。なお、繰越明許費の財源として、令和２年度へ繰り越す予定でございます。

７ページを御覧ください。下から２段目、款19繰入金、項１基金繰入金、目１公共施設整備基金繰入金5,280万6,000円の減額は、充当事業の事業費確定等による繰入金の減額でございます。

その下、目４財政調整基金繰入金2,714万5,000円の減額は、歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

８ページを御覧ください。２段目、款22町債、項１町債、目５教育債の学校教育施設等整備事業債1,440万円の追加は、先ほど第３表、地方債補正で申し上げたとおりでございます。事業費に対し国庫補助金が２分の１当たりますので、残りの２分の１を起債とするものでございます。

歳入は以上になります。

続いて、９ページからが歳出になります。事業の完了に伴う事業費の減額や給与改定等に基づく人件費の補正につきましては説明を省略し、主なものについてご説明をさせていただきます。

13ページを御覧ください。２段目、款２総務費、項７運行管理費、目１町営バス運行費、次の14ページに移りますが、節15町営バス発着所改修工事317万9,000円の追加は、施設の老朽化が予想以上に進んでいたことによる追加工事の増によるものでございます。

少し飛びまして、20ページを御覧ください。款６農林水産業費、項２林業費、目２林道整備費、節13委託料の中の林道整備測量設計調査委託料について、雨乞曽根坂線の減額と二本木線の追加をしております。

また、その下の節15工事請負費において、林道浦山線及び二本木線の整備工事費として1,250万円を追加しております。この林道浦山線及び二本木線の２路線の整備工事につきましては、さきの台風19号による被害からの復旧事業として県の森林管理道施設災害復旧事業の補助事業となります。なお、令和２年度

への繰越明許となります。

21ページに移りまして、款７商工費、項１商工費、目３観光費、節15工事請負費の野巻河原観光トイレ撤去工事費14万6,000円の追加は、さきの台風19号により赤平川が増水した際に破損したトイレを撤去するものでございます。

25ページを御覧ください。上段の款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節15工事請負費の皆野小学校情報通信ネットワーク整備工事費1,520万3,000円の追加と、その下の段、項３中学校費、目１学校管理費、節15工事請負費の皆野中学校情報通信ネットワーク整備工事費1,374万5,000円の追加は、ともに国のＧＩＧＡスクール構想に基づくタブレット端末整備に備え、学校内の通信ネットワーク環境を整備するものでございます。なお、歳入でも申し上げましたが、財源は国庫補助が２分の１、起債が２分の１となります。

29ページを御覧ください。２段目、款13諸支出金、項２基金費、目９森林環境整備基金費188万5,000円の追加は、議案第１号でご審議いただき設置することとなりました森林環境整備基金に積み立てるものでございます。

30ページから35ページまでが給与費明細書、36ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度一般会計補正予算（第５号）の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　歳入の関係で、４ページの法人税割の約1,158万円の減額ということなのですが、当初より大きく見込み違いの法人があったということの説明があったのですが、これについては１社なのか、それともまたどういった業種なのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（若林光雄議員）　税務課長。

○税務課長（豊田昭夫）　12番、内海議員さんのご質問の３ページ、法人町民税の法人税割の減でございます。法人税割につきましては、事業所の業績によるため、安定した固定資産税とは異なり、年度間で変動がございます。今回の減につきましては、１社で1,000万円の、昨年と比較しまして減、300万円の減が１件、200万円の減が１件となったものもございますので、今回このような1,100万円という金額の減額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　３社で大きな影響が出ているということなのですけれども、業種的に例えば特徴ある業種によってこういうふうな状況が生まれているとか、そういう特徴がありましたら。

○議長（若林光雄議員）　税務課長。

○税務課長（豊田昭夫）　業種でございます。一番大きかったのが土石製品の製造関係、あと300万円台につきましては金属製品の製造業、200万円台につきましては総合工事業となってございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。

次に、５ページの項２の国庫補助金、目４土木費国庫補助金、節１道路橋りょう費国庫補助金の社会資本総合交付金約677万円の増額なのですが、これの理由と、また対象路線等分かっておりましたらお聞き

したいというふうに思います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　失礼しました。取りあえず歳入の関係は、その今の点を含めて２点です。

歳出の関係で、17ページなのですが、項１の保健衛生費、目１保健衛生総務費、節19の負補交、不妊治療支援事業助成金約81万円の増額なのですが、これの理由と特定不妊治療等を含めて利用件数別にお聞きしたいというふうに思います。

それと、20ページになります。項２の林業費、目２林業整備費、節15工事請負費の中で林道整備工事費として1,250万円ということなのですが、総務課長のほうから、この路線につきましては、昨年の台風19号による災害復旧に関する工事ということで説明を頂きました。その中で二本木線についてなのですが、ここについても昨年の段階で応急的といいますか、仮の復旧をしていただいたと思うのですが、１月末の降雪時だったと思うのですが、その後、また路面が崩落するという、そういった状況が生まれました。現在、補強がされている状況なのですが、今後正式にこの予算通りましたら、工事が行われるとは思うのですが、工法を含めて、同じような崩落とか、そういった状況が起こらないような工法等を考えていらっしゃるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ページでいいますと、５ページになります。15の国庫支出金の社会資本総合整備交付金でございます。その中の狭隘道路677万8,000円の増でございますけれども、これにつきましては事業費が増額したための増でございます。路線につきましては、町道国神115号線、大渕の持家住宅がございますけれども、それの北側になります。もう一路線、町道三沢54号線でございます。これは、上三沢地内、田中屋さんの裏でございます。

続きまして、ページ飛びまして20ページになります。20ページの林道整備費のうちの工事請負費でございます。先ほど議員さんがおっしゃられましたように、林道二本木線におきましては、１月の28日の雪、その後の大雨によりまして、一部土砂が崩落してございます。それを仮復旧して今現在に至っております。今後ですけれども、その上に13の委託料がございます。13の委託料で林道測量設計委託料、その下の中ほどに二本木線という委託料がございます。これにつきまして、この補正議案を議決頂いた後に業者のほうに委託をいたします。その委託に基づきまして、今後工事を実施していくということでございます。工法につきましては、今業者とも工法をどのようにしたらいいかというようなお話もしておりますけれども、復旧したものにつきましては、大型土のう、トン土のうと言っておりますけれども、それを積んでおります。今後につきましては、ふとんかごというような形のものを積みながら路盤を安定していくというような形で今後委託を出しまして、委託設計をした後、４月下旬には工事を発注し、梅雨前には完成したいという考えがございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

補正予算書の17ページになります。款４衛生費、項１保健衛生費、節19負補交、不妊治療支援事業助成金81万4,000円の増でございます。当初、予算では特定不妊治療が６件、不妊治療４件、不妊検査１件を

見込んでおりましたところ、現在の申請が特定不妊治療が７件、不妊治療が２件、不妊検査１件の実績がもう既に出ております。今後、数件の申請が見込まれるということから、こちらの81万4,000円の増額を要望させていただきました。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　ありがとうございました。林道二本木線の関係なのですが、いずれにしましても、この林道につきましては、日向地区の主要な生活道路でもありますので、ぜひ早い時期に入札等を図る中で工事を執行していただきたいと思うのですが、私も現場を見させていただいたときに、当初の昨年の10月の台風19号の災害状況を見ましたら、表面を流れてきた水がそこに集中して、道路が崩落したのかなというふうに思っていたのですが、何か原因がそうではなくて、地下というか、そういったところの地滑りみたいな、そういう形で崩落したような現象のようです。先ほど課長のほうから、工法についてはふとんかご等の工法で進めたいということでありますので、ぜひそういった災害が防げるような形での道路改良をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　１点、昨日聞き漏らしたかどうかちょっとなのですけれども、25ページの款10教育費、項２小学校費、目１小学校費の中で節15工事請負費1,520万円、それから同ページの中学校費のほうで、やはり節15工事請負費、皆野中学校情報通信ネットワーク整備工事費1,375万円、これは先ほどから聞いていますと、半分は国庫補助で、あと半分は借りてやれということであったと思うのですけれども、今までこれは恐らく昨日の話でも、タブレットを生徒たちに導入するためにやるということなのでしょうけれども、今までもインターネットを使ったり、タブレットも使ったりした授業もあるし、パソコンでの授業もあったように聞いていますけれども、そういった中で新しくタブレットを導入するに対して、この情報通信ネットワーク整備工事というのは、別にどんな工事を具体的にやるのか、分かりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

このＧＩＧＡスクール構想につきましては、まず昨日答弁させていただきましたけれども、最初にネットワーク回線の整備を行いまして、その後にタブレット、２年度は同時なのですけれども、タブレットを配置していくというやり方です。最初にネットワーク環境がないと、タブレットを買っても通信ができませんので、令和元年度の繰越明許で行うものにつきましては、インフラ整備として通信ネットワークの整備、具体的な内容の中ではアクセスポイント、それから無線ルーター、それとあと事前にタブレットを収納するキャビネットを買わなくてはなので、そちらをまず令和元年度の繰越しで用意するものでございます。令和２年度のものにつきましては、今度タブレットを買っていく、令和２年度は無線ＬＡＮ通信回線の整備と収納するキャビネット、それとタブレットを買っていくという、そういう感じの概要になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　大体分かったのですけれども、今までインターネットを使ったりパソコンを使

ったり、タブレットも使ったりして勉強している風景もあったようなのですけれども、そういう今までのものとは全く別のもので整備工事をしなければならないということなのですか。それで、あとは収納とかしまうところとかというのもつくらなくてはなのかという今話もあったけれども、全く今までの無線ＬＡＮや、それからインターネット環境は別物になるのですか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

このＧＩＧＡスクール構想につきましては、国のほうで日本の国内での学校ＩＣＴ教育、その整備がまだ遅れているという認識があるようです。また、自治体間での格差もありますし、国のほうでコンピューター等の整備の希望があるのですけれども、なかなか自治体の予算も限られているもので、パソコンの台数が多分まばらになっていると思います。その辺を国のほうでも考えまして、児童生徒１人１台を目標にパソコンを整備していくというようなことで、今回大臣のメッセージにもありますけれども、１人１台パソコンを使ってＩＣＴ教育をしていくという形ということになります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　11番、四方田実議員。

○11番（四方田　実議員）　大体理解はできたのですけれども、要は今までの環境をさらに充実させて進めていこうというように理解をしたので、よろしいでしょうか。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　四方田議員さんのご質問にお答えします。

大変失礼いたしました。そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑はございませんか。

９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　２点ばかり。

まず、26ページの項４幼稚園費、款10教育費の一番下、15の工事請負費、皆野幼稚園遊戯室空調設備の減額になっているのですが、額からして多分工事を取りやめたというよりは、差額が出たのだというふうに見えるのですけれども、この工事の総額の、またこの元の予算と、その辺の説明をしてください。先ほどこちらが勝手に言ってしまいましたけれども、減額になったのか、それともやめたのか。

それから、その前のページ、25ページ、先ほど四方田議員がお聞きした中のことにもう一歩踏み込んでお聞きしたいなと思うのですが、説明を聞いていまして、おそらくネットワークをいわゆる無線ＬＡＮのネットワークのポイントを学校全体というよりも教室ごとにする関係なのかなというふうに理解したのですが、その理由は大体分かるので、結構なのですけれども、その前提になる先ほど四方田議員の質問の中にもあったように、これまで要するにデスクトップなんかのパソコンでは多分ケーブルでつないでいたのだと思うのですが、そのケーブルを無線ＬＡＮの、新設するものに使えるものではないのかなというふうに考える部分だと思うのですが、使えないというふうに結論が出たのかどうかということ、この２点をお願いします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、幼稚園の遊戯室の空調工事になります。こちらにつきましては、概要につきましては幼稚園の遊

戯室は吹き抜け状態になっておりまして、夏は暑いし、冬は寒いということもございましたので、こちらに後づけになりますけれども、空調を設置する工事を行いました。まず、室内機が置き型のタイプが２台、それから室外機が２台ということになっております。契約額なのですけれども、242万円でございました。今回の補正予算のほうの減額につきましては、事業が終了したということで、実施額も確定したということで減額しております。

それから、先ほどのＧＩＧＡスクール構想の関係になりますが、26ページですか、そちらにつきましては、今までのパソコンルームにあるパソコンも既にもうタブレット型のパソコンを使っております。なので、今回整備する台数の中にはもう既にパソコンルームのほうにあるタブレットは既にあるという台数にカウントしております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　今の空調設備のほうに関してちょっとよく分からなかったのですが、室内機が２台、外気が幾つかちょっと聞こえなかったのと、それから242万円というのは１台の額なのですか。総額で予算では幾らだったのが、トータルで実施した結果幾らになって、この減額121万円が出たという、その関係性がよく分からないので、もう一度お願いします。

それから、またコンピューターの関係ですと、我々もよく分からないという部分が多いので、変な言い方をすると、業者の言いなりになりかねない部分なのです、特に設備や何かだと。何となく聞いていて既存の設備、特にケーブル関係だったら使えるような気もするので、その辺これは要望といいますか、ご注意願いたいというか、分かる人に事前によく相談をしてといいますか、業者の言いなりにならないように、やはりいろんなものもそうですけれども、複数のチャンネルを使って費用の積算等もよく気をつけていただきたいなと要望をしておきます。

先ほどの空調関係、もう一度お願いします。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林議員さんのご質問にお答えいたします。

空調につきましては、先ほどの契約額は工事全体の、エアコン１台というわけではなく、工事本当に全体の額になります。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　だから、工事全体が幾らの予算で、それで実際幾らでマイナスの121が出ている、それぞれの数字が出てこないとよく分からない。

○議長（若林光雄議員）　教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林議員さんのご質問にお答えします。

大変申し訳ありませんでした。当初の予算額が362万9,340円が当初です。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　幾ら払ったの、結局。

〔何事か言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　教育次長、今の質問は総事業費が幾らで、払った金額が幾らで、残が幾らでとい

う質問です。

教育次長。

○教育次長（設楽知伸）　林議員さんのご質問にお答えします。

大変申し訳ありませんでした。まず、予算が先ほどの362万9,340円です。契約額、支払った額が242万円ということです。その差額が120万9,340円ということで、以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　９番、林豊議員。

○９番（林　　豊議員）　本当笑い話にしてはいけないことなのだけれども、当初の予算が362万9,000円で、実際にかかったのは二百四十云々という結果、この減額121万円ということだと、これ３割違うのです。だから、当初のこの積み上げというか、予算の決め方があまりにも３割というと、家計でやったらえらいことなので、もうちょっと見積りをちゃんと取ったのだと思いますけれども、それぞれ２か所なり３か所なりの見積りを取って合わせて、できるだけ企業なんかですと、もう１円、２円の差で決めるようなこともありますので、これは先ほどのコンピューターのことなんかにしてもそうなのですけれども、やっぱり最低２社、三、四ぐらいの見積りというか、あれを取って、できるだけ安くていいのというのが一番ですけれども、そういったコスト意識をもう少し持っていただけたらというふうに考えますので、今後はよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第５、議案第17号　令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第17号　令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第17号　令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億3,820万8,000円とするものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税440万3,000円を増額するものでございます。

３段目、款５県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金464万3,000円の増額は、療養給付費等の見込みによるものでございます。

最下段、款７繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金は219万5,000円の減額でございます。

４ページをお開きください。中段、款２保険給付費、項１療養諸費、目１一般被保険者療養給付費、節19負担金、補助及び交付金は282万円の増額でございます。

最下段、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費は237万3,000円の増額でございます。

５ページを御覧ください。最下段、款７積立金、項１基金積立金、目１財政調整基金積立金258万5,000円の増額でございます。

７ページ以降は、給与費明細書となっております。

以上、簡単ではございますが、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第６、議案第18号　令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第18号　令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘）　議案第18号　令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、内容のご説明を申し上げます。

１枚おめくりいただいて、１ページを御覧ください。歳入歳出予算の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額から204万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億7,911万7,000円とするものでございます。

３枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料70万3,000円の増額でございます。これは、被保険者の保険料を見込んだもので、説明欄のとおり、特別徴収保険料は208万1,000円の減、普通徴収保険料は350万4,000円の増額でございます。

款３国庫支出金、項２国庫補助金、目２地域支援事業交付金（介護予防事業）は454万4,000円の減額でございます。

目４保険者機能強化推進交付金183万9,000円の追加補正は、介護予防の取組など、保険者に対する努力者支援制度によるものでございます。

次に、款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金は1,826万7,000円の減額でございます。

４ページをお開きください。上段、款５県支出金、項２県補助金、目１地域支援事業交付金（介護予防事業）は129万5,000円の減額でございます。これらの国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、年度内に数回サービス給付費の見込みによりまして調整が行われますが、今回の交付予定額が年度内においては最終的なものでございます。

中段、款８繰入金、項１一般会計繰入金は、繰入基準に基づきまして、合わせて168万3,000円を減額するものでございます。

次ページに移りまして、項２基金繰入金、目１介護給付費準備基金繰入金2,000万円の増額は、歳入に不足が生じたため、基金から繰入れを行うものでございます。

６ページをお開きください。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費88万円の増額は、節13委託料、介護保険システム改修委託料56万1,000円が主な補正でございます。

少し飛びますが、11ページをお開きください。中段、款３地域支援事業費、項２一般介護予防事業費、目１一般介護予防事業費200万円の減額は、委託料の支出見込みによります減額補正でございます。

12ページ、下段をお願いいたします。款７予備費でございますが、これらを調整いたしまして、23万9,000円を減額するものでございます。

13ページからは、給与費明細書でございます。

以上、簡単でございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第７、議案第19号　令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第19号　令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長　長島　弘登壇〕

○町民生活課長（長島　弘）　議案第19号　令和元年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、内容をご説明申し上げます。

予算書の１ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,184万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ１億3,186万8,000円とするものでございます。

水色の仕切りの後ろが予算説明書の事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の３ページをお開きください。歳入でございますが、款１後期高齢者医療保険料、項１後期高齢者医療保険料、特別徴収と普通徴収を合わせますと950万2,000円の減額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金は234万2,000円の減額でございます。

４ページをお開きください。歳出でございますが、款２後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金は1,175万2,000円の減額でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１０分

再開　午前１０時３１分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第２０号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　日程第８、議案第20号　町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　議案第20号　町道路線の廃止及び認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、廃止及び認定の議決をお願いいたします路線は、大字下日野沢地内でございます。本件は、一般県道下日野沢東門平吉田線道路改築工事に伴い、町道日野沢34号線、前畑橋架け替え工事の完成により、管理区分を明確し、終点を変更するため、一度路線を廃止し、再度町道として認定し管理していきたいというものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長　宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一）　議案第20号　町道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

議案書の後ろに参考図を添付してございますので、御覧ください。

本件は、わく・ワクセンター西側に位置する１路線でございます。廃止路線は青、認定路線は赤、起点は丸印、終点は矢印で表記してございます。廃止路線は、下日野沢日野地内から風戸地内を経過し、若浜り通じる道路でございます。認定路線は、若浜地内の一般県道下日野沢東門平吉田線道路改築工事に伴い、町道日野沢34号線、前畑橋の架け替え工事により、図面の左側に延長部分と赤く書いてございますけれども、この延長部分の管理区分を明確化するとともに終点が変わることから、一度路線を廃止し、再度町道として認定いたします。

以上、簡単ではございますか、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員）　１点、一旦廃止してまた認定するという、その考え方がちょっと理解できないのですが、認定部分というか、追加部分、延長部分ですか、を変えるだけで、あえて廃止しなくても済むのではないかなと思うのですが、その辺の考え方、お聞きしたいと思います。

○議長（若林光雄議員）　建設課長。

○建設課長（宮原宏一）　12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

町道の廃止、認定につきましては、道路法の第10条第３項及び第８条第２項によりまして、認定を行っております。認定と廃止につきましては、認定区域決定及び供用開始の取扱い要領という国の通達がございます。それに基づきまして、起点、終点、主な経過地の変更につきましては、廃止して認定するという規定になってございます。それに基づきまして、今回の路線も一度廃止し、その後認定するということを行っております。

以上でございます。

○議長（若林光雄議員）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加

○議長（若林光雄議員）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、同意第１号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第１号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時４０分

○議長（若林光雄議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎同意第１号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　追加日程第１、同意第１号　監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、12番、内海勝男議員の退席を求めます。

〔12番　内海勝男議員退席〕

○議長（若林光雄議員）　町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　同意第１号　監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

内海勝男議員を選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより同意第１号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第１号は同意することに決定いたしました。

12番、内海勝男議員の復席を求めます。

〔12番　内海勝男議員復席〕

○議長（若林光雄議員）　12番、内海勝男議員に申し上げます。

先ほど提案されました監査委員の選任につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたので、本席からご報告申し上げます。

◇

◎同意第２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　追加日程第２、同意第２号　公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　同意第２号　公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の浅見雅夫氏の任期が令和２年３月18日をもって満了となることから、引き続き選任したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより同意第２号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第２号は同意することに決定いたしました。

◇

◎同意第３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（若林光雄議員）　追加日程第３、同意第３号　農業委員会の委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也）　同意第３号　農業委員会の委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の委員に欠員が生じていることから、農業委員会等に関する法律の規定により大濵英一氏を任命したいので、ご同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（若林光雄議員）　これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　討論なしと認めます。

これより同意第３号を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、同意第３号は同意することに決定いたしました。

◇

◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第４、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元にご配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申出のとおりと決定いたしました。

◇

◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第５、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第６、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申出のとおり決定いたしました。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（若林光雄議員）　追加日程第７、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申出のとおりと決定いたしました。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（若林光雄議員）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、そのような処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（若林光雄議員）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日で閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若林光雄議員）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（若林光雄議員）　これで本日の会議を閉じます。

令和２年第１回皆野町議会定例会を閉会といたします。

閉会　午前１０時５０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和２年　　月　　日

臨　時　議　長　　林　　太　　平

議　　長　　若　　林　　光　　雄

署　名　議　員　　大　　塚　　鉄　　也

署　名　議　員　　林　　太　　平